

平成 30 年度農場生産衛生強化推進事業

**畜産農場における飼養衛生管理向上の
取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）
の理解と普及に向けて**

（平成 30 年度 改訂版）

平成 30 年 7 月

公益社団法人中央畜産会

まえがき（平成 30 年度改訂版）

家畜伝染病の予防と畜産物の安全の確保は、畜産物の生産を行う上で極めて重要な課題です。国は食品安全基本法第四条において「食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。」と定めるとともに、家畜伝染病予防法第十二条の三に基づいて飼養衛生管理基準を定め平成 29 年 2 月に改訂したところです。

さらに、平成 21 年 8 月に農林水産省は農場 HACCP 認証基準を公表し、フードチェーンにおける畜産農場のあり方について方向性を明らかにしました。これに基づき、公益社団法人中央畜産会は平成 23 年から農場 HACCP 認証の普及推進に積極的に取り組んできました。また、厚生労働省は食品製造業を対象に従来の検査主体の衛生管理に比べ、より効果的にリスクを未然に防止することが可能となり、原因究明を容易にすることのできる HACCP の導入を推進しています。

HACCP 方式は国際的な食品の衛生管理システムのゴールドスタンダードとして世界中で活用されています。農林水産省では畜産現場への HACCP の考え方の導入を図ってきており、平成 21 年 8 月に「畜産現場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）」を公表しました。この認証基準は、HACCP 方式に計画、実行、検証、改善を行うための PDCA サイクルを加えた第三者認証基準として、家畜の衛生管理の基本となる「飼養衛生管理基準」に基づいた衛生管理を行うことで、真に安全な畜産物を生産する農場を支援し、HACCP の考え方に基づいた衛生管理の普及と推進を図ることを目的としています。

本解説書は、この認証基準の理解と普及のために作成されたものであり、今般、これまでの農場指導員等の研修会での活用成績及び関係法令の改正等を踏まえ、更にその内容を検討し、改訂したものであります。平成 24 年 4 月に「畜産現場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）」に基づく、わが国初の認証農場が認証された以後、平成 30 年 7 月 2 日現在 203 農場が認証されております。

HACCP 方式を活用した衛生管理が、食品としての畜産物に対する安全性を向上させる方法として広く世の中からも注目され、必要性が増している中で、本冊子が農場 HACCP の認証に向けて努力を続ける畜産農場及びその指導に当たる関係者の多くの方々に活用され、農場 HACCP 認証の普及に役立てていただければ幸甚であります。

平成 30 年 7 月
公益社団法人 中央畜産会
会長 森山 裕

目次

まえがき

I 畜産物の安全性を確保するために	1
1. 食品の安全性確保等のための法整備とその背景	1
2. 家畜・畜産物の安全性を確保するためのしくみ	2
3. 安全な畜産物生産のための HACCP システム	4
4. 農場 HACCP とその導入手順	4
5. 我が国における農場 HACCP の取り組みの歩み	6
6. 食品の安全を確保するための国際的な動向	6
7. 農場 HACCP 認証基準の構築	8
8. 農場 HACCP 認証基準の特徴	8
II 畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準 （農場 HACCP 認証基準）の解説	11
第1章 範囲、引用文書、用語	11
第2章 経営者の責任	13
1. 経営者のコミットメント（誓約）	13
2. HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限	19
3. 外部コミュニケーション	20
4. 内部コミュニケーション	20
5. 特定事項への備え	24
6. 衛生管理システムの見直し	27
7. 人、設備等の資源の提供と管理	31
第3章 危害要因分析の準備	32
1. 素畜等の原材料及び資材	32
2. 家畜・畜産物の特性	32
3. 意図する用途	32
4. 工程一覧図（フローダイアグラム）及び現状作業、生産環境の明確化と現場での 確認	44
第4章 一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成	79
1. 一般的衛生管理プログラムの確立	79
2. 危害要因分析（原則1）	89
3. HACCP 計画の作成	99
第5章 教育・訓練	109
1. 教育・訓練	109

2. 教育・訓練プログラム	109
第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新	112
1. 内部検証	112
2. 情報の分析	112
3. 衛生管理システムの更新	112
第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項	120
1. 衛生管理文書リスト	120
2. 文書、記録に関する要求事項	120
飼養衛生管理基準	126
飼養衛生管理基準（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊）	126
飼養衛生管理基準（豚、いのしし）	128
飼養衛生管理基準（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）	130
参考資料 [例] 一覧表	133
執筆者一覧	136

I 畜産物の安全性を確保するために

I 畜産物の安全性を確保するために

1. 食品の安全性確保等のための法整備とその背景

畜産物は、最終的に食品となって人の健康に直接かかわるものです。このため、病原微生物の汚染による疾病や異物混入による傷害などのない“安全”なものでなければなりません。この「安全」は、科学的、客観的に確保される必要があります。

一方、“安心”は、人の感性に安堵感、信頼感を与えることによって達成されるものであり、「安心」を科学的に確立することはできません。

このため、畜産物について、その“安全”を科学的、客観的に確保するとともに、常に「安全」な畜産物を提供してきたという実績により畜産農場に対する“安心”（＝信頼）を得ることが極めて重要です。

食品の安全性の確保に関し、わが国で一つの大きな転機となったのは、平成 15 年（2003 年）5 月の「食品安全基本法」の制定と、同年 7 月に内閣直属の「食品安全委員会」が設置されたことです。

この背景として、平成 8 年の大阪府、岡山県等における病原性大腸菌 O-157 による集団食中毒事件（患者数約 1 万人）、平成 12 年の近畿地方における大手乳業会社製造による乳製品中の黄色ブドウ球菌毒素（エンテロトキシン）による集団食中毒事件（患者数約 1 万 5 千人）、平成 13 年の牛海綿状脳症（BSE）の日本国内初の発生、平成 14 年の国の BSE 対策である「国産牛肉買上げ制度」を悪用した牛肉偽装事件（輸入牛肉を国産牛肉と偽って助成金を詐取）などが特筆されます。

わが国における食中毒の発生については、平成 10 年をピーク（事件数約 3,000 件、患者数約 45,000 人）として年々減少傾向にあります。近年は、牡蠣の生食などによるノロウイルスの食中毒が増加傾向にあります。その他の病原微生物の多くは、家畜・家禽の畜産物に由来する食中毒（カンピロバクター、サルモネラ属菌、ブドウ球菌、病原性大腸菌等）と考えられています（図 1 及び表 1 参照）。そのうち、サルモネラ属菌による食中毒については、卵がその全ての原因であるとは断定できないものの、平成 10 年頃から養鶏業界における飼養衛生環境の整備や鶏卵流通業界における冷蔵保存・流通の徹底や賞味期限の設定などの対策が積極的に講じられてきました。その結果、平成 27 年の発生件数は 24 件、患者数は 1,918 人となり、サルモネラ属菌による食中毒の発生件数が大幅に減少したことは、それら対策が功を奏した良い事例と言えるでしょう。

図 1：主な病原体別にみた食中毒事件数の年次別推移（平成 10～29 年・厚生労働省統計）

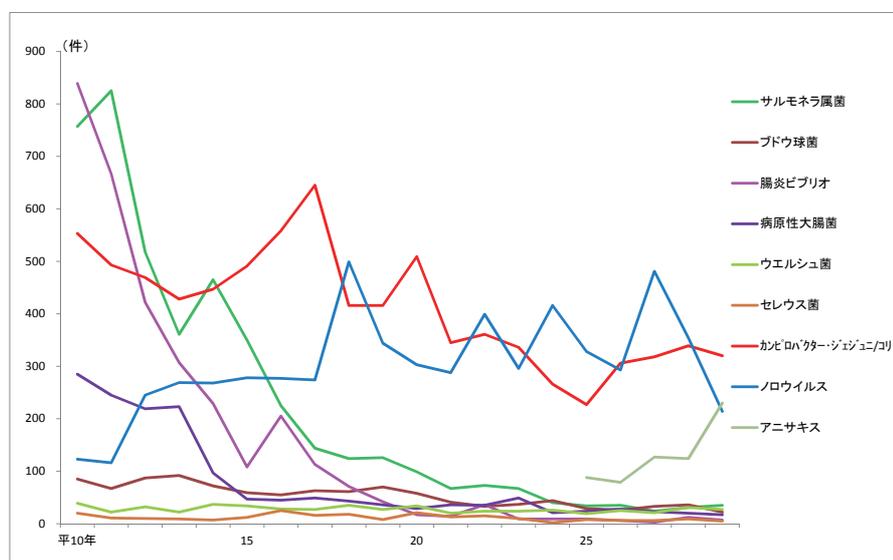


表1：家畜・家禽が関係する食中毒の原因となる病原体

種類	病原体	感染動物・保菌動物	食品
細菌	サルモネラ属菌	牛、豚、鶏	食肉、鶏卵
	カンピロバクター菌	牛、豚、鶏	食肉
	リステリア菌	牛、豚	食肉、乳
	黄色ブドウ球菌	牛	乳
	病原性大腸菌	牛	食肉

一方、食品とりわけ畜産物の安全性を確保するためには、畜産物を生産する農場において健康な家畜・家禽を生産、飼養することが肝要ですが、平成12年にわが国で92年ぶりに口蹄疫が発生したことや家畜伝染性疾病の発生状況などにかんがみ、農林水産省は、上述の食品安全基本法の制定に関連した「食品の安全性確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律」に基づき、平成15年6月、家畜伝染病予防法の一部を改正し、第12条の3で「飼養衛生管理基準」を新たに制定しました。その後、平成22年における口蹄疫の再発生や高病原性鳥インフルエンザの続発などをみたことから、平成23年3月に家畜伝染病予防法の一部改正が行われ、「飼養衛生管理基準」も現行の基準に改正されて現在に至っています。

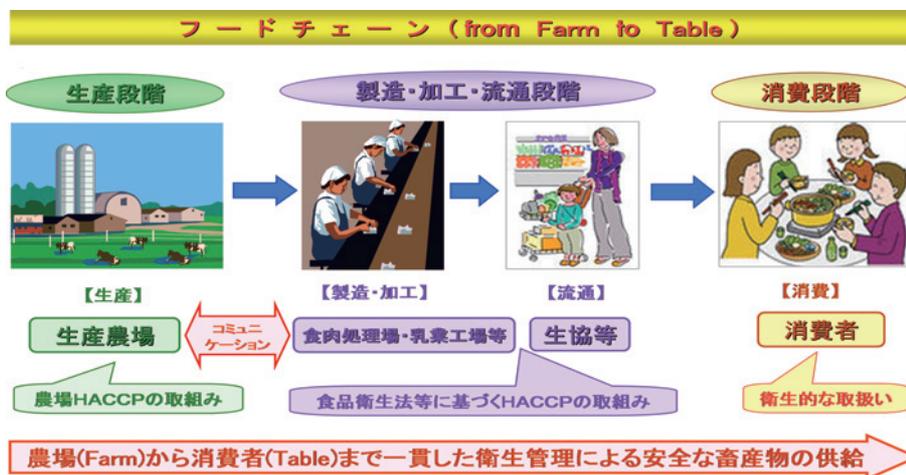
2. 家畜・畜産物の安全性を確保するためのしくみ

畜産物の安全性を確保するためには、生産農場における飼養衛生管理対策を徹底することが重要です。仮に、生産農場から出荷された生産物（畜産物）がその加工段階で食中毒の病原体などに汚染されてしまうと最終製品も汚染されたまま流通し、消費者の口に入ってしまう恐れがあります。逆に生産農場の段階で生産物（畜産物）が汚染されていると、その加工場等で徹底した衛生管理が行われても最終製品が安全であるとは言いきれません。

したがって、安全な食品を生産するためには、その製造から加工、流通、消費に至るまで一貫した衛生管理が求められますが、そのためには、製造、加工、流通のそれぞれの段階で製品の徹底した衛生管理、安全性の確保に取り組む必要があり、これによってはじめて消費者に安全な製品を供給することができます。これを「フードチェーンアプローチ」と呼びます。

畜産物のフードチェーンアプローチにおいては、畜産物の生産、加工、流通の各段階でそれぞれが畜産物の安全性確保のための責務を果たすとともに、各段階が相互に緊密に連携して対応することが求められます（図2参照）。

図2：フードチェーン（安全な畜産物を生産するしくみ）



安全な食品製造におけるリスク管理の一つの手法として「HACCP システム」があります。これは、1959年（昭和34年）に米国のNASAが安全な宇宙食を生産するために構築した食品衛生管理システムです。その後、1993年（平成5年）に国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同食品規格委員会である「コーデックス（CODEX）委員会」がHACCPシステムの考え方を取り入れた「食品衛生の一般原則」を策定するとともに、その付属文書として「HACCPシステムとその適用に関する指針」（いわゆる「コーデックスHACCPガイドライン」）を採択し、これが食品の安全性確保のためのグローバルスタンダードとして世界的に広まりました。

現在では、米国、カナダ、EUの一部諸国などで食品製造におけるHACCPシステムの導入が法律で義務化されており、わが国では、平成7年の食品衛生法の一部改正によって同法第13条で「総合衛生管理製造過程に関する承認制度」が規定され、HACCPが法に組み込まれました。なお、これは任意の制度であり、製造基準が定められている乳・乳製品、食肉製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、魚肉練り製品及び清涼飲料水の5つの食品群が承認対象として政令指定されています。

HACCPは、いろいろな分野で活用されています。特に食品分野においては、機械や電気製品などの工業製品と異なり、原材料が天然のものであるため従前の抜き取り検査では食品の安全性を確保することがより難しいという特性も有しています。それは、ロット間の品質のばらつきが大きく、統計的に抜き取りサンプル数などを決定しても、その結果の信頼性には限界があるといえます。

このようなことから、「HACCPシステム」は、特に食品分野での活用が進められてきています。食品分野におけるHACCPシステムは、食品の特性を考慮して、原材料・資材の受け入れから製品出荷までの全ての製造工程で工程ごとに食中毒の原因物質（病原微生物、化学物質、異物など）が入り込む可能性のある要因（これを「危害要因」といいます）を科学的根拠に基づいて分析・評価し、それぞれの工程ごとに厳重に管理することによって最終製品全てが確実かつ継続的に安全な製品になるという考え方を基本とした衛生管理システムです。言い換えれば、食品の安全にとって“何が危害の原因”となるかを明確にし、その“必須の管理事項”を重点的に管理する手法といえます。

前述の食中毒の原因となっている病原菌の多くは、家畜・家禽が病気を発症せずに保菌状態にあるため（不顕性感染）、農場からそのような病原菌を完全に排除することは困難ですが、農場における一般的な衛生対策を強化することによって病原菌による畜産物の汚染を未然に防止することが重要であり、その手段としてHACCP方式に基づく衛生管理システムの導入が有効です。

今日、わが国の消費者は、“食の安全”に高い関心を有し、安全な食品の提供を強く求めています。一方、畜産経営形態の大規模化や新たな病原体の出現、多国間自由貿易協定など畜産農場を取り巻く情勢が大きく変化してきている中で、農場に口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の病原体が侵入した場合、生産性や畜産経営ひいては社会に及ぼす影響も多大なものになることは、これまでの口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの発生経験から明らかです。

開放的な自然環境下にあることが普通である畜産農場の場合、厳格な衛生管理が行われている食品の製造工場と全く同一レベルで対応することはできませんが、家畜・畜産物の安全性確保の観点から畜産農場においてもHACCPの手法を取り入れた衛生管理システムの導入が必要、不可欠なものとなっています。

3. 安全な畜産物生産のための HACCP システム

畜産物が最終製品として人に対しての与える危害要因とは、大別して生物的危害要因(病原細菌、ウイルス等)、化学的危害要因(動植物性自然毒、添加物、医薬品、洗浄剤、殺虫剤、農薬、アレルギー物質など)、物理的危害要因(注射針、金属片、ガラス片、プラスチック破片、毛、爪など)の3つがあります。

【生物的危害要因】
➢細菌：感染型～カンピロバクター、サルモネラ属菌、病原性大腸菌 (腸管出血性大腸菌O-157を除く)、リステリア等 毒素型～黄色ブドウ球菌、ボツリヌス菌等(以上「食品内毒素型」と呼称される)、腸管出血性大腸菌O-157、ウエルシュ菌等 (以上「生体内毒素型」と呼称される)
➢ウイルス：ノロウイルス、A型・E型肝炎ウイルス等
【化学的危害要因】
➢自然毒：植物性～毒キノコ(アマニタトキシシン等)、馬鈴薯の芽 (ソラニン)キョウチクトウ(オレアンドリン)等 動物性～フグ毒(テトロドキシシン)、貝毒(テトラミン)等
➢化学物質：残留動物用医薬品、残留農薬、洗浄剤、アレルギー物質等
【物理的危害要因】
➢石、木片、ガラス、金属片、注射針、プラスチック、放射性物質等

これらの危害要因の混入を徹底して管理することが必要ですが、そのために農場段階では次の8つの項目について管理するとともに、加工場や消費者に証明できる状況にしておくことが大切です。

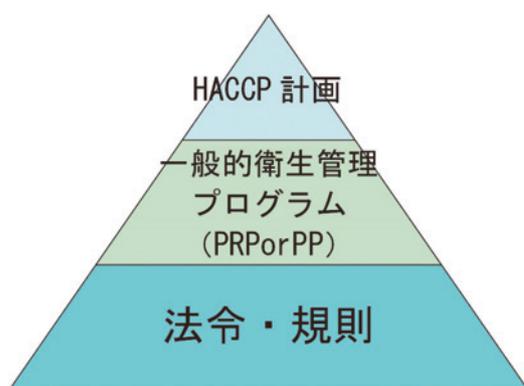
- ①原材料、飼料、飲料水、飲用水が安全である
- ②衛生的な施設、設備で飼育されている
- ③農薬や薬剤が厳重に管理されている
- ④飼育されている家畜や家禽が健康である
- ⑤出荷の際は、安全に搬送している
- ⑥従業員の衛生管理が非常に行きとどいている
- ⑦家畜に対しての、飼育状況や薬剤投与などの情報を提供している
- ⑧伝染病の発生や、天災、飼料の腐敗など緊急時にも備えができています

これらのことを管理し、証明していくための衛生管理システムとして HACCP 方式があります。つまり、生産者にとって HACCP 方式とは、消費者ニーズへ応えるための工程管理の証明であり、PL 法(製造物責任法)による賠償等のリスク回避、そして生産性を上げる目的を含んだ安全な畜産物の生産システムとなります。

4. 農場 HACCP とその導入手順

HACCP は、Hazard Analysis Critical Control Point の頭文字をとったもので、危害要因分析必須管理点方式と訳されます。Hazard Analysis(危害要因分析)は人への健康への悪影響を及ぼす可能性のある生物学的、化学的または物理的要因、あるいは状態を挙げて評価することを、Critical Control Point とは、必須管理点を設定して、そこを重点的に管理することによって、安全性を担保することをそれぞれ意味しています。つまり、HACCP とは、危害要因を分析して、これに基づいて必須管理点を決めて管理する手法です。

一方、農場 HACCP では、必須管理点以外にも飼養管理上重視しなければならない点が多くあります。具体的には安全な飼料や素畜、畜舎環境、外部からの汚染などで、多くは一般的な衛生管理の取り組みによって制御できる危害要因が大半を占めます。そのような一般的に管理する部分を一般的な衛生管理プログラムといい、HACCP システムで管理する前提条件(Prerequisite Program:PPあるいはPRP:前提条件プログラム)としています。



その HACCP システムとは畜産物の安全性のために危害要因を分析、評価し、その各危害要因に対し、1つ1つ予防手段を組み立てて管理することで、最終的な製品の危害要因の汚染を防止しようとするシステムです。

ただ、一般的衛生管理プログラムを確立する場合、全ての法令や規則を遵守していなければなりません。法令や規則とは、飼養衛生管理基準を含む家畜伝染病予防法やポジティブリスト制を含む「食品衛生法」、「と畜場法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下「医薬品、医療機器等法(旧薬事法)」という。)、

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法令」、「飼料及飼料添加物の成分規格等に関する省令」など、農場を取り巻く全ての法令や規則のことで、一般的衛生管理プログラムは、法律を遵守した上で管理プログラムを決定することが原則です。

農場 HACCP システムを導入する基本的な手順は、下表の中の7原則12手順で進めていきます。この原則・手順そのものは、コーデックス(Codex)委員会のガイドラインに示されているものであり、農場 HACCP 認証基準もこれに準拠しています。農場 HACCP システム構築のためには、特に7原則の原則1である危害要因分析が重要です。ここで危害要因分析を行うと同時にその管理手段も1つ1つ決めていきます。また、原則6では検証の方式を設定しておき、システムが構築され、その後、システムを稼働してからも定期的にシステムの検証を行うことで、継続的なシステムの見直しと、改善を行い、さらなる安全な畜産物供給に有効な HACCP システムに改善されていきます。農場 HACCP 認証基準には、HACCP の7原則12手順のみならず、稼働した HACCP システムを継続的に検証、改善するシステムも盛り込まれています。

〔参考〕 Codex の HACCP システムとその適用に関する指針について
—7原則12手順—

- 手順1 HACCP チームの編成
- 手順2 対象品目の明確化
- 手順3 意図する用途の確認
- 手順4 フローダイアグラムの作成
- 手順5 フローダイアグラムの現場確認
- 手順6 [原則1] 危害要因分析(HA)
- 手順7 [原則2] 必須管理点(CCP)の設定
- 手順8 [原則3] 許容限界の設定
- 手順9 [原則4] 監視方法の設定
- 手順10 [原則5] 改善措置の設定
- 手順11 [原則6] 検証方式の設定
- 手順12 [原則7] 文書化・記録方法の設定

出典：Codex 食品衛生の一般原則・附属文書(1997年採択)

農場 HACCP は安全な畜産物供給のための継続的改善システムですが、それに伴い生産性が向上し、事故率の低減、衛生費削減などの実例も報告されています。また、農場側の各記録によりクレームに対しての原因追求や供給先に対して信頼性の向上等にも有効に機能します。

5. 我が国における農場 HACCP の取り組みの歩み

平成8年度から、畜産現場へ HACCP の考え方を導入するため、家畜保健衛生所等による生産衛生の実態（食中毒細菌等の状況）が調査され、平成14年度にはそれらの調査結果をもとに、HACCP の考え方を取り入れた「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」が作成されました。平成15年度には各都道府県でモデル地域・農場の取り組みが推進されるとともに、「家畜伝染病予防法にもとづく飼養衛生管理基準」が策定され、畜産農場において遵守すべき衛生管理規定が定められました。このような取り組みが進む中で、農場側から自らの取り組みを認めてほしいとの要望があったことや、農場 HACCP 普及にあたっては消費者等第三者からの信頼が不可欠であることから、平成19年度から2年間にわたり認証基準の検討が行われ、この結果を踏まえ、平成21年8月14日付で農林水産省から「畜産農場における飼養衛生管理取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）」が公表されました。今後、この統一された基準の下で農場 HACCP が推進されることになりました。

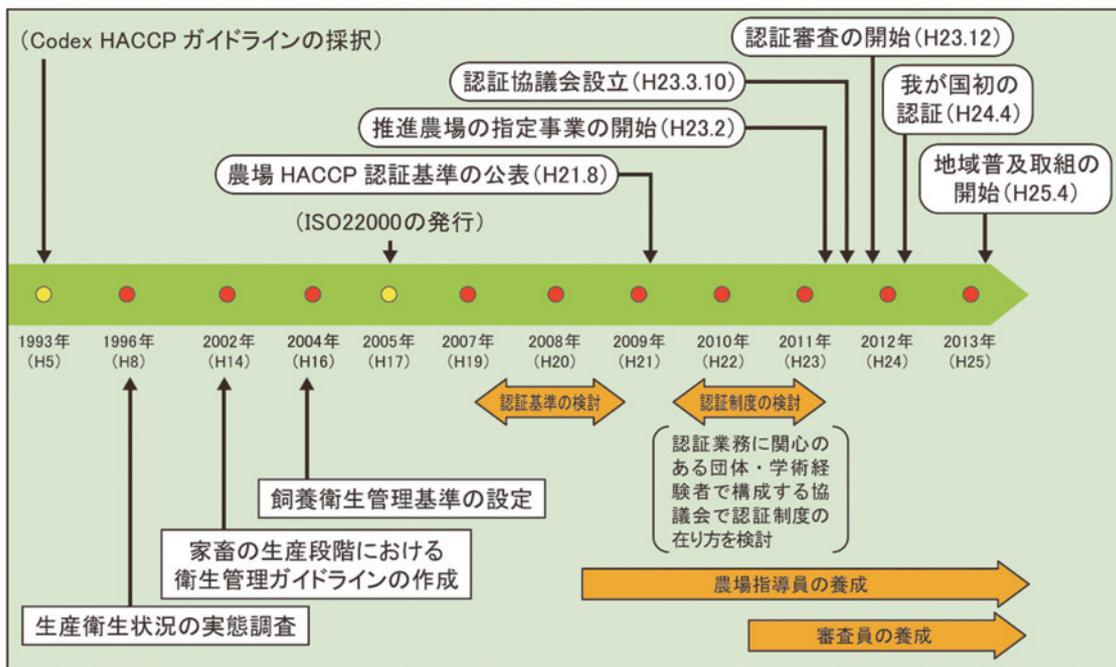


図2 農場 HACCP 認証基準の取り組みの経緯

6. 食品の安全性を確保するための国際的な動向

HACCP システムは前述のように1960年代、米国航空宇宙局（NASA）で宇宙食の安全性を確保するために開発されました。HACCP システムは、すべての製造工程から食中毒などの危害要因（ハザード）を洗い出し、それらを排除・低減するシステムです。それまでの抜き取り検査では抜き取り対象以外の安全性を確保することが出来ませんでした。HACCP システムを導入することですべての製品の安全性を確保する仕組みができるようになりました。その後、コーデックス委員会により「HACCP システムとその適用に関する指針（HACCP ガイドライン）」が採択され（1993年）、HACCP は国際的な食品安全の手法として認知されるようになりました。

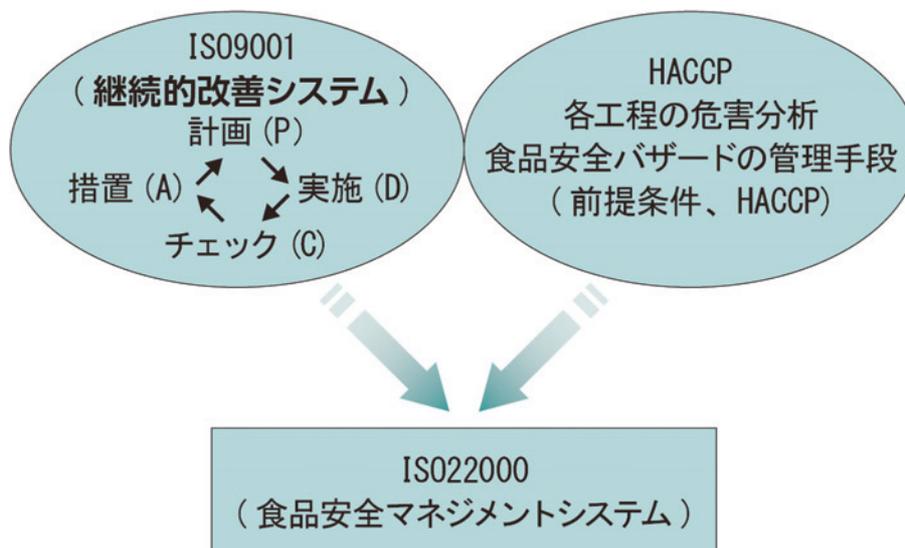
しかし、HACCP はマネジメントシステムを持たないため、PDCA サイクルに基づく改善が図りづらく、さまざまな問題点が指摘されるようになりました。そこで、国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）は、2005年、HACCP と ISO9001 マネジメントシステムを融合させた「ISO22000 食品安全マネジメントシステム（ISO22000:2005）」を発行し、食品安全の国際規格として広く普及しています。

—HACCP システムの歴史—

- 1960 : アポロ宇宙計画で宇宙食の微生物危害の防止のため考案
- 1993 : コーデックス委員会により「HACCP システムとその適用に関する指針」
(HACCP ガイドライン) が採択 ; 「食品衛生の一般原則」の付属文書
- 1997 : 改定
- 2003 : 改定 外部専門家の利用、小規模／未発達企業への適用が考慮された
(国内) 1992 (平4) : 「食鳥処理場における HACCP 方式による衛生管理指針」
(国内) 1995 (平7) : 「総合衛生管理製造過程承認制度」
- 2005 : ISO22000(食品安全マネジメントシステム—フードチェーンの組織に対する要求事項)
が発行
- 2007 : ISO22003 (食品安全マネジメントシステム—審査および認証を提供する機関に対する
要求事項) が発行
- 2010 : FSSC22000=ISO22000+ISO/TS22002-1 (PAS220) が開発され、GFSI に認定
される

ISO22000 はHACCP と ISO9001 を融合したもので、従来のHACCP と比べて、経営者の関与、内部監査(検証)、不適合製品の管理、是正措置などが強く求められています。

<ISO22000 の成り立ち>

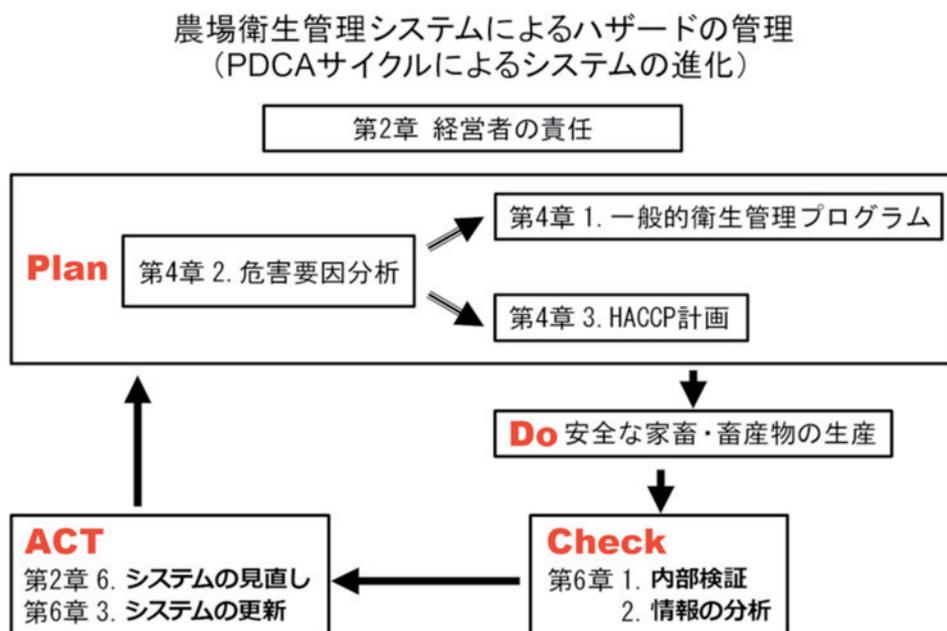


7. 農場 HACCP 認証基準の構築

畜産の衛生管理システムの構築にあたっては、家畜と糞尿との分離が難しいなどの食品工場とは違う畜産の特性を理解した上で、HACCP 計画や一般的衛生管理プログラムを作成し、それらの継続的改善を図ることが重要となります。それによって、家畜の健康増進と安全な畜産物生産を実現でき、より高い社会的信用を獲得することができます。

農場 HACCP 認証基準には、従来一般的な食品製造分野における HACCP と比べ、よりマネジメントシステムの要素が多く取り入れられており、下図のように PDCA サイクル (Plan→Do→Check→Act) に基づく継続的改善が図られるようになっています。

このようにして HACCP とマネジメントシステムを組み合わせることにより、P9 の図のように HACCP システムが常に更新（改善）されていくこととなります。農場の規模・特性を考慮して、最初は簡易なシステムから始めても、次第により精度の高いものに進化させ、生産性向上や食の安全を実現することが可能となります。



8. 農場 HACCP 認証基準の特徴

畜産農場での衛生管理は、食品加工施設の衛生管理とは大きく異なります。そこで農場 HACCP 認証基準では、畜産農場の特殊性を認識したうえで、安全な家畜・畜産物を生産する上で、活用できる衛生管理システムの構築と継続的改善を実行するための規格を示したものです。

農場 HACCP 認証基準の4つの特徴を次にまとめてみました。

1. 相互コミュニケーションにより農場での役割を果たします

食品の安全は、「農場から食卓まで」と言われているように、フードチェーンの各事業者が相互に連携を取って自らの事業の立場を認識し、食品の安全に対する責務を果たすことにより確保されます。本基準では、相互コミュニケーションを確実に実施することを強調しています。

2. 一般的衛生管理と HACCP 計画により家畜・畜産物の安全を確保します

農場 HACCP は、危害要因分析(HA)により得られた結果をもとに必須管理点 (CCP) を決定した上で厳格に管理する手法で、非常にシンプルです。農場 HACCP は、生産に関わる原材料、生産環境、施設、作業手順などのすべてについて危害要因分析を実施し、必須管理点 (CCP) を決めて、管理を集中させる

ことにあります。畜産物の生産作業の流れを主軸にして作業手順書等の中に法規制や一般的衛生管理などの事項を集約させていく方法を取り、衛生管理システムを簡素化することを推奨しています。本基準に基づいてシステムを構築することにより、一般的衛生管理と HACCP 計画による、家畜・畜産物の安全を確保するシステムを構築することを可能としています。

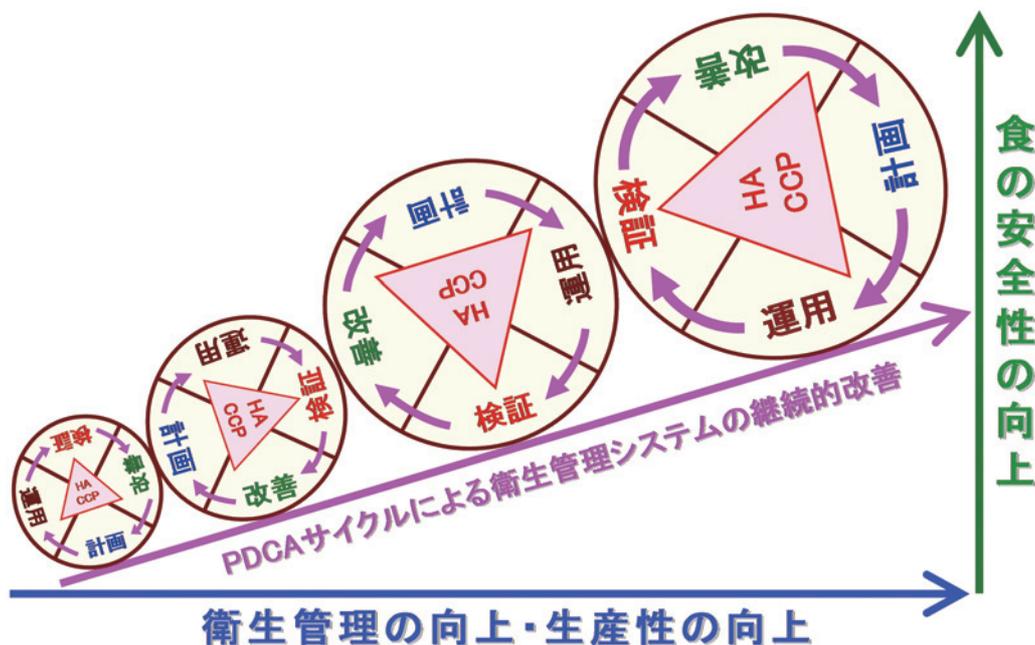
3. 継続的改善の仕組みで家畜・畜産物の安全と生産性の向上を図ります

農場 HACCP の特徴は、危害要因分析、予防策の策定、結果に対する評価、検証し、改善・更新へと連続的に進める手法で、衛生管理の継続的改善システムともいえます。畜産分野での HACCP 手法の活用は、家畜の疾病を引き起す要因を分析し、排除または管理するための方策を構築することも可能で、家畜の健康維持を確保するために役立つ手法です。畜産分野における HACCP 手法の活用は、家畜・畜産物の安全の確保と生産性の向上を図ることを可能とするものです。

4. 全ての農場において HACCP システムの構築が可能です

農場 HACCP 認証基準は、規模の大小に関係なくすべての畜産農場を対象としています。家畜・畜産物を生産している農場では、農場独自の衛生管理を行っています。この現行の衛生管理をより具体的に、総合的なシステムへと築きあげることが「農場 HACCP 認証基準」の意図するところです。家族で経営する小規模農場においても、外部の HACCP 専門家や獣医師あるいは関係機関・団体などの協力を得ることにより、認証基準を満たす衛生管理システムを構築することが出来ます。施設、設備等の点で家畜・畜産物の安全が損なわれる可能性があり、ハード面で修復が出来ない場合は、ソフト面で補完し、家畜・畜産物の安全を確保していくとするのが本基準の考え方です。

農場HACCP衛生管理システムの継続的改善



Ⅱ 畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準 (農場 HACCP 認証基準) の解説

Ⅱ 畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証 基準（農場 HACCP 認証基準）の解説

平成 21 年 8 月に農林水産省消費・安全局から公表された「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）」の内容について、生産農場での取り組みを容易とするため、基準内容における留意すべき事項や生産農場での具体的な取り組みを進める上での参考例や畜種別の事例を逐次以下に紹介します。

なお、事例はあくまで例であり、各農場によって異なりますので、各農場に適したものを設定する必要があります。

第1章 範囲、引用文書、用語

1. 範囲

本認証基準は、家畜生産農場（組織）を適用の対象とする。家畜生産農場は、認証の対象となる農場の所在場所、生産物の範囲を、文書によって明確にしなければならない。

2. 引用文書

認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、本認証基準、「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」（平成 14 年 9 月 30 日付け 14 生畜第 2738 号農林水産省生産局長通知）以外の文書（「食品衛生の一般原則に関わる規則」等）を引用する場合は、引用する文書を明記しなければならない。

3. 用語

認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、コーデックス委員会による「危害要因分析必須管理点（HACCP）システム及びその適用のためのガイドライン」及び「食品衛生の一般原則に関わる規則」並びに本認証基準で用いられた用語を原則として使用すること。

【解説】

第1章

1. 認証の範囲は、家畜生産農場（組織）の対象となる農場の所在場所、生産物の範囲を文書によって明確にする必要があります。食肉処理される廃用畜、廃鶏及び肥育素牛として出荷されるホル雄子牛や F₁ 子牛等も農場の「生産物」に含まれます。

〔事例〕

- (1) 組織名：〇〇〇農場
- (2) 所在地（対象農場）：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地
- (3) 生産物（製品種類）：〇〇〇
- (4) 生産物の範囲：生産原材料の受け入れ、家畜・畜産物の生産、家畜・畜産物の出荷

(例)

- 1) ○○育雛センターから地鶏の大雛を受け入れ、○○地鶏の肉用鶏を生産し、○○食鳥処理場へ出荷する。
 - 2) ○○家畜市場から10か月齢の和牛肥育素牛を受け入れ、肥育牛を生産し、○○と畜場へ出荷する。
 - 3) 繁殖を終了した母豚は、大貫として○○食肉センターに出荷する。
 - 4) ホル雄子牛、F₁子牛は、肥育素牛として2か月齢未満で○○家畜市場へ出荷する。
2. 引用文書では、以下の文書等が挙げられます。
- (1) 「食品衛生の一般原則」(Recommended International Code of Practice General Principles of Food Hygiene, CAC/RCP 1-1969, Rev. 4-2003)
 - (2) 「HACCP システムとその適用に関する指針」(HACCP SYSTEM AND GUIDELINES FOR ITS APPLICATION, Annex to CAC/RCP 1-1969, Rev. 4-2003)
 - (3) ISO22000 : 2005 (第1版2005年9月) [(財)日本規格協会]
 - (4) その他の引用文書
3. 用語では、指定されている文献以外に ISO22000 : 2005 で使用されている用語を使う場合は明記する必要があります。

第 2 章 経営者の責任

家畜生産農場において、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を導入するに当たり、当該農場の経営者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

1. 経営者のコミットメント（誓約）

経営者は、安全な家畜・畜産物を継続的に供給するために、次により、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を導入し、これを確実に実施することを明らかにし、家畜生産農場の全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。

(1) 衛生管理方針の明確化とその周知

経営者は、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の導入及び法的規制の遵守並びに実施に関する方針（以下「衛生管理方針」という）を作成するとともに、家畜・畜産物の生産に関わる全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。なお、衛生管理方針は文書によること。

(2) 衛生管理目標の設定

経営者は、衛生管理方針に基づき、具体的な衛生管理に関する目標（以下「衛生管理目標」という）を設定すること。

衛生管理目標は、定期的に見直さなければならない。ただし、経営者が必要と認める場合には、随時見直すことができる。

(3) 組織及び組織の役割と権限

経営者は、組織の全体像を組織図等を用いて明確にし、それぞれの組織の役割と権限を文書化すること

【解説】

第 2 章

1. 「衛生管理方針」では、以下の内容を含めることが望まれます。

- 1) フードチェーン内における組織の役割が適切であること。
- 2) 健康な家畜及び安全な畜産物の生産が組織の事業目的の一つであること。
- 3) 健康な家畜及び安全な畜産物の生産に HACCP 方式による衛生管理システムを導入すること。
- 4) 農場衛生管理システムの継続的改善及び更新を図ること。
- 5) 法令・規制を遵守することの重要性を示すこと。
- 6) 資源が有効に活用できるようにすること。
- 7) 供給者及び出荷先の情報を生かすこと。
- 8) その他

【例：衛生管理方針・養豚農場】

衛生管理方針

当農場は、経営理念に従い養豚に係る全ての生産活動において下記の事項について、優先的かつ継続的に飼養衛生管理の向上に努めます。

1. 私たちは、養豚農場として、お客様に「安全」な豚肉をお届けし、「安心」して食していただくことで社会に貢献いたします。
2. 私たちは、生産する豚肉の安全性を確保するために、農場 HACCP 認証基準に基づいた衛生管理システムを構築し、維持し、継続的改善を行い、必要に応じて更新することに努めます。
3. 私たちは、衛生管理方針、家畜衛生及び食品衛生に関係する法令、条例、規則及びお客様が求める要求事項を遵守します。
4. 私たちは、豚肉の安全性を確保するため、全従業員に衛生管理の重要性を認識させ、食品安全に関する知識の向上に努めます。また、外部コミュニケーション活動や社内の研修会を通じて内部コミュニケーションの向上に向けた活動を行います。
5. 私たちは、全従業員に衛生管理方針を周知徹底します。また、健康な豚を飼育するために飼養衛生管理向上の目標を定め、衛生管理システムを運用し、実績を検証し、システムの改善を行います。
6. 私たちは、関連するフードチェーンのほか、お客様にもご理解いただけるように、開設しているホームページを通じて「衛生管理方針」やその他の情報を公開いたします。

〇〇年〇月〇日

代表取締役社長 〇〇 〇〇

2. 「衛生管理方針」は中長期の方針を示すものですが、社会情勢の変化などに対応しているかを確認するために必要に応じて見直しをします。

「衛生管理目標」には短い期間での目標を設定することが必要で、その内容は「衛生管理方針」に整合した具体的な目標を定めることが重要です。

【例：衛生管理目標・養豚農場】

平成〇〇年度衛生管理目標

1. 肥育豚舎事故率を 3.5%以下に低減する。
2. 離乳子豚の死亡事故率を 5%以下に低減する。
3. 衛生管理規範の遵守を徹底する。
4. 生産環境の整備を図る。

【例：衛生管理方針・各畜種の農場】

衛生管理方針

- ☆ 私たちは、お客様に「安全」「安心」な鶏卵をお届けし、安心して食していただくことで社会に貢献いたします。
- ☆ 私たちは、生産する生乳の安全性を確保することに努めます。そのために、HACCP手法に基づいた衛生管理システムを構築し、維持し、継続的改善を行い、必要に応じて更新します。
- ☆ 私たちは、衛生管理方針、家畜衛生及び食品衛生に関する法令、条例、規則を遵守し、顧客のニーズに応えるための努力をいたします。
- ☆ 私たちは、牛肉の安全性を確保するため、食品安全に関する知識の向上に努めます。そのため、食品安全のための研修会や外部・内部コミュニケーション活動を行います。
- ☆ 私たちは、全従業員に衛生管理方針を周知徹底します。また、毎年、飼養衛生管理向上の目標を定め、衛生管理システムを運用し、実績を検証し、システムの改善を行います。
- ☆ 私たちは、関連するフードチェーンのほか、お客様にもご理解いただけるように、開設しているホームページを通じて「衛生管理方針」やその他の情報を公開いたします。

〇〇年〇月〇日

代表取締役社長 〇〇 〇〇

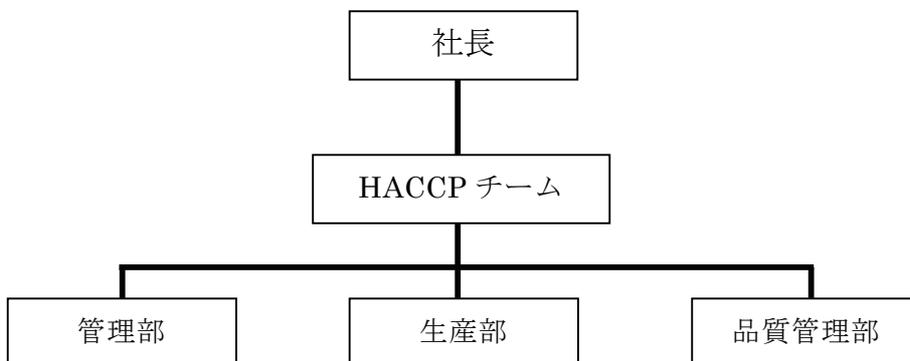
【例：衛生管理目標・各畜種の農場】

平成〇〇年度衛生管理目標

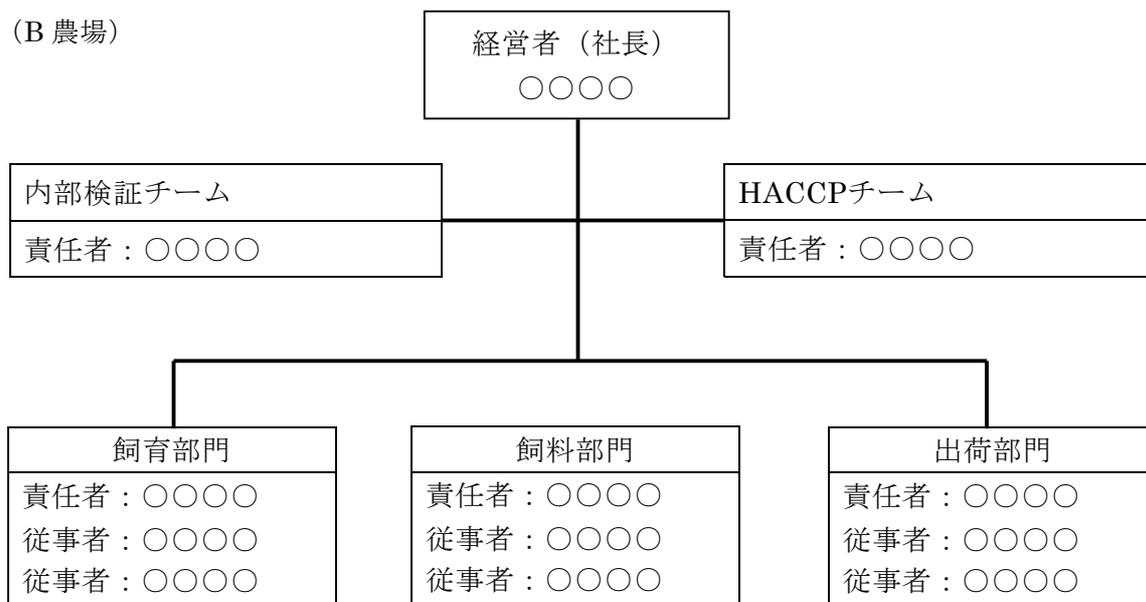
- ☆ 汚卵発生率を前年比の 75%以下に低減する。
- ☆ 肥育出荷牛の上物率を 80%以上にする。
- ☆ 乳牛の繁殖管理を徹底することにより、年間分娩数 110 頭を達成する
- ☆ 肉用鶏の育成率を 98%以上にする。

【例】
組織図

(A 農場)



(B 農場)



<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

3. 組織及び組織の役割と権限では、組織図や業務分掌表などにより明記することが必要です。

【例】農場における主な責任と権限分担表

部門	職位	責任と権限
全体	社長	<p>農場に於ける最高責任者であり、衛生管理方針の設定、及び組織体制などの経営資源の提供、配分に関する意思決定権限を有し、総括的に管理統制を行う。主な責任と権限は次のとおりである。</p> <p>① 「衛生管理方針」決定及び法規制の周知徹底 ② 「衛生管理目標」を各部門及び各セクションに設定させる ③ 組織における責任と権限の決定 ④ HACCP チーム責任者および HACCP チーム員の任命 ⑤ 衛生管理システムの見直し ⑥</p>
	農場長	<p>衛生管理システムに於いて、社長が業務を遂行出来ない場合の代行業務、及び社長を補佐する責任と権限を有する。主な責任と権限は次のとおりである。</p> <p>① 「衛生管理方針」の作成、実施、評価、更新 ② 「衛生管理目標」の作成、実施、評価、更新 ③ 内部検証の結果の評価と承認 ④ 「衛生管理システム見直し」の評価と承認 ⑤</p>
	HACCP チーム責任者	<p>衛生管理システムに必要なプロセスの確立、実施及び維持についての責任と権限を有する。主な責任と権限は次のとおりである。</p> <p>① 「衛生管理システム」の確立、実施、評価、更新 ② 「衛生管理システム」に関する教育・訓練の実施 ③ 「衛生管理システム」に関する外部機関との折衝 ④ 「衛生管理方針」の周知徹底 ⑤ 「衛生管理システム」の更新について検討し、社長に報告する ⑥ 内部検証の計画、及び実施の責任者 ⑦</p>
生産部門	生産部長	<p>衛生管理システムに於いて担当する飼育部門に於ける飼育管理の責任と権限を有する。主な責任と権限は次のとおりである。</p> <p>① 家畜の取扱及び飼育管理 ② 「飼育管理計画書」の作成及び「飼育管理計画書」に基づく家畜の飼育管理 ③ 生産環境の整備 ④</p>
飼料部門	飼料生産部長	<p>衛生管理システムに於いて担当する飼料部門に於ける飼料生産管理の責任と権限を有する。主な責任と権限は次のとおりである。</p> <p>① 飼料の取扱及び保管管理 ② 生産部門からの飼料発注管理 ③ 飼料作物の生産・管理 ④</p>

【例】業務分掌表

注： ◎は主管部門、○は関係部門

認証基準の項目		経営者	HACCP チーム 責任者	HACCP チーム	原材料 ・資材 部門	生産 部門
第2章 経営者の責任						
1	経営者のコミットメント	◎	○			
2	HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限	◎	◎	◎		
3	外部コミュニケーション	◎	○	○	○	○
4	内部コミュニケーション	◎	○	○	○	○
5	特定事項への備え	◎	◎	◎	○	○
6	衛生管理システムの見直し	◎	○	○	○	○
7	人、設備等の資源の提供と管理	◎	○	○	○	○
第3章 危害要因分析の準備						
1	素畜等の原材料及び資材		◎	◎	○	○
2	家畜・畜産物の特性		◎	◎	○	○
3	意図する用途		◎	◎	○	○
4	工程一覧図(フローチャート)及び現状作業、作業環境の明確化と現場での確認		◎	◎	○	○
第4章 一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成						
1	一般的衛生管理プログラムの確立		◎	◎	○	○
2	危害要因分析		◎	◎	○	○
3	HACCP 計画の作成		◎	◎	○	○
第5章 教育・訓練						
1	教育・訓練		◎	○		
2	教育・訓練プログラム		◎	○		
第6章 評価・改善及び衛生管理システムの更新						
1	内部検証	○	◎	○	○	○
2	情報の分析		◎	◎	○	○
3	衛生管理システムの更新	◎	◎	○	○	○
第7章 衛生管理文書リスト及び文書・記録に関する要求事項						
1	衛生管理文書リスト		◎	○	○	○
2	文書、記録に関する要求事項		◎	○	○	○

2. HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限

経営者は、HACCP の考え方を取り入れた家畜生産農場の衛生管理システム（以下「衛生管理システム」という）を確立し、実施し、維持するために、次の HACCP チーム責任者及び HACCP チーム員を任命し、それぞれの責任と権限を文書化すること。

(1) HACCP チーム責任者

- ① HACCP チーム責任者は、HACCP 責任者及び HACCP チーム員からなる HACCP チームを統率し、衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を確実に実行するものとする。
- ② HACCP チーム責任者は、衛生管理システムが効果的に運用できるように、全従事者の衛生管理システムに対する認識の向上に努めるものとする。
- ③ HACCP チーム責任者は、定期的に、かつ、必要と認める場合には、経営者に衛生管理システムの有効性及び適切性に関して報告しなければならない。
- ④ HACCP チーム責任者は、家畜生産農場の衛生管理及び HACCP について十分な知識、経験、能力を有する者から任命するものとする。

(2) HACCP チーム員

- ① 経営者は、農場の規模に応じた人数の HACCP チーム員を任命しなければならない。なお、HACCP チーム員には、家畜生産農場の組織員以外で、農場の衛生管理及び HACCP についての知識、能力を有する者を任命することができる。
- ② HACCP チーム員は、与えられた役割と責任・権限において、衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を実現しなければならない。
- ③ HACCP チーム員は、農場の衛生管理及び HACCP についての知識、能力を有するものでなければならない。

【解説】

HACCP チームの編成

1. HACCP チームの編成は、農場の衛生管理システムを構築するための最初のステップで、経営者が HACCP チーム責任者及び HACCP チーム員を任命しなければなりません。
2. HACCP チーム責任者は、農場の衛生管理に関して経営者の任務を代行する責任があることから、責任と権限を文書により明確にしておかねばなりません。
3. HACCP チーム責任者の責任と権限は（1）の①～④に、HACCP チーム員の任務は（2）②及び③に規定されています。
4. HACCP チームに農場 HACCP 指導員、獣医師など外部機関の専門家の参加を求めるとも認められています。
5. 中小規模の農場では、経営者自らが HACCP チーム責任者に就く場合もあります。

【例】 HACCP チーム員の役割分担

HACCP チーム員 氏名	主な役割
HACCP チーム責任者 ○ ○ ○ ○ (HACCP 講習会及び農場 指導員講習会修了)	①HACCP チームを管理、運営する ②衛生管理システムの構築、実施、評価、更新を図る ③全従業員の衛生管理システムに関する教育・訓練を運営する ④衛生パトロールの実施 ⑤衛生管理システム運用の有効性及び改善に関して社長に報告 ⑥ (具体的な役割の記載) ⑦
HACCP チーム員 品質管理担当 ○ ○ ○ ○ (HACCP 訓練課程修了)	①衛生管理システムの構築、実施、評価、更新を推進する ② (具体的な役割の記載) ③
HACCP チーム員 ○○担当 ○ ○ ○ ○	①衛生管理システムの構築、実施、評価、更新を推進する ② (具体的な役割の記載) ③
HACCP チーム員 ○○担当 ○ ○ ○ ○	①衛生管理システムの構築、実施、評価、更新を推進する ② (具体的な役割の記載) ③
外部 HACCP 専門家 株○○○○ ○ ○ ○ ○	①衛生管理システムの構築、実施、評価、更新を支援する ②衛生教育の外部講師 ③ (具体的な役割の記載) ④

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

3. 外部コミュニケーション

経営者は、家畜・畜産物の安全に係る情報を確実に利用可能とするために、次の関係者との効果的なコミュニケーションを行い、得られた情報を記録するとともに、その情報の活用の手順及び方法を確立し文書化すること。

- (1) 供給者
- (2) 家畜・畜産物の出荷先、消費者
- (3) 法令・規制当局
- (4) 家畜・畜産物の安全に係るその他の組織

4. 内部コミュニケーション

経営者は、組織内のコミュニケーションが効果的に実施できるように、コミュニケーションの手段及び方法を文書化し、実施すること。

【解説】

1. 外部コミュニケーション

食品（畜産物）の安全は、フードチェーン全体を通じて、各事業者がそれぞれの責務を果すことにより確保されます。飼料や資材の供給者からの安全性に係る情報の入手、自農場で実施している衛生管理や畜産物の安全性に係る情報の出荷先への発信、法令・規制当局からの情報（法改正や条令の制定、家畜伝染病の発生情報など）、クレーム情報、同業他社の食品事故情報などの入手が重要で、それらの情報が入手できるようにしておく必要があります。

2. 内部コミュニケーション

家畜・畜産物の生産に必要な情報を組織内の人員に伝達する方法を明らかにしておく必要があります。HACCP 会議、月例会議、朝のミーティングなどが情報伝達の機会になります。

衛生管理システムの運用において、原料・資材（飼料、薬品など）、生産施設、使用器具機材、従事者の配属などの変更は、速やかに HACCP チームに伝達されなければなりません。

3. 外部・内部コミュニケーションの手段及び方法は、衛生管理規定書等（農場内部の衛生管理に関する様々な規定 例：P22 他参照）により文書化する必要があります。

【例示】外部・内部コミュニケーション規定			文書番号	
			製品名	
作成日 (最終更新日)	平成 年 月 日	作成者		㊞
承認日	平成 年 月 日	責任者 (経営者)		㊞

1. 外部コミュニケーション規定

(1) 外部コミュニケーションは、下記により対応するものとする。

- ①経営者は、衛生管理方針をインターネットのホームページ等を活用して外部関係者（原材料・資材の供給者、肥育豚の出荷先等）に周知すること
- ②経営者は、必要に応じて「外部コミュニケーションリスト」に記載された関係先とコミュニケーションをとること
- ③経営者は、入手した情報を速やかにHACCPチーム責任者に伝達すること
- ④HACCPチーム責任者は、外部から入手した情報等に基づき必要に応じて適切な対応を図るとともに「外部・内部コミュニケーション記録」に所要事項を記録すること
- ⑤従業員が衛生管理に関わる情報を入手した場合、従業員は、上記②～④に準じて対応すること
- ⑥家畜伝染病の発生等、「特定事項対応規定-①～⑤」に関わる事態が発生したときは、当該規定に定めるところに従って迅速、的確な情報発信等に努めること

(2) HACCPチーム責任者は、外部に情報を発信した場合、「外部・内部コミュニケーション記録」に所要事項を記録するものとする。

2. 内部コミュニケーション規定

(1) 内部コミュニケーションの手段は、次のとおりとする。

- ①朝 礼：毎日（農場従業員全員）
- ②口頭伝達：随時
- ③掲示板：随時
- ④HACCP会議： 回／年、出席者：経営者、HACCPチーム責任者、HACCPチーム員、外部専門家
- ⑤その他：衛生管理システム見直し会議等（※第2章6、第6章2.3に関連する会議）

(2) 家畜・畜産物の安全に係る情報及び指示事項は、上記(1)に掲げる手段を用いて速やかに周知徹底するものとする。

(3) 原材料・資材、生産施設、使用機材等、衛生管理システムに関わる変更が生じた場合、担当者は、変更事項等必要な事項を速やかにHACCPチーム責任者に伝達するものとする。

(4) 内部コミュニケーションを実施したときは、担当者は、コミュニケーションの内容、対応等を「外部・内部コミュニケーション記録」に記録するものとする。

(5) HACCPチーム責任者は、HACCP会議の都度、「HACCP会議録」を作成するものとする。

関係する 文書・記録	外部コミュニケーションリスト、緊急連絡網、外部・内部コミュニケーション記録、HACCP会議録
---------------	--

【例】外部コミュニケーションのリスト

分類	会社名等	連絡先と担当者	農場 担当者	情報交 換頻度
原料・材料 供給者				
出荷先				
法令・規制当局				
施設・設備関係者				
緊急時連絡先				
その他				

【例】 外部 内部 情報連絡票

項目	変更事項等	対応
1. 原材料など		
2. 器具・器材、装置など		
3. 作業手順など		
4. 衛生管理システムなど		
5. 家畜の健康状態など		
6. その他		
	報告年月日： 報告者：	発行年月日： HACCP 責任者：

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

5. 特定事項への備え

(1) HACCP チームは、発生時に速やかに対応できるように、次に掲げる特定の事項（以下「特定事項」という）への対応について、手順を確立し、保持しなければならない。

- ①家畜又は畜産物出荷後に、当該家畜又は畜産物の重大な事故が発生した場合
- ②製品表示に不適切な事例が発生した場合
- ③家畜伝染病の発生、又は疑いが生じた場合
- ④飼料、添加物等に危害の混入が発生した場合
- ⑤自然災害が発生した場合

(2) 経営者は、特定事項が発生した場合に備えて、対応を判断する権限を持つ要員を任命しなければならない。

(3) HACCP チームは、特定事項が発生した場合には、発生の原因や状況を分析し、適切な改善の措置をとらなければならない。これらの一連の措置は、記録して行わなければならない。

【解説】

1. 経営者は、家畜伝染病の疑いが生じた場合や製品の回収が必要とされる場合などに備えて対応を判断する権限を持つ要員を任命しておかなければなりません。
2. 特定事項の種類別に連絡網や対応の手順を衛生管理規定書等に定めておくことが必要です。
3. なお、ISO22000：2005 では、7.10.4 項「回収」で製品の回収について詳細に規定されています。農場では製品の回収が困難なケースもあり、認証基準には規定されていませんが、出荷先との取り決めで製品回収の可能性があれば、特定事項の備えに加える必要があります。
4. 「特定事項への備え（1）③家畜伝染病の発生、又は疑いが生じた場合」については、飼養衛生管理基準で定められた「特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止」「特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止」「毎日の健康観察」及び、大規模所有者に関する追加措置「通報ルールの作成等」などに準拠した内容にする必要があります。これらの作成にあたっては、管轄の家畜保健衛生所の指導を十分に受け、さらに特定症状及び通報ルール等について従業員等への周知徹底を図ります。このことは、第5章 教育・訓練に関連します。

【例】衛生管理規定書

特定事項への備え-3			文書番号	
			製品名	肥育出荷豚
作成日	平成 年 月 日	作成者	Ⓜ	
承認日	平成 年 月 日	責任者	Ⓜ	

対象事項	家畜伝染病の発生、又は疑いが生じた場合
対応手順	<p>1. 対応責任者：HACCP チーム責任者・〇〇〇〇（不在時は〇〇〇〇）</p> <p>2. 対象となる事例：</p> <p>(1) 特定症状を呈している場合</p> <p>(2) 特定症状以外の症状を呈している場合（へい死率の急激な上昇等）</p> <p>3. 農場における対応：</p> <p>(1) 特定症状を呈している場合の対応</p> <p>①特定症状を発見した担当者は、ただちに HACCP チーム責任者と共に症状を確認する。 （注：特定症状を発見した者が HACCP チーム責任者である場合は経営者と共に症状を確認する。この場合において経営者が不在の時は、HACCP チーム責任者は、次の②以降の対応をとる。）</p> <p>②特定症状を確認した場合、HACCP チーム責任者はただちに家畜保健衛生所にその旨を通報する。</p> <p>③HACCP チーム責任者は、豚、敷料、糞尿、資器材等の移動禁止措置をとる。</p> <p>④特定症状の確認が困難な場合、HACCP チーム責任者は、獣医師の診療を受け、対応の判断を獣医師に求める。</p> <p>⑤その結果、特定症状であることが判明した場合、HACCP チーム責任者は、ただちに家畜保健衛生所に通報する。</p> <p>(2) 特定症状以外の異常が確認された場合の対応</p> <p>①異常な臨床症状を呈している豚を発見した担当者は、ただちに HACCP チーム責任者と共に症状を確認する。（注：特定症状を発見した者が HACCP チーム責任者である場合、HACCP チーム責任者は、経営者と共に症状を確認する。この場合において、経営者が不在の時は、HACCP チーム責任者は、次の②以降に基づき対応する。）</p> <p>②獣医師の診療を受け、対応の判断を獣医師に求める。</p> <p>③獣医師の指示に基づき、家畜保健衛生所に連絡するか、又は豚の健康回復のための措置を講じる。</p> <p>④監視伝染病の疑いで家畜保健衛生所に届けた場合は、家畜保健衛生所の指示・指導に従う。</p> <p>4. 連絡先：緊急連絡網及び外部コミュニケーションリストに記載のとおり</p>
関連する文書・記録	<p>※家畜伝染病の発生に対応して特定症状又は監視伝染病の疑いで家畜保健衛生所に届け出る場合に準備しておくべき記録の参考としては、以下のようなものがあります。</p> <p>①導入豚受入記録 ②飼料・敷料等の受入記録 ③豚舎移動記録 ④投薬記録</p> <p>⑤ワクチン接種記録 ⑥病豚治療記録 ⑦出荷・モニタリング記録</p> <p>⑧肉豚出荷記録 ⑨死亡豚処理記録 ⑩コンポスト出荷記録 ⑪作業日誌</p> <p>⑫豚生産記録 ⑬水質検査記録 ⑭外来者入出場記録 ⑮海外渡航者記録</p> <p>⑯洗浄・消毒プログラム実施記録 ⑰農場平面図（排水の処理状況等）</p>

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

特定事項への備え-4			文書番号	
			製品名	肥育出荷豚
作成日 (最終更新日)	平成 年 月 日	作成者	Ⓜ	
承認日	平成 年 月 日	責任者 (経営者)	Ⓜ	

対象事項	飼料に異物の混入が発生した場合
対応手順	<p>1. 対応責任者： HACCP チーム責任者・〇〇〇〇（不在時は〇〇〇〇）</p> <p>2. 異物の種類： ①生物的異物：病原微生物 ②化学的異物：抗菌剤、農薬、カビ、毒素等 ③物理的異物：石、金属、ガラス、木片等</p> <p>（注：飼料中への異物の混入は、飼料会社や飼料運搬会社からの連絡によることが想定される。）</p> <p>3. 農場における対応： (1) 異物が混入した飼料を給餌した豚を識別し、記録する。 (2) 上記(1)の豚の異常の有無を確認し、異常が認められた場合は、当該豚の出荷を中止する。 (3) 関係者（飼料会社、飼料運搬会社等）と対応策を協議する。 (4) 農場では、次により異物の除去作業を行う。 ①タンクからの汚染飼料の除去 ②タンクの洗浄（必要に応じて消毒） ③餌箱、給餌機、配送剤の洗浄（必要に応じて消毒）</p> <p>4. 連絡先： 外部コミュニケーションリスト及び緊急連絡網に記載のとおり</p>
関連する 文書・記録	特定事項対応記録、外部コミュニケーションリスト、緊急連絡網、 原材料・資材受入記録

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

6. 衛生管理システムの見直し

経営者は、衛生管理システムが効果的に機能しているか、見直しの情報源を明確にし、定期的に見直しを行わなければならない。ただし、経営者が必要と認める場合には、随時これを見直すことができる。

見直しの結果、改善を必要とする事項があった場合は、文書によって具体的に指示し、実施し、その改善内容を記録しなければならない。

【解説】

1. 第 2 章 6. では、「衛生管理システムの見直し」の最終責任者が「経営者」であることを明確に規定しています。
2. 衛生管理システム見直しのための情報源には、次のような事項があります。
 - ①衛生管理方針の適切性及び衛生管理目標の達成度（第 2 章 1.）
 - ②供給者からの情報、出荷先からのクレーム、法令・規則当局からの情報・指導事項等の外部コミュニケーション活動の分析・評価（第 2 章 3.）
 - ③従業員からの報告・提案等の内部コミュニケーション活動の分析・評価（第 2 章 4.）
 - ④特定事項が発生した場合における発生原因の分析・評価（第 2 章 5.）
 - ⑤前回までの衛生管理システム見直しの結果（第 2 章 6.）
 - ⑥人的資源の確保状況及び設備・機器の整備状況（第 2 章 7.）
 - ⑦一般的衛生管理プログラムの検証の分析・評価（第 4 章 1. (2)）
 - ⑧HACCP 計画に基づく個々の検証活動（CCP のモニタリングの検証、修正・是正措置の検証、危害要因分析における入力情報更新の検証）の分析・評価（第 4 章 3.）
 - ⑨教育・訓練の有効性（第 5 章）
 - ⑩内部検証の結果（第 6 章）
 - ⑪前回までの農場 HACCP 認証審査結果及びその他の関連情報
3. 実際の「見直し作業」は、衛生管理システムや HACCP 計画を構築し、実行した後に行うこととなります。次ページの例示は第 6 章の例示（P118～119）と関連したものです。詳細は、第 6 章で解説します。

【例】衛生管理システムの見直し会議議事録

会議開催日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
会議開催場所	農場事務所会議室
会議出席者	○○○○（経営者） ○○○○（HACCP チーム責任者・議事録作成担当） ○○○○（内部検証責任者） ○○○○（出荷担当責任者）
検討事項 (議論のあった項目に チェック☑を入れる)	<input type="checkbox"/> 衛生管理方針及び目標の適切性及び衛生管理目標の達成状況 <input type="checkbox"/> 外部コミュニケーションの適切性 <input checked="" type="checkbox"/> 内部コミュニケーションの適切性 <input type="checkbox"/> 特定事項への備え～発生の有無及び対応の適切性 <input type="checkbox"/> 前回の「衛生管理システムの見直し（経営者に指示）」に関する 対応の適切性 <input type="checkbox"/> 人、設備等の資源の提供・管理の適切性 <input type="checkbox"/> 一般的衛生管理プログラム運用の適切性 <input type="checkbox"/> HACCP 計画の適切性 <input type="checkbox"/> 検証活動の適切性 <input type="checkbox"/> 教育・訓練の有効性 <input checked="" type="checkbox"/> 内部検証の適切性 <input type="checkbox"/> 衛生管理システムの更新活動の適切性 <input type="checkbox"/> 文書・記録の管理状況の適切性
検討内容	①出荷禁止牛が出荷牛と同時にパーラーに入ってしまった問題では、出荷禁止牛エリアの清掃が、1人では時間的に困難であったことがチームに共有されていなかったことが問題であった。 ②各部門ともに内部検証に慣れてきたが、平成○○年度の内部検証（年2回）の結果を見ると、2回とも質問事項がほぼ同じで、内部検証活動のマンネリ化が懸念される。内部検証員の力量向上が今後の課題である。
対応策 (決定事項)	①「他部門での再発防止のための類似事項の確認」で、他の部門に人員不足がないかは確認した。今後は、朝礼や HACCP チーム員会議で若い職員が発言しやすい環境を作ることが必要である。 ②内部検証員の力量向上のための教育・訓練を当面年2回（5月及び11月）実施する。来年度の本見直し会議では、内部検証が適切に実施されたかどうかを評価するとともに、教育・訓練の効果を確認するものとする。
経営者の総括	①出荷禁止牛の件では、「他部門での再発防止のための類似事項の確認」で他の部門の人員不足もチェックしたことは評価できる。若い職員の発言しやすい環境づくりは、今後も意識して継続してほしい。 ②農場 HACCP 認証を取得して1年が経過し、HACCP システムが定着してきたことは評価できる。今回、内部検証員の力量を更に高めることで、より有効な内部検証を確立し、継続的改善を図るよう努めてほしい。

衛生管理システム見直し規定			文書番号	
			製品名	
作成日	平成 年 月 日	作成者		
承認日	平成 年 月 日	責任者		

<p>1. 目的</p> <p>この規定は、「畜産農場における飼養衛生管理向上のための取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）」及び〇〇〇〇農場が定める関係規定（以下「認証基準等」という。）に基づき、経営者による衛生管理システムの見直し・更新の手順を明確にすることによって衛生管理システムの円滑な運用を図ることを目的として定めるものである。</p>	
<p>2. 責任</p> <p>経営者は、認証基準等に基づく衛生管理システムについて、その見直し・更新を行う責任を有する。</p>	
<p>3. 見直し・更新の時期</p> <p>衛生管理システムの見直し・更新は、年2回（原則として4月及び10月）、内部検証の後やHACCP会議等の場を活用して実施するものとする。ただし、経営者が特に必要と認めるとき、または HACCP チーム責任者から見直し・更新の提案があったときは、その都度、衛生管理システムの見直し・更新を実施するものとする。</p>	
<p>4. 見直し事項</p> <p>衛生管理システムの見直し・更新は、次の事項について実施するものとする。</p> <p>①衛生管理方針並びに衛生管理目標の適切性及び衛生管理目標の達成状況</p> <p>②外部コミュニケーション情報等（供給者からの情報、出荷先からのクレーム、法令・規制当局からの情報・指導事項等）に関する対応の適切性</p> <p>③内部コミュニケーション情報等（HACCP チーム責任者や従業員からの報告・提案事項等）に関する対応の適切性</p> <p>④特定事項の発生の有無及び対応の適切性</p> <p>⑤人、設備等の資源の提供・管理の適切性</p> <p>⑥一般的衛生管理プログラム運用の適切性</p> <p>⑦危害要因分析及び HACCP 計画の適切性</p> <p>⑧教育・訓練の有効性</p> <p>⑨内部検証の適切性</p> <p>⑩前回の衛生管理システムの見直し・更新に関する対応の適切性</p> <p>⑪文書・記録の管理状況の適切性</p>	
<p>5. 見直し・更新の手順等</p> <p>(1) 衛生管理システムの見直し・更新は、経営者及び HACCP チーム員のほか、必要に応じて外部専門家の参加を得て実施するものとする。</p> <p>(2) 衛生管理システムの見直し・更新は、衛生管理システム検討課題分析書を用いて実施するものとする。</p> <p>(3) 衛生管理システムの見直し・更新の実施状況については、HACCP チーム責任者が衛生管理システム見直し・更新書を作成し、経営者の承認・指示を受けるものとする。</p>	
関連する文書・記録	衛生管理システム検討課題分析書、衛生管理システム見直し・更新書

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

7. 人、設備等の資源の提供と管理

経営者は、衛生管理システムを効果的、かつ、効率的に実施及び維持するために、次に掲げる資源を提供しなければならない。

(1) 人的資源

経営者は、業務の質・量に見合った人的資源を確保し、管理しなければならない。

(2) 従事者の知識と能力

経営者は、従事者に求められる知識及び業務遂行能力を把握しなければならない。

経営者は、従事者の知識及び業務遂行能力の保持、向上を図るため、必要な教育及び訓練の機会を提供しなければならない。

(3) 設備・機器の提供と管理

経営者は、必要な設備・機器を提供し、意図された機能が効果的に発揮されるように保持し、管理しなければならない。

【解説】

1. 経営者は、衛生管理システムの構築、維持、更新に必要な人材、設備、資金を提供しなければならないという規定です。
2. 衛生管理システムを構築していくと、設備や人材の不足に気が付く場面があります。できるだけソフト面の工夫で解決を図りますが、資金がかかる場合は経営者の判断が必要です。
3. 人的資源の提供及び従事者の知識と能力に関しては、第5章と関連しています。

第3章 危害要因分析の準備

HACCP チームは、第4章で記述される危害要因分析の準備作業として、次に掲げる事項を実施しなければならない。

1. 素畜等の原材料及び資材

HACCP チームは、次について文書化し、保持し、更新しなければならない。

- (1) 原材料・資材の特徴
- (2) 原材料・資材の予測される危害
- (3) 予測される危害の予防措置
- (4) 原材料・資材の供給者

2. 家畜・畜産物の特性

HACCP チームは、次について文書化し、保持し、更新しなければならない。

- (1) 家畜・畜産物の特徴・特性
性状、安全性や安定性に関わる情報
- (2) 家畜・畜産物の出荷形態
生体、コンテナ、専用容器、包装形態等
- (3) 家畜・畜産物の保証期限及びその条件
法規制や出荷先の規定がある場合は、それに従っていること
- (4) 家畜・畜産物の出荷先
出荷先の名称、可能であれば最終消費者までの流通経路及びそれぞれの経路における取扱い
- (5) 家畜・畜産物の出荷先への情報
ワクチン接種、薬剤投与歴、出荷日、出荷量等
- (6) 家畜・畜産物の流通上の特別な管理
温度・湿度管理、取扱い等特別な管理を必要とする事項

3. 意図する用途

HACCP チームは、以下について文書化し、保持し、更新しなければならない。

- (1) 家畜・畜産物の用途
- (2) 予測される取り扱い
加工の方法、最終調理法等
- (3) 予測される誤った取扱いや使用
- (4) 最終消費者の特定
乳幼児・老人・病人等ハイリスク者が最終消費者である場合はその特定

【解説】

1. 原材料及び資材は、例示のような原材料・資材リストにまとめておく必要があります。

素畜、飼料、飼料添加剤、飲用水、医薬品（畜体に接触する消毒薬を含む）、敷料などが該当します。

2. これらの外部から入るものについては、供給者に安全性を求める必要があります。飼料や薬品、ワクチンなどは品質保証書、水は水質検査結果などが具体的な保証書類となります。
3. 原材料の予測される危害要因に対する予防措置は、実施している措置を記載しておきます。最終的な危害要因の予防措置は後述の危害要因分析(第4章2)で検討します。
4. 家畜・畜産物の特性及び意図する用途については、例示のような製品説明書にまとめておくことが必要です。
5. 製品説明書は、製品の供給先からは品質保証書(遵守保証書)と受け取られます。このため、特に製品の特徴・特性は慎重に記載します。
例えば、「バルク乳体細胞数 30 万個/ml 以下」と記載すると、それを超えた場合は生乳の廃棄や用途変更等にまで影響しますので慎重に決定すべきです。

【例】 乳用牛農場における『原材料及び資材リスト』

原材料・資材リスト		
製品名：生乳		
原材料 及び資材名	内 容	
乾草 (チモシー、オーツ アルファルファ イタリアン)	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	自給飼料（コントラクターに委託生産） 農薬、重金属、異物混入、カビ毒 委託先との契約、カビ毒吸着剤の飼料添加 県内コントラクター組合
グラスサイレージ	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	自給飼料（自家生産） 異物、重金属や農薬、病原微生物、二次発酵（変敗） カビ毒 危害分析、堆肥等の投入記録、サイレージ管理手順、 カビ毒吸着剤の飼料添加 自農場
配合飼料(A社)	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	調製済み市販飼料 農薬、重金属、異物の混入、病原微生物、カビ毒 牛用飼料（A飼料）の確認、カビ毒吸着剤の飼料添加 A社（指定）
大豆粕 庄ペントウモロコシ	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	加工済み飼料 農薬、重金属、異物、病原微生物、カビ毒 牛用飼料（A飼料）の確認、カビ毒吸着剤の飼料添加 飼料販売許可メーカー（B社）
乳房炎軟膏	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	要指示医薬品（抗生物質）休薬期間あり 有効性のない薬剤購入、購入に関する「医薬品、医療機器等法（旧薬事法）」違反 有効期限及び指示書の確認（「医薬品、医療機器等法（旧薬事法）」遵守） 獣医師（指示書添付）
整腸剤 ルーメン健胃薬	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	動物用医薬品（休薬期間なし） 変性（品質劣化）、異物混入等の不良品 供給者の特定（動物用医薬品販売業許可を確認） 保管期限の遵守（従事者教育） 個体の投与記録 医薬品販売業許可メーカー（C社、D社、E社）
水（井戸水）	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	自農場敷地から汲み上げ・貯水 異物、化学物質、病原微生物 定期的な水質検査（許可証を確認） 自農場
酸・アルカリ・ 酸性洗剤	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	酪農用指定製品 変性（品質劣化） 酪農用指定品、有効期限の確認 酪農用製品の販売業者（F社）

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 乳用牛農場における『製品説明書』

製 品 説 明 書	
製品名：生乳	
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	1. 生物的特性 1) 体細胞数〇〇万個/ml 以下 2) 細菌数〇〇万個/ml 以下 (注：乳等省令、酪農協の出荷基準及び自農場の衛生管理目標などを勘案して決定します。) 2. 化学的特性 1) 酸度(乳酸%)0.18 以下 2) 動物用医薬品＝残留基準遵守 (食品衛生法) 3) PCB・農薬・洗剤・殺菌剤・防虫防そ剤 ＝ポジティブリスト制度の安全基準遵守 3. 物理的特性 1) 比重(15℃)1.028～1.034 2) 異物の混入防止
2. 家畜・畜産物の出荷形態	生乳 100%
3. 家畜・畜産物の保証期限及びその条件	1. 毎日、出荷(5℃以下)→保冷配送 2. 乳業メーカーの規定に従って保証期限を決定
4. 家畜・畜産物の 出荷先	指定運送業者 (〇〇ミルク搬送会社) →〇〇農協クーラーステーション →契約メーカー (〇〇乳業)
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	1. 出荷時の乳温 2. 出荷時のアルコール凝集検査(陰性) 3. 月3回の成分検査成績 4. (出荷禁止措置がとられた場合) 理由書
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. 保冷(4℃)して流通 2. " 店頭陳列 3. 賞味期限の明確表示
7. 家畜・畜産物の用途	牛乳へ加工して販売 (飲用または加工乳用)
8. 予測される取り扱い	牛乳への加工 (UHT 殺菌)
9. 予測される誤った取扱いや使用	1. 規定以外の殺菌方法 (無殺菌、UHT 以外の殺菌) 2. 規定以外の保管方法 (常温保管、冷却不足) 3. 規定以外の加工方法 (異物、化学物質混入)
10. 最終消費者の特定	1. 健康な成人/子供 2. 乳幼児/老人/病人 (ハイリスク者)

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 肉用牛農場における『原材料及び資材リスト』

原材料・資材リスト		
製品名：肉用牛		
原材料 及び資材名	内 容	
素牛	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	7～8 ヲ月齡 ホルスタインのメスと和牛の交雜種 病原微生物の汚染、注射針の残留 ワクチン接種証明書 〇〇市場
井戸水	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	自家井戸水 病原微生物、重金属類等の混入 水質検査実施（年2回） 自家
配合飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	配合飼料 材質： マッシュアンドフレーク カビ、サルモネラ、異物の混入 成分票、サルモネラ検査証明書 〇〇飼料
アルファベール	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	輸入飼料（アメリカ） 材質：乾草 カビ、サルモネラ、異物の混入 受け入れ検査（目視検査） 〇〇農協
チモシー	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	輸入飼料（アメリカ） 材質：乾草 カビ、サルモネラ、異物の混入 受け入れ検査（目視検査） 〇〇農協
二混特号	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	配合飼料 材質： オールマッシュ カビ、サルモネラ、異物の混入 受け入れ検査（目視検査） 〇〇農協
おから	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	食品製造副産物 材質： 豆腐粕 カビ、サルモネラ、異物の混入、腐敗 受け入れ検査（目視、臭気検査） 〇〇食品
ビール粕	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	食品製造副産物 材質： ビール粕 カビ、異物の混入、腐敗 受け入れ検査（目視、臭気検査） 〇〇産業
アクレモ	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	乳酸菌 材質： 粉末 カビ、腐敗、異物の混入 受け入れ検査（目視検査） 〇〇〇〇

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 肉用牛農場における『製品説明書』

製 品 説 明 書	
製品：肉用牛	
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	1. 動物用医薬品残留基準遵守製品 2. 注射針混入に対して農場管理規範遵守製品 3. 24～28ヵ月齢の黒毛和牛（父牛）とホルスタイン（母牛）の交雑種の肉用牛
2. 家畜・畜産物の出荷形態	1. 生体出荷：4t車で5頭、10tで12頭乗せ 2. 繋ぎ及びバラで出荷
3. 家畜・畜産物の保証期限及びその条件	1. 農場内で出荷トラックに積み込み後、輸送し、と畜場到着後までの間
4. 家畜・畜産物の 出荷先	1. ○○食肉センター 2. 緊急出荷は地元○○食肉処理場
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	1. 品種 2. 出荷頭数 3. 素牛導入年月日 4. 個体識別番号 5. 生年月日 6. 性別 7. カルテ（病歴のある場合） 8. ワクチン歴 9. 餌切り時間（半日） 10. 水質検査結果 11. 飼料給与記録 12. 血統
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. 輸送中は制限速度内で、横揺れに十分注意する 2. 夏場は出荷を1時間早める（9時を8時に変更）
7. 家畜・畜産物の用途	1. テーブルミート用 2. 加工用
8. 予測される取り扱い	1. 加熱後の喫食
9. 予測される誤った取扱いや使用	1. 生食での喫食
10. 最終消費者の特定	1. 健康な成人 2. 乳幼児・老人・病人等ハイリスク者

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】養豚農場における『原材料及び資材リスト』

原材料・資材リスト		
製品名：肥育出荷豚		
原材料 及び資材名	内 容	
母豚 (購入母豚)	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	母豚 (LW雌豚) 病原微生物の汚染 ワクチン接種証明書、検査証明書 〇〇種豚会社
精液 (自家採精)	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	自家採精したD精液 病原微生物の汚染 自農場における一般的衛生管理の遵守 自家採精
有薬飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	配合飼料 (有薬飼料) 材質：マッシュ 供給元からのサルモネラ汚染、カビ毒、腐敗 供給者品質保証 〇〇飼料会社
無薬飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	配合飼料 (無薬飼料) 材質：マッシュ 供給元からのサルモネラ汚染、カビ毒、腐敗。 抗生物質の混入 供給者品質保証 〇〇飼料会社
水	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	地下水 病原微生物の汚染 水質検査 (年1回) 井戸
薬品	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	動物用医薬品 材質：抗生物質、駆虫剤、消毒薬、ホルモン製剤、 解熱消炎鎮痛剤、外用薬、鉄剤など 品質劣化 供給者品質保証 各薬品については「薬品一覧表」に別途記載
ワクチン	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	動物用医薬品 品質劣化 国家検定済 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載
混合飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	混合飼料 材質：生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸 など 品質劣化 供給者品質保証 〇〇薬品

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】養豚農場における『製品説明書』

製 品 説 明 書	
製品名：肥育出荷豚	
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三元交雑（LWD）の肥育豚 2. 約6ヵ月齢、115kgの肥育豚 3. ポジティブリスト制度の安全基準遵守 4. 注射針における農場内管理基準遵守
2. 家畜・畜産物の出荷形態	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生体で出荷 2. 出荷トラックへの積み込みにより出荷
3. 家畜・畜産物の保証期限及びその条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農場内で出荷トラックへの積み込み後に輸送し、と畜場到着まで
4. 家畜・畜産物の 出荷先	<ol style="list-style-type: none"> 1. ○○と畜場→○○ミートグループ
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出荷記録（出荷日、頭数、豚舎番号） 2. 注射針残留の有無 3. 薬品使用記録 4. ワクチン履歴
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出荷豚運搬器材の洗浄と消毒 2. 出荷台の洗浄と消毒 3. 出荷トラックとタイヤの洗浄と消毒 4. 農場入場前の車両の消毒(入場マニュアルの遵守) 5. 適正な輸送
7. 家畜・畜産物の用途	<ol style="list-style-type: none"> 1. 加工用 2. テーブルミート用
8. 予測される取り扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 加熱調理
9. 予測される誤った取扱いや使用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消費者の購入後の誤った保存方法 2. 消費者の購入後の消費期限の超過 3. 生食及び不十分な加熱
10. 最終消費者の特定	<p>出荷先の食肉加工会社が用途に応じて特定する (健康な成人、乳幼児、老人、病人等ハイリスク者)</p>

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】採卵鶏農場における『原材料及び資材リスト』

原材料・資材リスト		
製品名：生食用殻付卵		
原材料及び資材名	内 容	
大雛	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	生体（品種：〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇） 病原微生物の持込 ①サルモネラ検査証明書 ②ワクチン接種証明書 〇〇〇
飲用水	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	地下水 大腸菌、重金属類等の汚染 水質検査（1回/年） 自家農場
飼料 成鶏前期用	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	主原料；とうもろこし、大豆粕等 材質：マッシュ サルモネラの混入 ①成分表 ②サルモネラ検査証明書 〇〇〇飼料㈱
飼料 成鶏中期用	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	主原料；とうもろこし、大豆粕等 材質：マッシュ サルモネラの混入 ①成分表 ②サルモネラ検査証明書 〇〇〇飼料㈱
飼料 成鶏後期用	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	主原料；とうもろこし、大豆粕等 材質：マッシュ サルモネラの混入 ①成分表 ②サルモネラ検査証明書 〇〇〇飼料㈱
IB 生ワクチン	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	生物学的製剤、国家検定合格済 取り扱い不備による不活化 国家検定済 〇〇〇薬品㈱

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】採卵鶏農場における『製品説明書』

製 品 説 明 書	
製品名：生食用殻付卵	
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	1. 生食用殻付卵 2. 非遺伝子組み換え飼料での飼育
2. 家畜・畜産物の出荷形態	1. 原卵出荷（インライン）
3. 家畜・畜産物の保証期限 及びその条件	1. 産卵当日出荷
4. 家畜・畜産物の 出荷先	1. 自社G Pセンター
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	1. 採卵鶏の情報（日齢、給与飼料、ワクチン接種歴） 2. 鶏舎・鶏糞サルモネラ検査報告書（1回/月）
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. インラインによる出荷
7. 家畜・畜産物の用途	1. 生食用 2. 加工用
8. 予測される取り扱い	1. 生食卵として喫食 2. 温度管理された流通
9. 予測される誤った取扱いや使用	1. 消費者の保存の不適切（室温保存）
10. 最終消費者の特定	1. 一般消費者

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】肉用鶏農場における『原材料及び資材リスト』

原材料・資材リスト		
製品名：肉用鶏		
原材料 及び資材名	内 容	
初生雛	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	伝染性気管支炎、マレック病ワクチン接種済み 病原微生物の持ち込み ①サルモネラ検査証明書 ②ワクチン接種証明書 〇〇種鶏場
水	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	自家井戸水 大腸菌、有害物質の混入 水質検査実施（年2回） 自家地下水
前期飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	抗コクジウム剤、飼料添加物入り カビ、腐敗、サルモネラ汚染 供給者の遵守証明書 〇〇飼料 材質：クランブル
中期飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	抗生物質、ビタミン添加物入り カビ、腐敗、異物、サルモネラの混入 ①供給者の遵守証明書 ②サルモネラ検査証明書 〇〇飼料 材質：マッシュ
後期飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	抗生物質、ビタミン添加物入り カビ、腐敗、異物、サルモネラの混入 ①供給者の遵守証明書 ②サルモネラ検査証明書 〇〇飼料 材質：マッシュ
仕上げ飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	無薬飼料 品質劣化、サルモネラ汚染 ①供給者の遵守証明書 ②サルモネラ検査証明書 〇〇飼料 材質：マッシュ
精製水	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	局方品 品質劣化 供給者品質保証書 〇〇薬品 材質：液体
伝染性ファブリ キウス囊病（IB D）ワクチン	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	生ワクチン 品質劣化 国家検定済、薬品会社遵守証明書 〇〇薬品 材質：凍結品

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】肉用鶏農場における『製品説明書』

製品説明書	
製品名：肉用鶏（生鳥）	
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	1. 動物用医薬品残留基準遵守製品 2. 非遺伝子組み換え飼料での飼育
2. 家畜・畜産物の出荷形態	1. 通常期 8 羽、夏季 7 羽／コンテナ 2. 8,000 羽／回（4t トラック 4 台）
3. 家畜・畜産物の保証期限及びその条件	1. 農場内の斃死は農場の責任 2. 輸送中の斃死は運送会社の責任
4. 家畜・畜産物の 出荷先	1. ○○食鳥処理場
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	1. 飼育舎の構造 2. 種鶏業者名 3. 品種及び系統 4. 素雛導入年月日及び飼育期間 5. 出荷数 6. 疾病及び事故履歴 7. 薬剤投与履歴 8. 餌切り時刻
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. 夏期は 7 羽詰めで輸送する 2. 輸送中は制限速度内で、横揺れに十分注意する
7. 家畜・畜産物の用途	1. 加工用 2. テーブルミート用
8. 予測される取り扱い	1. 加熱後の喫食 2. 温度管理された流通
9. 予測される誤った取扱いや使用	1. 消費者の保存の不適切（室温保存） 2. 生食での喫食
10. 最終消費者の特定	一般消費者

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

4. 工程一覧図(フローダイアグラム)及び現状作業、生産環境の明確化と現場での確認

HACCP チームは、以下に従い、工程一覧図並びに現状の工程内作業、日常作業及び生産環境を明確にし、文書化し、現場で確認し、必要に応じて更新し、保持しなければならない。

(1) 工程一覧図の作成

HACCP チームは、すべての作業工程の順序及び相互関係並びに原材料・資材が使用される工程の段階を図式化した工程一覧図を作成しなければならない。

(2) 現状作業（工程内及び日常定期・不定期作業）の明確化

① 工程内現状作業の明確化

HACCP チームは、すべての工程内作業の現状について、作業の目的、目的を阻害する可能性のある要因、それを防ぐ注意点、使用する資機材及び作業の手順・方法を明確にしなければならない。作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述すること。

② 現状の日常作業及び定期・不定期作業の文書化

HACCP チームは、工程内作業以外で、日常的及び定期・不定期に実施しているすべての作業について、作業を実施する時期（間隔）・頻度及び作業の目的、目的を阻害する可能性のある要因、それを防ぐ注意点、使用する資機材、作業の手順・方法を明確にしなければならない。作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述すること。

(3) 生産環境の文書化

① 敷地、畜舎等の施設、主な設備及び道路等周囲の状況を明確にしなければならない。

② 家畜間の交差感染又は畜産物への交差汚染の予防を考慮した、清浄度区分（ゾーニング）及び人、家畜、物の流れ（動線）を検討すること。

③ 敷地、道路、施設、主な設備等の配置を示した平面図上に、清浄度区分を明示し、人、家畜、物、生産物等の流れをトレースし、各種動線図を作成すること。

(4) 工程一覧図及び現状作業、生産環境の現場確認

HACCP チームは、工程一覧図及び工程内現状作業、現状の日常作業及び定期・不定期作業、並びに生産環境は正しく現状を反映したものであることを現場で確認し、必要であれば修正しなければならない。

【解説】

1. 家畜・畜産物の生産に関わる原料、資材等の受入から作業工程の順序及び相互関係を図式化した工程一覧図(フローダイアグラム)を作成します。
2. フローダイアグラムとあわせて、農場における現状作業を文書化して明確にします。便宜上、主な生産工程に関わる作業を「工程内作業」とし、それ以外は、「日常作業」、「定

期作業」および「不定期作業」に分類します。そして、1つ1つの作業ごとに、作業目的、作業頻度、作業を阻害する要因やそれを防ぐ注意点などを文書化します。

3. 農場内を生産環境に応じて区域分けし、それぞれの清浄度区分を決定します。農場の平面図等に清浄度区分を色分けするなど解り易いように表示します。

清浄度区分区域（例）

- 区分 1： パーラー室、搾乳室、分娩室、子豚舎 等
- 区分 2： 牛舎、肥育施設、鶏舎、原料採取室 等
- 区分 3： 飼料保管庫、更衣室、事務所等
- 区分 4： 堆肥舎、浄化槽、畜舎内道路、動力機械室、配電室等

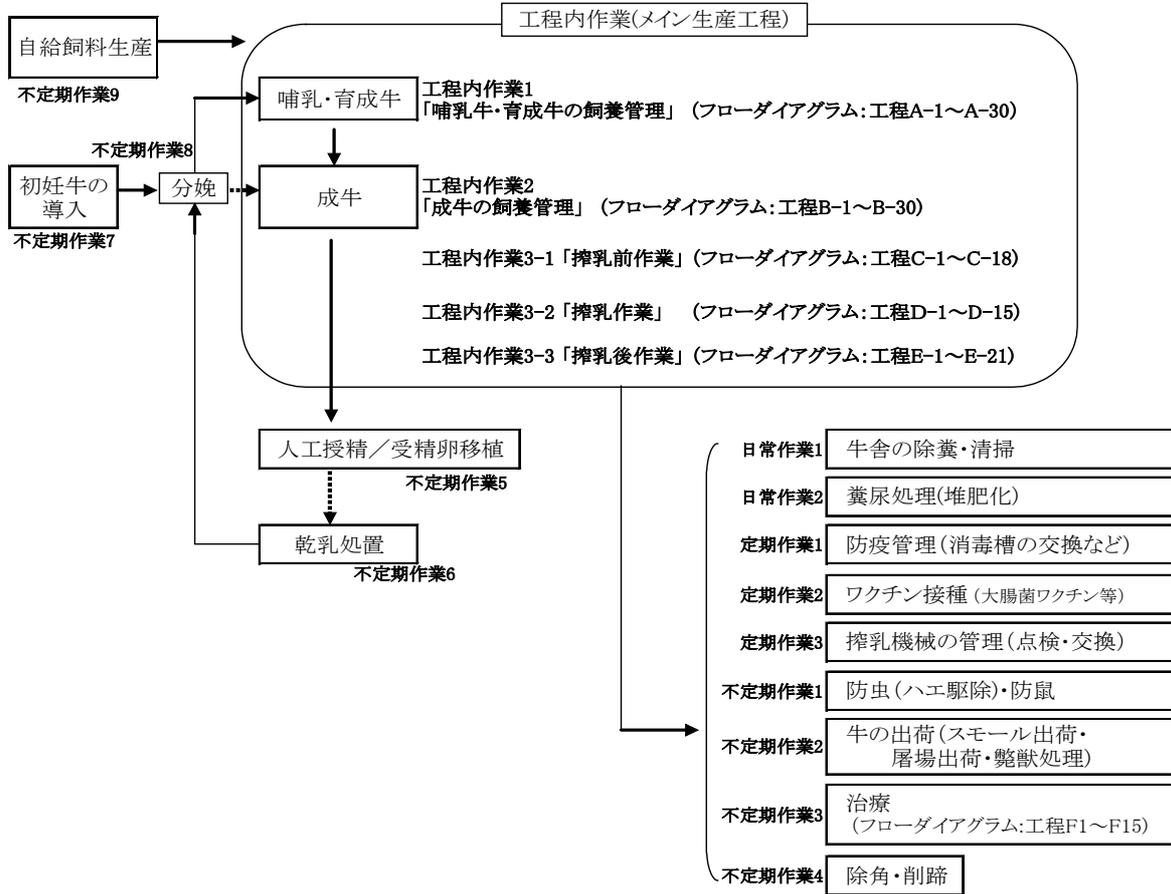
清浄度区分を示した平面図を基に、危害要因の清浄区への混入、交差汚染の防止に配慮して、家畜、死亡家畜、飼料、水、糞尿、人、製品（卵、牛乳、家畜）等の動きの方向を矢印などで表示した「動線図」を作成し、文書化していきます。

4. 文書化したフローダイアグラム及び現状作業、生産環境が現状を正しく反映しているかを現場で確認し、記録します。
5. フローダイアグラムの1つ1つの工程、作業分析シート等にはすべて番号をつけて整理することが推奨されます。これらの番号は整合性を取り、各作業分析シートがフローダイアグラムの中のどの作業を示しているかがわかるようにします。（これら1つ1つの工程、作業ごとに危害要因分析を行うため。第4章で詳述）
6. フローダイアグラム、作業を明確化した文書（作業分析シート）、農場の平面図や動線図を作成することで、家畜・畜産物の生産工程や生産環境が明確になり、次のステップである危害要因分析（第4章）へ進むことができます。
7. 現状作業を明確化した文書（作業分析シートなど）は、そのまま作業手順書として従事者の教育・訓練に活用することもできます。

乳用牛農場における文書化例

【例】 1. 乳牛管理全体のフローダイアグラム

製品名：生乳

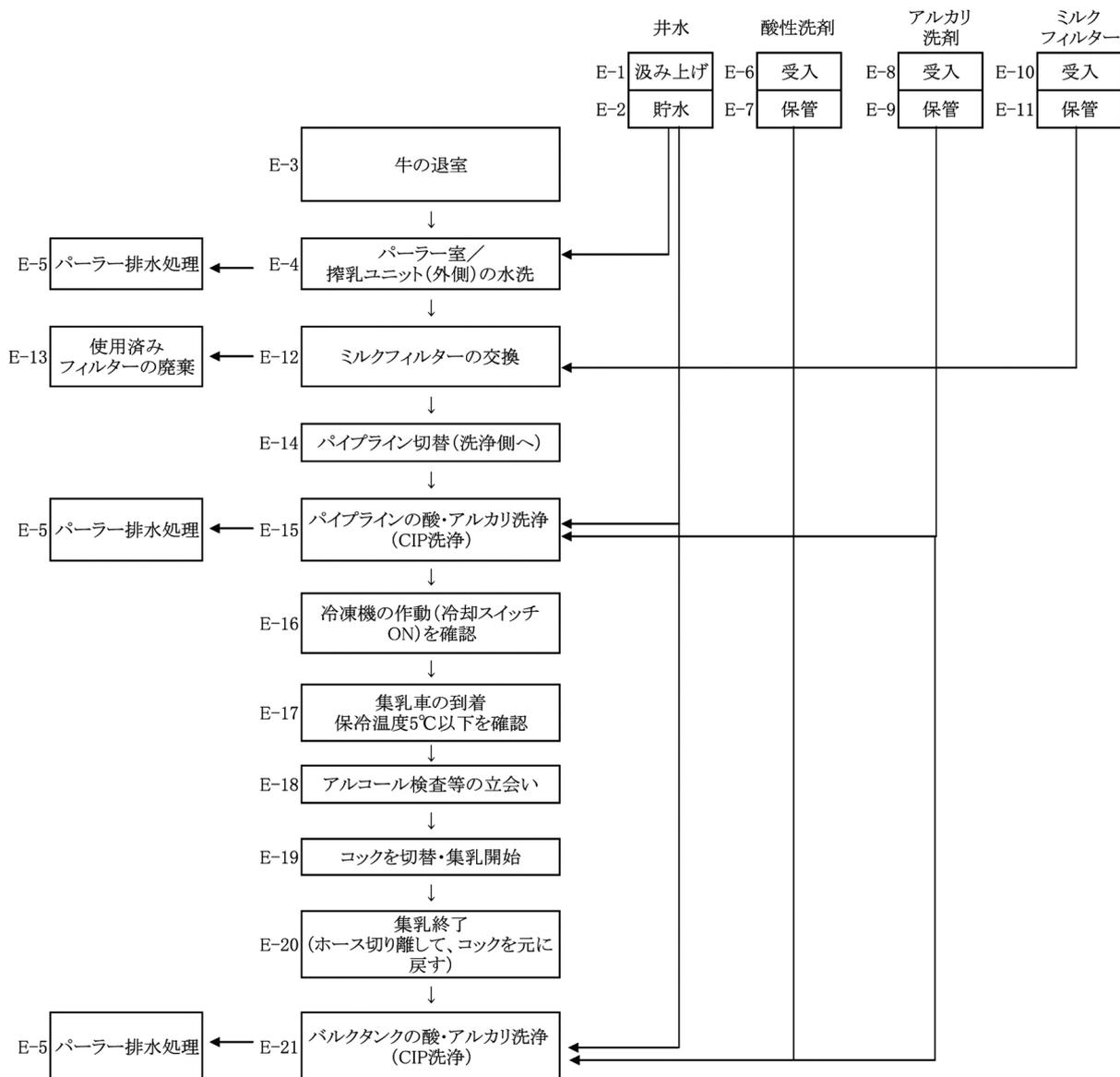


【説明】

- ・上記の例では、すべての作業工程の相互関係を示した、全体的なフローダイアグラムを作成しています。乳用牛農場では生産工程が多岐にわたるため、1枚の工程一覧図(フローダイアグラム)に作業工程の詳細を表すことができません。このような場合は、上記例のように全体を表す工程一覧図を作成し、「搾乳」「飼料給与」「哺乳・育成」など部門別に詳細な工程一覧図を作成します。養豚一貫経営等の場合も、必要に応じて「繁殖」「肥育」などの部門別に工程一覧図を作成します。
- ・すべての作業は、工程内・日常・定期・不定期作業に分類します。主たる生産工程(乳用牛農場では、飼養管理・搾乳など)を「工程内作業」と規定します。それ以外の作業の内「牛舎の除糞・清掃」のように毎日実施する作業は「日常作業」、「搾乳機械の管理(点検・部品交換)」のように定期的実施することが明らかな作業は「定期作業」、「治療」のように定期的ではない作業は「不定期作業」に分類します。日常・定期・不定期の分類は、農場の事情によって異なります。
- ・「日常作業」「定期作業」「不定期作業」は多くの場合、線図(ダイアグラム)で表すことができませんが、上記の例のように全体的なフローダイアグラムの中に記入するか、あるいは作業整理表等に記載してすべてが一覧できるようにします。また、すべての作業にNo.を付し、後に作成する作業分析シート、危害要因分析表等と整合するようにします。

【例】2. フローダイアグラム 「3-3 搾乳後作業」

製品名：生乳



<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 3. 工程内作業分析シート

製品名	生乳	整理 No.	工程内作業 E-12
対象工程	ミルクフィルター交換・パイプラインの切り替え・パイプラインの酸アルカリ洗浄		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	1. 搾乳後のパイプライン汚れ（微生物）除去 2. 酸・アルカリ洗剤のバルク乳混入を防止して洗浄すること	
	目的阻害要因	1. 洗浄不良による微生物生残 2. パイプライン切替忘れによる洗剤の混入	
	注 意 点	1. 下記の手順にしたがって適正な洗浄作業を行うこと 2. パイプライン切替を確実に実施・記名すること	
	使用資器材	① ミルクフィルター ② 酸性洗剤 ③ アルカリ洗剤 ④ CIP 自動洗浄装置	
現状実施手順	[準備→本→後]作業		
	<p>[準備作業]</p> <p>① 酸・アルカリ洗剤の受入・保管作業</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 購入時、半年以上の有効期限を確認・記録→パーラー横の冷暗所へ保管</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 一般的衛生管理プログラムの検証(半年ごと:農場巡回)で期限遵守を確認</p> <p>② 酪農指定ミルクフィルター購入→資材庫へ保管</p> <p>[本作業]</p> <p>③ フィルターパイプ周辺の水洗→ミルクフィルターを交換・記録 (使用済みフィルターは一般ゴミで廃棄)</p> <p>④ パイプラインの切替え (目視確認・2名記名)</p> <p>⑤ 酸・アルカリ洗剤の残量確認</p> <p>⑥ 「Cycle Wash1」 「Ready」表示を確認→自動洗浄 ON</p> <p>⑦ 自動洗浄 (前洗浄・アルカリ洗浄・酸性洗浄) の実施</p> <p>⑧ ボイラーの点火状況・温度異常表示 (低温警報) がないことを確認・記録</p> <p>⑨ 洗浄終了→エア吸い込み (圧送)</p> <p style="margin-left: 20px;">勾配に沿って残った酸性洗剤の排出 (レシーバージャージャー下排出口)</p> <p>[後作業]</p> <p>⑩ ミルクホース内の洗剤残留の有無を確認</p> <p>⑪ 洗浄完了を「搾乳日報」へ記録</p>		
記録・マニュアル類	搾乳日報		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 4. 日常作業分析シート

製品名	生乳	整理 No.	日常作業 1-②
対象工程	牛舎の除糞・清掃		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	清潔な牛舎の維持（乳牛の快適性確保・糞便汚染の防止）	
	目的阻害要因	① 汚れた給水槽からの微生物汚染 ② 取り残した残飼・糞便等による微生物汚染 ③ オガクズ不足（糞便による牛体・乳頭汚染） ④ オガクズの管理不備によるクレブシエラ乳房炎の誘発	
	注 意 点	① 下記手順にしたがって給水槽を清掃する ② 下記手順にしたがって飼槽・牛床を清掃する ③ 下記手順にしたがってオガクズを牛床に供給する ④ 3%石灰を混入・静置したオガクズを使用する	
	使用資器材	①生石灰 ⑤飼槽用スコップ ②ローダー（オガクズ運搬用） ⑥デッキブラシ ③箕（み）（オガクズ散布用） ④マスク（ディスポーザブル可）	
現状実施手順	[準備→本→後]作業		
	【準備作業】 ① 生石灰 20kg×3 袋をオガクズ 10m ³ に混入 ② ローダーで攪拌→1 週間静置 ③ オガクズ集積所から牛舎内のオガクズ置き場へ一定量をローダーで搬送		
	【本作業】 1 日 1 回午前中（搾乳後）、下記の清掃をおこなう ④ 牛床の除糞→汚れたオガクズと糞便を通路へ除去 ⑤ ローダーで糞、オガクズを除去 ⑥ 1 ベッドあたり箕 1 杯を目安に散布・・・ベッド全体に十分に撒く ⑦ 残飼の除去（スコップで通路へ出す→ローダーで除去） ⑧ 飼槽の汚れ除去（汚れがひどい場合はデッキブラシ使用） ⑨ 給水槽の汚れ除去（デッキブラシ使用）→排水後、新鮮水を補給 ⑩ その他、牛舎各所に散乱した餌、ゴミを清掃		
【後作業】 ⑪ 掃除用具類の片付け ⑫ 「牛舎作業日報」へ清掃実施済みを記録			
記録 マニュアル類	牛舎作業日報		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 5. 定期作業分析シート

製品名	生乳	整理 No.	定期作業 3-②
対象工程	ライナーゴム・パッキン類の交換		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	ライナーゴム・パッキン類の交換(乳房炎の防止)	
	目的阻害要因	交換忘れ(交換間隔の延長) →ゴム類の微生物汚染(乳房炎の誘発)	
	注意点	規定頻度(4ヶ月に1回)で交換を実施	
	使用資器材	① ライナーゴム ② パッキン類	
現状実施手順	[準備→本→後]作業		
	【準備作業】 4ヶ月に1回、下記作業を実施 ① ライナーゴムのティートカップの数(搾乳ユニット数×4本)、注文 ② 搾乳ラインに沿って劣化パッキン類があるかチェック→注文 ・ とくにフィルターパイプ、バルクタンク排水口周辺をチェックする ・ パイプライン継ぎ目は(必要に応じて)慎重に外し、確実に閉める事		
	【本方法】 ③ ライナーゴムの一斉交換(手作業) ④ 劣化パッキン類の交換(手作業)		
記録 マニュアル類	【後作業】 ⑤ ライナーゴム交換・パッキン類交換(箇所名)を「搾乳日報」へ記録 ⑥ 交換後1週間は、乳房炎発生・真空圧の変動等に注意する (異常があれば、搾乳責任者・HACCP リーダーへ報告する)		
	搾乳日報		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 6. 不定期作業分析シート

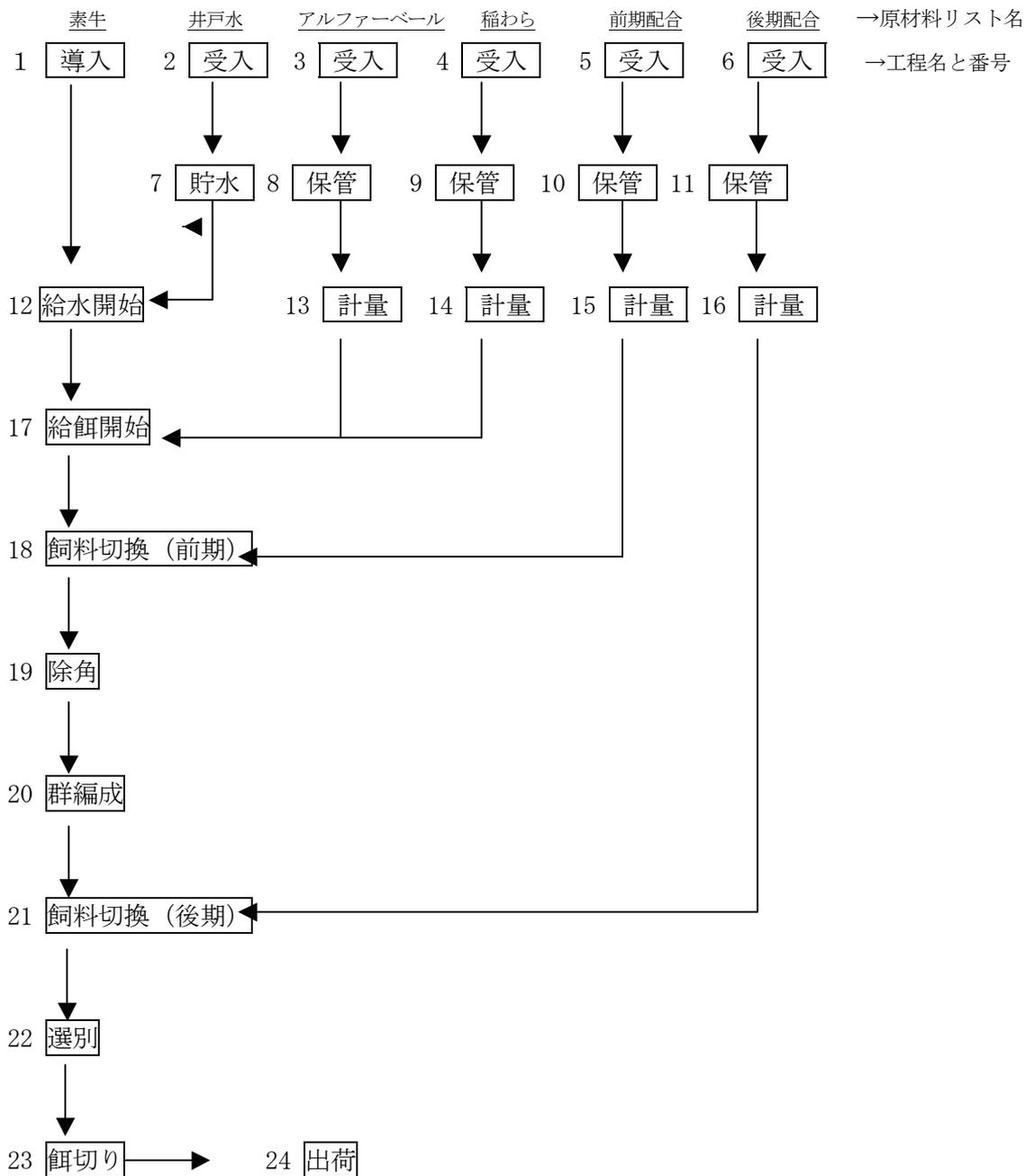
製品名	生乳	整理No.	不定期作業 1-②
対象工程	防鼠（ネズミの駆除）		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	①農場内のネズミ駆除 ②防鼠剤の生乳汚染を防止したネズミ駆除の実施	
	目的阻害要因	①不十分な駆除（ネズミによる疾病伝播の可能性） ②殺鼠剤による生乳汚染	
	注 意 点	①下記手順にしたがって駆除を実施 ②パーラー室、バルクタンク室への駆除剤散布は禁止	
	使用資器材	① 殺鼠剤 ② 手袋 ③ ビニール袋 ④ サツマイモ	
現状実施手順	[準備→本→後]作業		
	【準備作業】 ① 手袋を着用する、 ② 殺鼠剤とサツマイモを袋に入れてよく混ぜる		
	【実施方法】 ③ 牛舎のネズミの出そうな所に殺鼠剤をまぶしたサツマイモを置いていく。（ <u>パーラーとバルク室は禁止</u> ） ④ 翌日、サツマイモの状態を確認し、サツマイモが食べられている場所に、再度殺鼠剤をまぶしたサツマイモを置いていく		
記録 マニュアル類	【後作業】 ⑤殺鼠剤の設置箇所を「牛舎作業日報」に記録・署名する （パーラーとバルク室に設置していないことを確認）		
	牛舎作業日報		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

肉用牛農場における文書化例

【例】 1. フローダイアグラム

製品名： 肉用牛



<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 2. 日常作業及び定期・不定期作業整理表

製品名：肉用牛			
日常作業項目	実施頻度	定期・不定期作業項目	実施頻度
25. 給餌管理	2回/日	31. 牛舎消毒	週1回
26. 給水管理	2回/日	32. ハエ駆除	不定期
27. 牛・飼槽の見回り	2回/日	33. 除糞・敷料交換	週1回
28. 消毒槽の清掃	1回/日	34. 除草	不定期
29. ワラ切り	1回/日	35. 排水溝掃除	不定期
30. カッター整備	1回/日	37. 牛舎の大掃除	不定期
		38. 踏込み消毒槽	1回/日
		39. ビタミン剤投与	ビタミン欠乏時
		40. 除角	導入後
		41. ネズミの駆除	不定期

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 3. 工程内作業分析シート

製品名	肉用牛	整理No.	1
対象工程	導入		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	健康な素牛の導入	
	目的阻害要因	搬入時の素牛・従業員のケガ 素牛からの病気の持ち込み 導入牛の逃走	
	注 意 点	ケガ・歩行状態の確認	
	使用資器材	①セリ名簿 ⑤リフト ⑨導入判定表 ②導入台 ⑥スコップ ③敷料（おがくず） ⑦ほうき ④ホイールローダー ⑧ブラシ	
現状実施手順	[準備→本→後]作業		
	【準備作業】 ① ウォーターカップと餌箱を掃除する ② 耳標番号と頭数を確認する ③ 敷料を入れ換える ④ 導入台をリフトで準備する ⑤ 導入台の扉に異常がないか、確認する ⑥ 導入作業に従事する従業員は、長靴の洗浄及び消毒、手指の洗浄、消毒を行う		
	【実施方法】 ⑦ トラックを導入台に付ける ⑧ 導入台の脱出防止柵を隙間が出来ないように固定し、おがくずを十分に敷く ⑨ トラックの扉を開き固定する *扉を固定するまで、牛が飛び出してこないように注意する		
記録 マニュアル類	【後作業】 ⑩ リフトで導入台を元の位置に戻す ⑪ 受け入れ場の清掃 ⑫ 導入作業に従事した従業員は、長靴の洗浄及び消毒、 ⑬ 手指の洗浄、消毒を行う		
	素畜受け入れマニュアル、飼養管理記録簿		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 4. 工程内作業分析シート

製品名	肉用牛	整理 No.	22
対象工程	選別		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	相場・市場に合わせ、健康な牛、特に薬剤残留や注射針残留がない牛の出荷のための選別	
	目的阻害要因	治療歴の見落としによる抗生物質・注射針の残留	
	注 意 点	品種・頭数・治療歴の確認を確実にこなう	
	使用資器材	使用資材は無し 必要書類は次のとおり ①飼養管理記録簿 ②注射針管理簿 ③治療記録簿 ④出荷判定表	
現状実施手順	[準備→本→後]作業		
	【準備作業】 ① 飼養管理記録簿・治療記録簿・出荷判定表を牛舎に持っていく		
	【実施方法】 ② 出荷 2-3 日前に、出荷予定牛の個体番号と月齢と治療記録・目視により健康を確認し、動物用医薬品の残留がないことと注射針混入の有無を確認して、出荷確認記録に選畜をチェックする ③ 飼養管理記録簿に選別記録を記入し、出荷送り状を作成する ④ 出荷送り状を〇〇農協へ FAX する		
記録マニュアル類	【後作業】 ⑤ 出荷送り状のコピーをファイルする ⑥ 飼養管理記録簿・治療記録簿を元に戻す		
	素畜受入マニュアル、飼養管理記録簿、治療記録簿		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】5. 日常作業分析シート

製品名	肉用牛	整理 No.	25
対象工程	給餌管理		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	牛の月齢、状態により必要に応じた飼料給与	
	目的阻害要因	①給与量のミス ②高温、湿度による変敗 ③ネズミ・害鳥・害虫による汚染	
	注 意 点	飼料の品質状況の確認の下での給与	
	使用資器材	①ミキサーフィーダー ⑤配合設計表 ②フォークリフト ③パレット ④餌給与記録ノート	
現状実施手順	[準備→本→後]作業		
	【準備作業】		
	① 飼料給与前に飼槽の残飼量を確認する ② リフトでパレットに必要な粗飼料をのせる ③ 前日の日誌で配合設計と給与量の確認をする ④ ミキサーフィーダーで適正量を配合する		
	----- 【実施方法】		
⑤ 粗飼料をフォークリフトで牛舎へ運び、手でほぐしながら、適量を飼槽へ入れる ⑥ ミキサーフィーダーを牛舎へ移動し、メーターを確認しながら配合飼料を飼槽に入れる ⑦ 配合飼料の給与量を日誌へ記入する			
----- 【後作業】			
⑧ フォークリフト・パレットを元の位置に戻す ⑨ ミキサーフィーダーを倉庫に入れる			
記録 マニュアル類	飼養管理記録簿		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】6. 定期作業分析シート

製品名	肉用牛	整理No.	31
対象工程	牛舎消毒		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	場内の有害微生物を除去する・病気の予防	
	目的阻害要因	場内に残存する有害微生物から牛への感染	
	注 意 点	消毒薬の希釈濃度を間違わないこと	
	使用資器材	① 消毒薬 (〇〇〇) 20L ⑥ 攪拌棒 ② 散布機 ⑦ 小型ホイールローダー ③ 計量カップ ④ マスク ⑤ 合羽 (ヤッケ)	
現状実施手順	[準備→本→後]作業		
	【準備作業】 ① 牛房で除糞が十分されているか目視で確認する。されていない場合は、除糞作業のやり直しを行う ② 飼槽、通路、壁が清掃されているか、目視で十分に確認する。されていない場合は、清掃作業のやり直しを行う ③ マスク、合羽 (ヤッケ) を着用する ④ 散布機タンクに水を 500L 入れる ⑤ 消毒薬〇〇〇を 500cc 計量カップで量り、散布機タンクに投入する ⑥ 散布機タンクを攪拌棒で十分にかき回す		
	【実施方法】 ⑦ 散布機にて牛舎の床面、通路、壁、柱を十分に散布する (床面には 2L/m ² を散布する) ⑧ 散布機にて場内周辺を散布する ⑨ 十分に乾燥させる		
記録 マニュアル類	【後作業】 ⑩ 散布機を洗車する ⑪ 散布機を元の位置に戻す ⑫ 1 牛房あたりホイールローダー1 バケットの敷料を入れ、できるだけ深さを均等にする ⑬ 牛を元の牛房に戻す		
	施設設備管理規定書 洗浄消毒衛生管理手順書 (SSOP-3)、洗浄消毒実施記録書		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

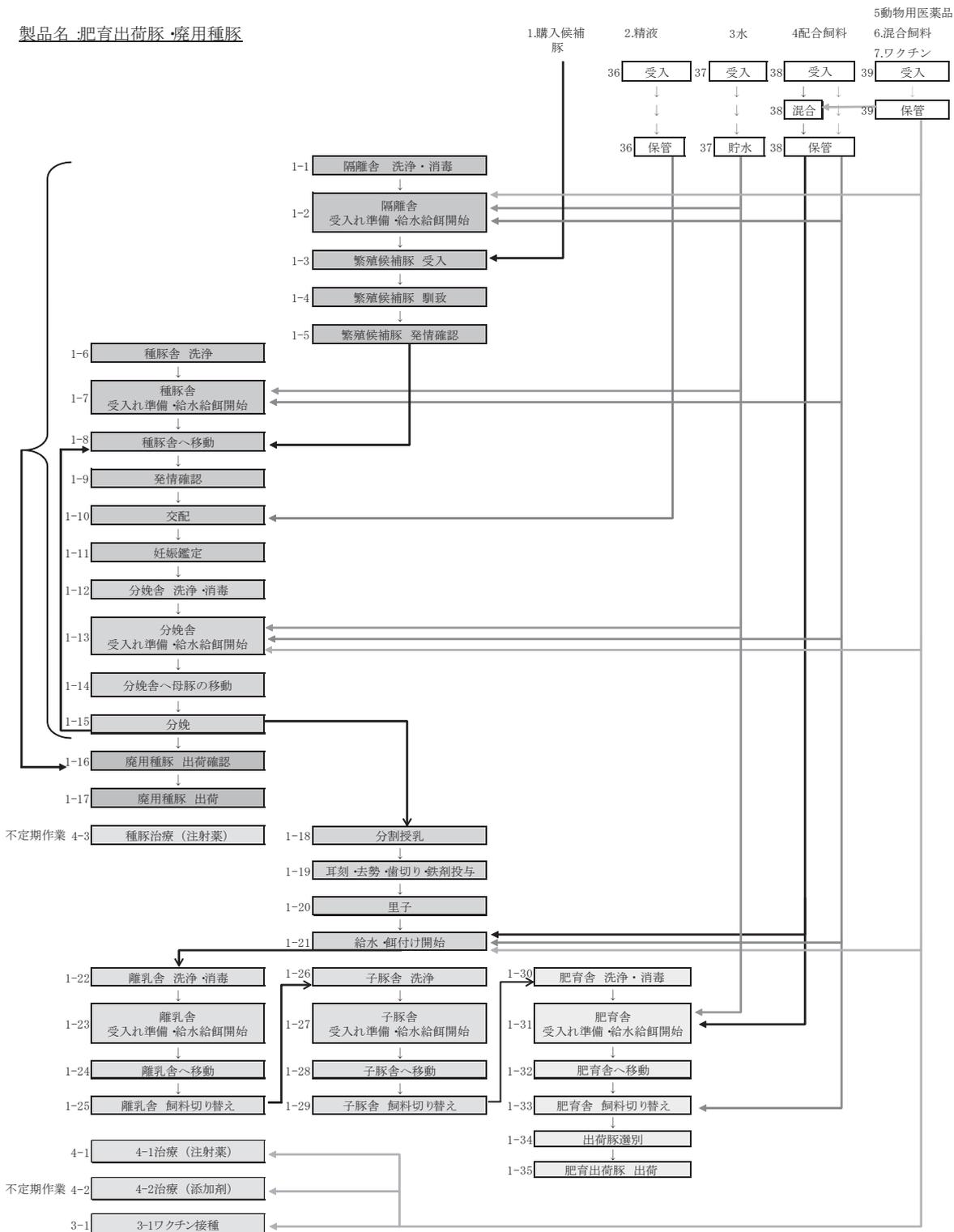
【例】 7. 不定期作業分析シート

製品名	肉用牛	整理 No.	41
対象工程	ネズミの駆除		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	場内のネズミを駆除する	
	目的阻害要因	ネズミによる有害微生物の伝播	
	注 意 点		
	使用資器材	⑤ 殺鼠剤 ⑥ 手袋 ⑦ ビニール袋 ⑧ サツマイモ	
現状実施手順	[準備→本→後]作業		
	【準備作業】 ①手袋を着用する、 ②殺鼠剤とサツマイモを袋に入れてよく混ぜる		
	【実施方法】 ③牛舎のネズミの出そうな所に殺鼠剤をまぶしたサツマイモを置いていく ④翌日、サツマイモの状態を確認し、サツマイモが食べられている場所に、再度殺鼠剤をまぶしたサツマイモを置いていく		
記録 マニュアル類	【後作業】 ⑤殺鼠剤の設置状況を日報に記録する		
	鼠族害虫管理規定、殺鼠剤リスト ペストコントロール記録（ネズミ管理記録書）		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

養豚農場における文書化例

【例】 1. フローダイアグラム



<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 2. 日常作業及び定期・不定期作業整理表

製品名：肥育出荷豚・廃用種豚			
日常作業項目	実施頻度	定期・不定期作業項目	実施頻度
2-1 従業員の農場入場	毎日	3-1 ワクチン接種	2回/週
2-2 給餌管理(人工乳給与)	2回/日	3-2 豚舎内空間消毒	1回/週
2-3 給餌管理(自動給餌ライン)	2回/日	3-3 注射針の廃棄	1回/月
2-4 給水管理	2回/日	4-1 仔豚治療(注射薬)	不定期
2-5 豚舎の見回り	2回/日	4-2 仔豚治療(添加剤)	不定期
2-6 踏み込み消毒槽交換	1回/日	4-3 種豚治療(注射薬)	不定期
		4-4 虚弱豚の隔離	不定期
		4-5 ハエ駆除	不定期
		4-6 ネズミ駆除業者依頼	不定期

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 3. 工程内作業分析シート

製品名	肥育出荷豚・廃用種豚	整理 No.	1-12
対象工程	分娩舎の洗浄・消毒		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	分娩舎と器機材の衛生状態を保つ	
	目的阻害要因	サルモネラ汚染、有機物、病原微生物の残存	
	注 意 点	徹底した洗浄、消毒、乾燥	
	使用資器材	①高圧洗浄機 ④カップ、手袋、長靴 ②スコップ ⑤消毒薬 ③一輪車 ⑥工具	
現状実施手順	[準備→本→後]作業		
	<p>[準備作業]</p> <p>①高圧洗浄機の点検、準備をする</p> <p>②カップ、手袋、長靴を装着する</p> <p>③倉庫薬品保管庫から消毒薬を準備する</p> <p>[本作業]</p> <p>④給餌器内の残餌を除去する</p> <p>⑤ストール内と通路の除糞をする</p> <p>⑥高圧洗浄機にて温水洗浄(天井; 壁; 柵; 床; フィーダー; かご)</p> <p>⑦室内乾燥をする(約1日)</p> <p>⑧消毒をする(水洗消毒マニュアルに準ずる)</p> <p>⑨乾燥をする(約1日)</p> <p>(温水洗浄の温度、消毒薬名、消毒濃度は「分娩舎の水洗消毒マニュアル」に準ずる)</p> <p>[後作業]</p> <p>⑩カップ、手袋、長靴の洗浄をする</p> <p>⑪使用器具、器材の片付けをする</p> <p>⑫有機物残存の有無を目視にて確認する</p> <p>⑬倉庫薬品保管庫に消毒薬を返却する</p>		
記録 マニュアル類	分娩舎の水洗消毒マニュアル		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 4. 工程内作業分析シート

製品名	肥育出荷豚・廃用種豚	整理No.	1-14
対象工程	分娩舎へ母豚の移動		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	分娩舎へ母豚を受入れる	
	目的阻害要因	サルモネラ汚染、病原微生物の感染	
	注意点	衛生的な移動	
	使用資器材	①仕切り板 ②スコップ ③分娩カード ④クリップ	⑤工具 ⑥消毒薬 ⑦消毒槽
現状実施手順	[準備→本→後]作業		
	[準備作業] ①母豚移動通路の確保と点検をする ②入り口に踏込み消毒槽を設置する ③倉庫薬品保管庫から消毒薬を準備し、消毒液を調整する ④コントロールパネルにて舎内温度を設定する (消毒薬名と消毒濃度は「踏込み消毒槽作成マニュアル」に準ずる)		
	[本作業] ⑤母豚の健康状態を確認する ⑥妊娠ストールから分娩舎へ母豚を移動させる ⑦分娩房に母豚を導入後、尻止を設置する ⑧分娩房毎に分娩カードをクリップにて設置する [後作業] ⑨仕切り板を解除する ⑩移動通路の除糞をする ⑪倉庫薬品保管庫に消毒薬を返却する		
記録 マニュアル類	分娩カード 踏込み消毒槽作成マニュアル 分娩舎作業マニュアル		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

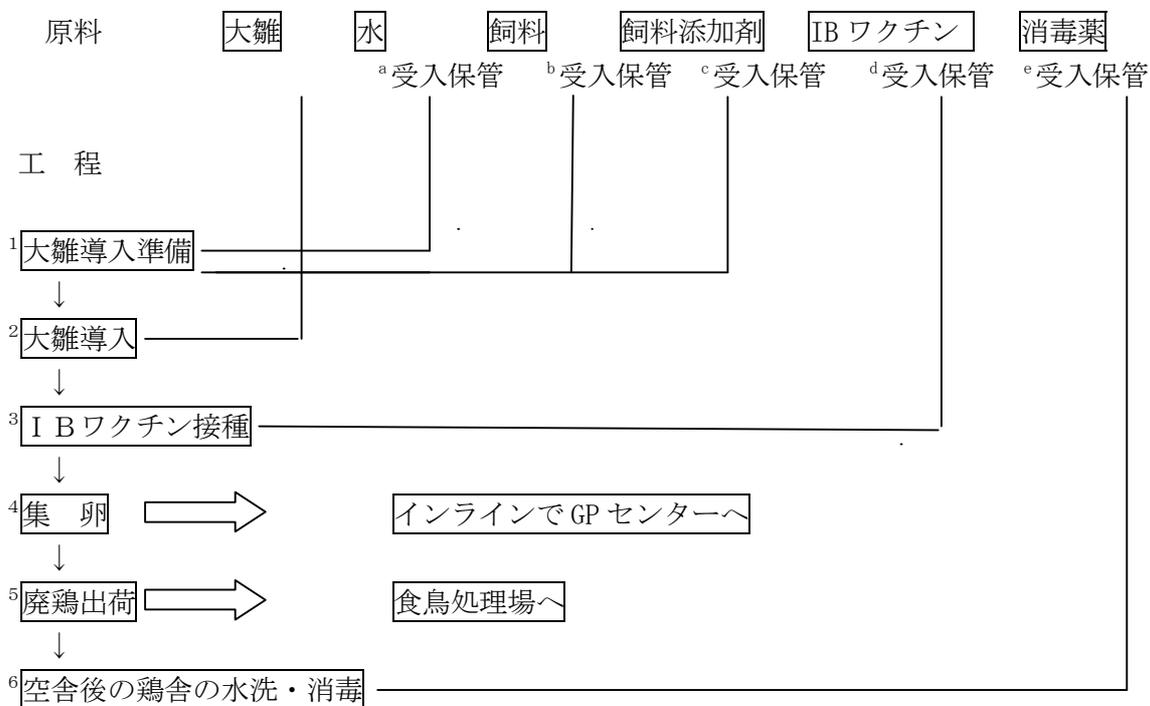
【例】 5. 不定期作業分析シート

製品名	肥育出荷豚・廃用種豚	整理 No.	4-1
対象工程	仔豚治療（注射薬）		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	疾病の治療	
	目的阻害要因	サルモネラ汚染、病原微生物の感染、注射針の残留 抗生物質の残留	
	注 意 点	衛生的な器具の取り扱い、注射針の残留 抗生物質の残留	
	使用資器材	①注射器 ⑤消毒綿 ②注射針 ⑥ツールボックス ③薬品 ⑦筆記具 ④アルコール ⑧分娩カード	
現状実施手順	[準備→本→後]作業		
	[準備作業] ①事務所保管庫から注射器、注射針を準備する ②薬品保管庫から獣医師の指示書に従った治療薬を準備する ③消毒綿をしっかりとアルコールに浸す ④各器具をツールボックスに収納して豚房を巡回する		
	[本作業] ⑤体調不良豚を確認する ⑥獣医師の指示に従った用量・用法で治療薬を接種する ⑦一頭毎に注射針を取り換える ⑧治療記録に治療履歴を記録する		
記録 マニュアル類	[後作業] ⑨治療仔豚の状態を観察する ⑩使用後の注射針の本数の確認をし、注射針在庫管理表に記入し、 事務所内の廃棄物保管庫に廃棄する ⑪事務所にて注射器を水洗いし煮沸滅菌する ⑫治療薬を薬品保管庫に返却し、薬品在庫管理表に記録する		
	獣医師の指示書 治療記録 薬品在庫管理表 注射針在庫管理表 注射針の管理マニュアル		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

採卵鶏農場における文書化例

【例】 1. フローダイアグラム (インライン方式)



<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】 2. 工程内作業分析シート

製品名	生食用鶏卵（原卵）	整理 No.	6
対象工程	鶏舎の清掃・水洗・消毒		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	鶏舎の清浄化(空舎時)	
	目的阻害要因	病原微生物の残留	
	注 意 点	徹底した消毒	
	使用資器材	①動力噴霧器 ②消毒薬、ホルマリン、薫蒸補助材 ③ホウキ ④スコップ ⑤カップ、手袋など	⑥工具 ⑦ゴムベラ ⑧一輪車 ⑨検査材料採材器材 ⑩コンプレッサー
現状実施手順	[準備→本→後]作業		
	[準備作業] ①動力噴霧器の準備 ②消毒薬の準備 ③ホウキ、スコップの準備 ④作業用衣類（カップ、手袋など）の準備		
	[本作業] ⑤除糞作業 ⑥舎内清掃 ⑦水洗・薫蒸→換気 ⑧消毒①→乾燥 ⑨消毒②→乾燥 ⑩鶏舎内外の施設修理 ⑪消毒③→乾燥 ⑫ふき取り検査の採材		
記録 マニュアル類	[後作業] ⑬使用器具機材の片付け（消毒保管）		
	空舎洗浄消毒作業記録 モニタリング記録 薫蒸マニュアル 消毒薬作製マニュアル		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 3. <鶏舎の清掃・水洗・消毒> 作業実施記録

鶏舎名： 号鶏舎 期 間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

作業日程	作業項目	実施月日	作業者	確認者
1～5 日目	フード室・ラック下の掃除			
6～8 日目	天井・ラック上の掃除			
9 日目	水洗準備			
10～16 日目	水洗			
17 日目	天井スリット・集卵ベルト出入口・その他封鎖 ホルマリン薫蒸			
18 日目	ガス抜き（換気）			
19 日目	消毒（除糞ベルト、壁、床）			
20 日目	乾燥・舎内修理			
21 日目	消毒（餌樋、フード室、床）			
22 日目	乾燥 ・ 舎内修理			
23 日目	消毒（ケージ、舎内全体）			
24 日目	乾燥 ・ 拭取り検査採材			
25 日目	大雛導入			

消毒薬使用量：

洗浄消毒終了確認者：

確認年月日：

【例】 4. <鶏舎の清掃・水洗・消毒> 検査記録

1) 目視検査	適 不適	日 付： 責任者：
2) サルモネラ検査	陰性 陽性 検査報告書： 年 月 日 受	責任者：
処置記録	日付： 責任者：	

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 6. 導入記録表

大雛の導入記録表	
1. 導入準備点検	
1) 導入鶏舎消毒の終了月日：平成	年 月 日
2) 導入使用器材消毒の確認	： <input type="checkbox"/> (チェック)
3) 給水確認	： <input type="checkbox"/> (チェック)
4) 給餌機の作動等の確認	： <input type="checkbox"/> (チェック)
5) 空調機の作動等の確認	： <input type="checkbox"/> (チェック)
6) 電球点灯の確認	： <input type="checkbox"/> (チェック)
7) 飼料（銘柄）確認	： <input type="checkbox"/> (チェック)
確認年月日：	確認者：
2. 大雛の導入実施記録	
導入年月日：平成 年 月 日 ～ 月 日	
鶏舎番号：	
1日目： 月 日 天候	気温 作業従事者(約 名)
鶏種：	
羽数：	
日齢：	
収容後の健康状態：	元気 元気なし
事故死羽数：	
事故原因：	外傷 圧死 熱死
2日目： 月 日 天候	気温 作業従事者(約 名)
鶏種：	
羽数：	
日齢：	
収容後の健康状態：	元気 元気なし
事故死羽数：	
事故原因：	外傷 圧死 熱死
3日目： 月 日 天候	気温 作業従事者(約 名)
鶏種：	
羽数：	
日齢：	
収容後の健康状態：	元気 元気なし
事故死羽数：	
事故原因：	外傷 圧死 熱死
作業リーダー：	確認者：
3. 使用資器材の洗浄消毒記録	
実施年月日：	
実施者：	
対象資器材： コンパネ	
その他	
作業リーダー：	
確認者：	

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 7. 工程内作業分析シート

製品名	生食用鶏卵（原卵）	整理 No.	3
対象工程	IB ワクチン接種（飲水投与）		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	IB 抗体の付与	
	目的阻害要因	生ワクチンの不活化	
	注 意 点	調整時の温度管理	
	使用資器材	①薬液自動混入器 ②スキムミルク ③ハイポ ④バケツ	
現状実施手順	[準備→本→後]作業		
	<p>[準備作業]</p> <p>①薬液自動混入器の準備</p> <p>[実施方法]</p> <p>②2 時間断水する</p> <p>③バケツに水を入れスキムミルク、ハイポを溶かす</p> <p>④ワクチンを③で作った液で溶かす</p> <p>⑤薬液自動混入器のワクチン吸い込みチューブをワクチン液にいれ 薬液自動混入器経由の水道管のバルブを開ける</p> <p>⑥ワクチン液がなくなったらバルブを閉める</p> <p>⑦1 時間後、水道管のバルブを開ける</p> <p>[後作業]</p> <p>⑧ワクチン溶液の焼却処分</p> <p>⑨薬液自動混入器の内部洗浄を行う</p> <p>⑩給水の確認をする</p>		
記録 マニュアル類	①ワクチン投与記録 ②廃棄物処理記録簿		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 8. 工程内作業分析シート

製品名	生食用鶏卵（原卵）	整理 No.	5
対象工程	廃鶏出荷（業者依頼）		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	廃鶏の出荷	
	目的阻害要因	病虫害・病原微生物の侵入	
	注 意 点	病虫害・病原微生物の侵入防止	
	使用資器材		
現状実施手順	作業		
	[準備作業] ①廃鶏業者に依頼		
	[本作業] ②出荷伝票にサインする ③死鶏を廃棄処分する		
	[後作業]		
記録 マニュアル類	廃鶏出荷記録		

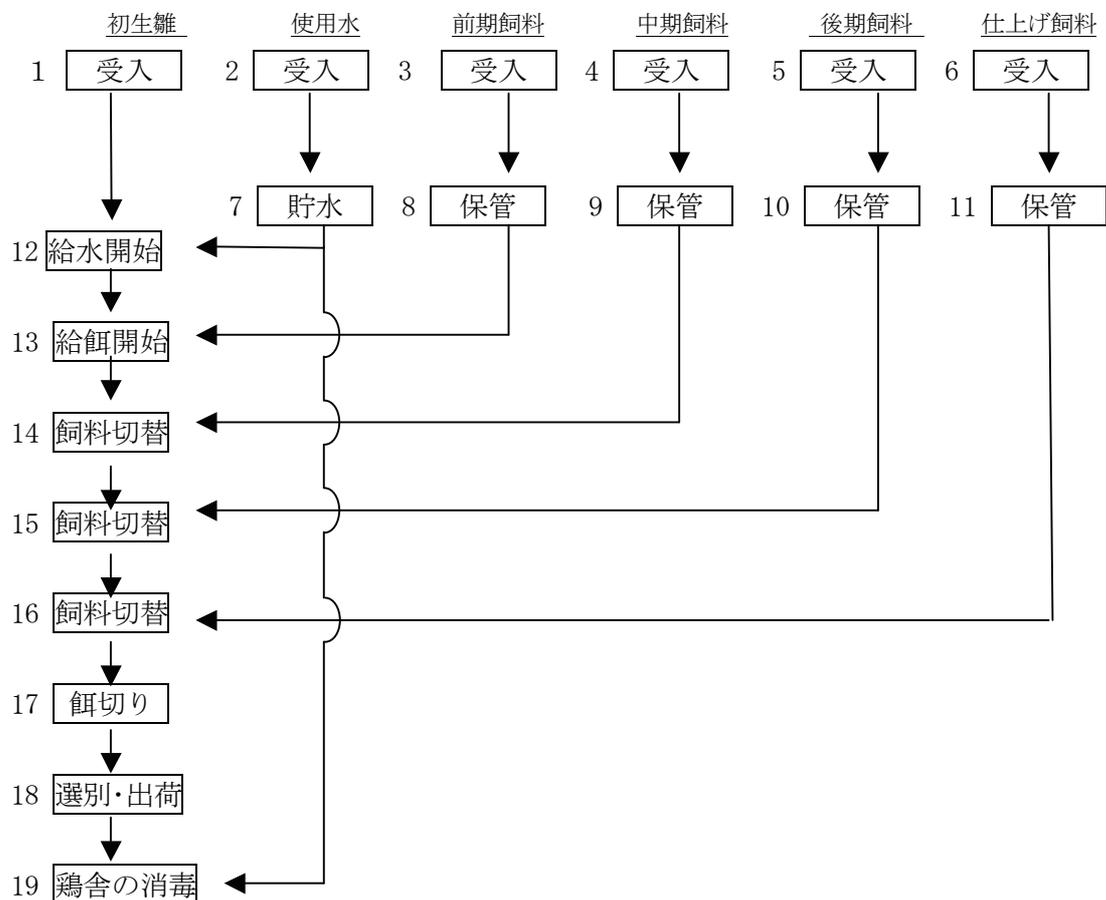
<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

肉用鶏農場における文書化例

【例】 1. フローダイアグラム

製品工程図

製品名：肉用鶏



<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 2. 日常作業及び定期・不定期作業整理表

製品名:肉用鶏			
日常作業項目	実施頻度	定期・不定期作業項目	実施頻度
20. 見回り	都度	26. 除糞	アウト後
21. 踏み込み消毒槽の薬液交換	1回/日	27. 水洗	アウト後
22. 事務所の清掃	1回/日	28. 消毒(1回目)	アウト後
23. 温・湿度、換気管理	都度	29. 消毒(2回目)	アウト後
24. 手指消毒槽の薬液交換	1回/日	30. 煙霧消毒	アウト後
25. 死亡・淘汰鶏の除去	1回/日	31. 鶏舎周辺の清掃	都度
		32. 除草	都度
		33. ネズミ駆除	都度
		34. 害虫駆除	都度
		35. IBDワクチン接種	3週齢時
		36. ND ワクチン接種	1週齢時と3週齢時

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 3. 鶏舎の清掃・水洗・消毒 検査記録

1) 鶏舎目視検査	適 不適	日付： 責任者：
2) 器具目視検査	適 不適	日付： 責任者：
3) 細菌検査	大腸菌 (10cm ²) : 10 未満 10 以上 サルモネラ菌 : 陰性 陽性 検査報告書 : 年 月 日 受付 責 任 者 :	
処置記録	日付： 責任者：	

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 4. 工程内作業分析シート

製品名	ブロイラー	整理 No.	1	
対象工程	初生雛の受け入れ			
作成日	平成 年 月 日	作成者		
現場確認日	平成 年 月 日	確認者		
承認日	平成 年 月 日	責任者		
工程の内容	工程の目的	健康な初生雛の受入と、適切な飼育開始		
	目的阻害要因	農場内での病気の蔓延 生産性の悪化		
	注 意 点	ヒナ到着時の状態確認を確実にこなう		
	使用資器材	①台車 ②ヒナコンテナ ③ブルーダー ④チックガード		
現状実施手順	<p>【準備作業】</p> <p>① ブルーダーを設置し、導入前日に給温を開始する。(季節により調整する。)</p> <p>② 給水ダルマを設置</p> <p>③ 給水ニップルをセットする</p> <p>④ チックマットを敷き、撒き餌を行なう</p> <p>⑤ 餌付け箱に餌をいれる</p> <hr/> <p>【実施方法】</p> <p>⑥ ヒナの到着時間の確認</p> <p>⑦ 雛到着前にガード内の温度を確認する</p> <p>⑧ チックバンが農場へ到着する</p> <p>⑨ チックバンよりヒナコンテナを降ろし、鶏舎内に搬入する</p> <p>⑩ ヒナをガード内に解放する</p> <p>⑪ 羽数の確認 (箱の確認)</p> <hr/> <p>【後作業】</p> <p>⑫ ヒナコンテナの搬出</p> <p>⑬ 温湿度の確認を行い、記録を取る</p>			
	記録 マニュアル類	ヒナ受入マニュアル、飼養管理記録簿		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】5. 工程内作業分析シート

製品名	ブロイラー	整理 No.	18
対象工程	選別・出荷		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	体重3～3.5kgの、薬剤残留の無い健康な鶏の出荷	
	目的阻害要因	薬剤残留 伝染性疾病の周辺への蔓延	
	注意点	中期(有薬)飼料から後期(無薬)飼料の切替が着実に行えたかの確認をしてから、この工程を実施する	
	使用資器材	①レール ②コンテナ ③捕鳥器 ④チックガード	
現状実施手順	【準備作業】 ① 床面の鶏糞をならす ② 餌モーターの元電源を切る ③ ホッパーを上げる ④ レール・コンテナを鶏舎内に入れる		
	【実施方法】 ⑤ 業者が鶏をコンテナの中に入れ、レールに乗せてトラックまで運ぶ ⑥ トラックで食鳥処理場へ運搬		
	【後作業】 ⑦ 鶏舎からレールを運び出す ⑧ 残った鶏を処理する ⑨ 処理鶏を堆肥舎に移す		
記録 マニュアル類	出荷・選別マニュアル		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】6. 日常作業分析シート

製品名	ブロイラー	整理 No.	25
対象工程	死亡鶏、虚弱鶏の除去		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	死亡鶏や虚弱鶏を確実に取り除く	
	目的阻害要因	死亡鶏や虚弱鶏からの伝染病の伝播 生産性の低下	
	注意点	死亡鶏、虚弱鶏抜き取り後は、手指の洗浄及び消毒を行う	
	使用資器材	①紙袋 ②一輪車	
現状実施手順	<p>【準備作業】</p> <p>①紙袋を準備する</p>		
	<p>-----</p> <p>【実施方法】</p> <p>②紙袋を持ち、鶏舎内に入り、死亡鶏や元気の無い鶏や異常のある虚弱鶏がいたら袋に入れる。</p> <p>③虚弱雛は、淘汰する。</p> <p>④死亡鶏及び淘汰鶏の羽数を日報に記録する。</p> <p>⑤死亡鶏が前日より2倍以上の場合、または一カ所で異常に死亡している場合は、通報ルールに基づき至急、〇〇獣医および場長へ連絡する。</p> <p>-----</p>		
	<p>【後作業】</p>		
記録 マニュアル類	飼養管理記録簿		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 7. 定期作業分析シート

製品名	ブロイラー	整理 No.	28
対象工程	消毒（1回目）		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	鶏舎内の有害微生物の消毒	
	目的阻害要因	消毒不足による有害微生物の鶏舎内への残存	
	注 意 点	指定された濃度の薬液で消毒する	
	使用資器材	①カチオン系動物用殺菌消毒薬 ②発泡ノズル ③動力噴霧器	
現状実施手順	【準備作業】 ① 動力噴霧器のホースに、発泡ノズルを取り付ける。 ② 貯水タンクに水を 500L 溜める ③ 計量カップで動物用殺菌消毒薬 10L 計量し、タンク内に入れる。 ④ 動力噴霧器のホースを鶏舎内に持っていく		
	【実施方法】 ⑤ 動力噴霧器のスイッチを入れる ⑥ 発泡ノズルを開き、ノズルから泡状の消毒液が出ることを確認する。 ⑦ 鶏舎の天井→壁→床面の順で、消毒剤を満遍なく散布する。		
	【後作業】 ⑧ 日報に記録する ⑨ 一昼夜乾燥させる。		
記録 マニュアル類	施設設備管理規定書 洗浄消毒衛生管理手順書（SSOP-3）、洗浄消毒実施記録書		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 8. 不定期作業分析シート

製品名	ブロイラー	整理 No.	33
対象工程	ネズミ駆除		
作成日	平成 年 月 日	作成者	
現場確認日	平成 年 月 日	確認者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
工程の内容	工程の目的	農場内のネズミを駆除する	
	目的阻害要因	ネズミによる有害微生物の伝播	
	注 意 点		
	使用資器材	①殺鼠剤（畜・鶏舎内及び周辺散布用） ②サツマイモ ③手袋 ④ビニール袋	
現状実施手順	【準備作業】 ① 手袋を着用する ② 殺鼠剤とサツマイモを袋に入れてよく混ぜる		
	【実施方法】 ③ 鶏舎のサービスルームに殺鼠剤をまぶしたサツマイモを置いていく ④ サツマイモの状態を確認し、サツマイモが食べられている場所に、再度殺鼠剤をまぶしたサツマイモを設置する		
	【後作業】 ⑤殺鼠剤の散布状況を日報に記録する		
記録 マニュアル類	そ族害虫管理規定書 殺鼠剤リスト ペストコントロール記録書（ネズミ管理記録書）		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

第4章 一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成

HACCP チームは、次の手順により定める衛生管理システムの基礎となる一般的な衛生管理プログラム（以下「一般的衛生管理プログラム」という）を確立するとともに HACCP 計画を作成し、それに基づく活動を実施し、運用し、その有効性を確実にしなければならない。

1. 一般的衛生管理プログラムの確立

HACCP チームは、安全な家畜又は畜産物の生産を行うため、次により、一般的衛生管理プログラムを確立しなければならない。

- (1) 一般的衛生管理プログラムを確立する場合、家畜伝染病予防法第12条の3に基づく飼養衛生管理基準を基礎とし、適切な情報（法令・規則、家畜衛生管理ガイドライン、コーデックス委員会の「食品衛生の一般原則に関わる規則」及び「危害要因分析必須管理点（HACCP）システム及びその適用のためのガイドライン」等）に基づくものとする。管理方法は、作業手順書、作業マニュアル等の文書により定めること。それぞれの一般的衛生管理プログラムは、第Ⅱ部の畜種別衛生管理規範を参考にすること。
- (2) 一般的衛生管理プログラムの検証は、計画的に実施され、検証結果に基づき、必要に応じて修正すること。また、当該検証及び修正は記録し、当該記録は保持すること。
- (3) 一般的衛生管理プログラムの維持管理のための活動は、文書化すること。

【解説】

1. 一般的衛生管理プログラムは次の目的で確立します。
 - ① 生産環境を通じた、畜産物への危害の混入防止のための管理
 - ② 生産環境における衛生的な状態の維持管理
 - ③ 感染症、疾病の予防に関連する管理
 - ④ 法令・法規制の遵守に関連する管理
 - ⑤ 畜産物回収に備えたトレーサビリティに関連する管理
 - ⑥ 各管理にはアニマルウェルフェアの視点を考慮する
2. 一般的衛生管理プログラムは認証基準 第Ⅱ部・畜種別衛生管理規範を参考に構築します。
3. 一般的衛生管理プログラムの作成は、まず、現状作業を整理して文書化し（第3章で述べた作業分析シートなど）、記録類を整備することから始めます（下記参考1参照）。その上で、家畜伝染病予防法（飼養衛生管理基準）や各種法令に適合しているかを確認します。作業分析シートに盛り込めなかった部分があれば、別に作業マニュアルなどを作成することにより補完します。
4. これらの一般的衛生管理プログラムは、例示（参考1：P80～82、参考2：P83）したような一覧表に整理しておきます。その際、少なくとも飼養衛生管理基準と照らし合わせて、漏れの無いことを確認します。

5. 一般的衛生管理プログラムを作成したら、計画的に検証し、検証結果および改善事項は記録しておきます（第4章3.(5)で詳述）。
6. このように、一般的衛生管理プログラムを整備することで、農場における基本的な衛生レベルが整います。すなわち、一般的衛生管理プログラムは、HACCP 導入の前提条件といえます。

(参考1-1) 飼養衛生管理基準(牛)と一般的衛生管理プログラム関連表

	飼養衛生管理基準	一般的衛生管理プログラム	記録類
I	1 家畜防疫に関する最新情報の把握等	外部コミュニケーション規定	HACCP委員会議事録 外部コミュニケーション記録
II	2 衛生管理区域の設定	畜舎見取り図（ゾーニング） 動線図	—
衛生管理区域への病原体の持込みの防止			
	3 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限	防疫作業手順書	来場者記録
	4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	防疫作業手順書（消毒マットの設置） 導入・出荷・斃獣処理作業手順書	—
III	5 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒	防疫作業手順書（踏込消毒層の設置） 導入・出荷・斃獣処理作業手順書	—
	6 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	防疫作業手順書（消毒マットの設置） 導入・出荷・斃獣処理作業手順書	来場者記録
	7 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	防疫作業手順書（消毒マットの設置） 導入・出荷・斃獣処理作業手順書	来場者記録
	8 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	来場者記録（来場者記録簿に注意書きを提示）	来場者記録
野生動物等からの病原体の侵入防止			
IV	9 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物の混入の防止	原材料／資材に受入・保管工程の危害分析表 飼料・水の給与 作業手順書	施設内清掃チェックリスト
	10 飲用に適した水の給与	原材料資材リスト／原材料の危害分析表	—
	11 家畜の死体の保管場所	緊急事態対応マニュアル	個体識別番号記録簿 化製業者伝票
衛生管理区域の衛生状態の確保			
V	12 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等	牛舎の清掃・除糞 作業手順書	—
	13 空房又は空ハッチの清掃及び消毒	牛舎の清掃・除糞 作業手順書	—
	14 密飼いの防止	導入・出荷 作業手順書 導入時の密飼い防止	—
家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処			
VI	15 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	教育・訓練プログラム 緊急事態対応マニュアル	内部コミュニケーション記録 教育・訓練プログラム （緊急時の）修正・是正措置管理表
	16 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	教育・訓練プログラム 緊急事態対応マニュアル	内部コミュニケーション記録 教育・訓練プログラム （緊急時の）修正・是正措置管理表 獣医師の診療記録
	17 毎日の健康観察	牛舎の清掃・除糞 作業手順書	作業日誌
	18 家畜を導入する際の健康観察等	導入・出荷 作業手順書	作業日誌
	19 家畜の出荷又は移動時の健康観察等	導入・出荷 作業手順書	作業日誌
VII	20 埋却等の準備	緊急事態対応マニュアル	—
VIII	21 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	緊急事態対応マニュアル	個体識別番号記録簿 外部コミュニケーション記録簿
IX 大規模所有者に関する追加措置			
IX	22 獣医師等の健康管理指導	管理獣医師による巡回指導	—
	23 通報ルールの作成等	緊急事態対応マニュアル	—

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

(参考1-2) 飼養衛生管理基準(豚)と一般的衛生管理プログラム関連表

	飼養衛生管理基準	一般的衛生管理プログラム	記録類	
I	1 家畜防疫に関する最新情報の把握等	外部コミュニケーション規定 教育・訓練プログラム	外部コミュニケーション記録 HACCP会議議事録	
II	2 衛生管理区域の設定	農場平面図・動線図、看板の設置	—	
衛生管理区域への病原体の持込みの防止				
III	3 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限	入場手順書、看板設置	来場者記録	
	4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	入場手順書	—	
	5 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒	踏み込み消毒層設置手順書(作業分析シート) 入場手順書	—	
	6 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用	入場手順書(作業分析シート)	—	
	7 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	入場手順書	来場者記録	
	8 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	入場手順書	来場者記録 作業終了報告書(外部業者依頼時)	
	9 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	来場者記録の確認	来場者記録	
	10 処理済みの飼料の利用	食品残渣受入保管手順書(作業分析シート)	受入記録	
	野生動物等からの病原体の侵入防止			
	IV	11 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	原材料受入保管手順書(作業分析シート) 資料給餌・給水作業手順書(作業分析シート)	—
12 飲用に適した水の給与		原材料危害分析、給水作業手順書(作業分析シート)	水質検査記録 消毒薬投入記録	
13 家畜の死体の保管場所		緊急時対応マニュアル	化製業者伝票	
衛生管理区域の衛生状態の確保				
V	14 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等	(豚舎、注射器、器具、トラック等の)洗浄消毒手順書	—	
	15 空房又は空ハッチの清掃及び消毒	各豚舎導入前洗浄・消毒作業手順書(作業分析シート)	—	
	16 密飼いの防止	生産計画書(基本頭数の設定)	豚舎導入(頭数)記録	
家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処				
VI	17 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	特定事項への備え(伝染病) 教育・訓練プログラム	教育・訓練記録 外部コミュニケーション記録	
	18 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	特定事項への備え 教育・訓練プログラム	—	
	19 毎日の健康観察	教育・訓練プログラム、農場見回り手順書(作業分析シート)	日報、巡回記録	
	20 家畜を導入する際の健康観察等	導入豚受入保管手順書(作業分析シート)	導入豚記録簿	
	21 家畜の出荷又は移動時の健康観察等	出荷豚出荷準備手順書(作業分析シート)	出荷記録	
VII	22 埋却等の準備	家畜保健衛生所への届出	報告書	
VIII	23 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	入場手順書	来場者記録	
大規模所有者に関する追加措置				
IX	24 獣医師等の健康管理指導	管理獣医師との契約	巡回記録	
	25 通報ルールの作成等	特定事項への備え、教育訓練プログラム	教育・訓練記録 外部コミュニケーション記録	

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

(参考1-3) 飼養衛生管理基準(鶏)と一般的衛生管理プログラム関連表

	飼養衛生管理基準	一般的衛生管理プログラム	記録類
I	1 家畜防疫に関する最新情報の把握等	コミュニケーション規定書	外部コミュニケーション記録
II	2 衛生管理区域の設定	農場の平面図(衛生管理区域の設定)	—
	衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
	3 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限	外来者の衛生管理規定書 従事者の衛生管理規定書	外来者入場記録
	4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	外来者の衛生管理規定書(車両消毒の項目) 入場車両の動線図	—
	5 衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者の消毒	外来者の衛生管理規定書 従事者の衛生管理規定書	—
III	6 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用	従事者の衛生管理規定書	—
	7 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	外来者の衛生管理規定書 従事者の衛生管理規定書	外来者入場記録
	8 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	鶏舎内の日常的管理手順書 従事者の衛生規定書	外来者入場記録
	9 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	外来者の衛生管理規定書	外来者入場記録
	野生動物等からの病原体の侵入防止		
	10 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	鶏舎内の日常的管理手順書 衛生パトロール規定書	
IV	11 飲用水の消毒	飲用水の水質検査規定書 衛生パトロール規定書	水質検査証明書
	12 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	鶏舎(空舎時)の水洗・消毒規定書 衛生パトロール規定書	
	13 ねずみ及び害虫の駆除	防鼠手順書 防鼠委託契約書	防鼠業者の作業報告書
	14 家きんの死体の保管場所	死亡鶏・滞留卵取扱い手順書	
	衛生管理区域の衛生状態の確保		
V	15 家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等	鶏舎内の日常的管理手順書 各種手順書に網羅	
	16 空房又は空ケージの清掃及び消毒	鶏舎(空舎時)の水洗・消毒規定書	
	17 密飼いの防止	鶏の導入手順書 鶏舎内の日常的管理手順書	
	家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処		
VI	18 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	特定事項への備え(家畜伝染病の疑いが生じた場合)に対する規定書	
	19 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	特定事項への備え(家畜伝染病の疑いが生じた場合)に対する規定書	
	20 毎日の健康観察	鶏舎内の日常的管理手順書	
	21 家きんを導入する際の健康観察等	鶏の導入手順書	
	22 家きんの出荷又は移動時の健康観察	廃鶏出荷手順書	
VII	23 埋却等の準備	農場の平面図(埋却場所の設定)	
VIII	24 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	外来者の衛生管理規定書	外来者入場記録
	大規模所有者に関する追加措置		
IX	25 獣医師等の健康管理指導	管理獣医師による巡回指導	管理獣医師契約書
	26 通報ルールの作成等	特定事項への備え(家畜伝染病の疑いが生じた場合)に対する規定書	

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

(参考2) 一般的衛生管理プログラム整理表 (例)

家畜衛生管理の要件	一般的衛生管理プログラム
1. 施設の設計及び設備の要件	・平面図、各種動線図など
2. 施設の保守及び衛生管理	・各施設の保守管理・点検記録 ・各施設の洗浄・消毒プログラム ・防鼠管理契約（委託管理表） ・鼠族・昆虫等に係る管理プログラム ・糞尿処理プログラム（生糞出荷記録、堆肥出荷記録）、 ・医療廃棄物処理記録など
3. 原材料	・原材料資材リスト、危害分析表に記載 ・原材料受け入れ管理プログラム ・水質検査報告書など
4. 畜産物の運搬	・畜産物の出荷手順書など
5. 家畜・畜産物の取り扱い	・家畜の健康観察記録、ワクチンプログラム ・薬剤管理プログラム（薬剤投与記録など） ・種々の作業手順書等 ・文書化は本基準7章による ・規定書「特定事項への備え」
6. 出荷畜産物に関する情報 および出荷先の意識	・出荷先との契約書（生産履歴申告書）など
7. 従事者の衛生	・従業員行動規範、外来者行動規範 ・従業員健康診断実施記録
8. 従事者の教育訓練	・本基準第5章による（教育訓練プログラム）

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 1 乳用牛

一般的衛生管理プログラムにおける法規制一覧および遵守

	法規制	遵守状況	管理手順	記録/モニタリング
法	食品衛生法 乳および乳製品に成分規格等に関する省令 細菌数400万/ml以下	○	前搾り検査（乳房炎混入防止）	バルク乳検査記録 （月3回）
			1日3回バルクタンク乳温チェック	バーラー日誌
	酸度(乳酸%)0.18以下（ジャージー種を除く）*鮮度・腐敗の指標	○	1日3回のバルクタンク乳温チェック	バーラー日誌
	動物用医薬品残留基準の遵守	○	診療（注射）記録	家畜診療簿
			乳房炎軟膏の注入記録	バーラー日誌
			ストップバンド装着	バーラー日誌
	比重(15℃)1.028～1.034	○	パイプライン切替確認 ⇒殺菌洗浄剤の混入防止	バーラー日誌
殺菌・洗浄手順マニュアル			バーラー日誌	
他物の混入防止	○	搾乳フィルター装着	バーラー日誌	
		サンプリング時の作業マニュアル	—	
PCB 暫定的基準値の遵守(全乳中0.1ppm)	○	飼料購入記録	保管伝票	
		飼料給与手順マニュアル	飼料給与記録	
		搾乳機の殺菌・洗浄手順マニュアル	バーラー日誌	
法	食品衛生法 生乳出荷を禁止する家畜疾病	○	臨床観察（毎日）	家畜診療簿 病性鑑定記録
			伝染病発生時の対応マニュアル	
法	家畜伝染病予防法 飼養衛生管理基準22項目	○	作業手順書/ 特定事項への対応マニュアル （詳細は別紙に記述）	PRP検証記録 特定事項発生時の記録 HACCP委員会の議事録
			と殺処分をおこなう家畜疾病	○
法	食品衛生法(ポジティブリスト制度) 農薬・洗剤・殺菌剤・防鼠防虫剤の残留基準の遵守	○	農薬の使用手順マニュアル	農薬使用記録
			洗浄手順マニュアル	バーラー日誌
			パイプラインの切替確認(目視)	バーラー日誌
	動物用医薬品残留基準の遵守	○	防鼠防虫剤の使用手順	業務日誌
			診療（注射）記録	家畜診療簿
法	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	○	10桁耳標の装着 家畜改良センターDBへの入力	家畜改良センターDB上で 記録・管理
			乳業会社との受入契約 出荷時のバルク乳温5℃以下	○
契約	乳脂肪率3.5%以上、無脂乳固形分8.3%以上	○	飼料給与手順マニュアル	バルク乳検査記録 （月3回）
	体細胞数30万以下/ml、細菌数30万以下/ml	○	前搾り検査 搾乳機の殺菌・洗浄手順	
	抗菌性物質 陰性	○	診療（注射）記録	家畜診療簿
			休薬後の抗生物質検査手順	抗生物質検査記録
	外観や風味に異常がない（異物混入、血乳がない）	○	ストップバンド装着の手順	バーラー日誌
			搾乳フィルター装着	バーラー日誌
			殺菌・洗浄剤の混入防止	○
	血乳の混入防止	○	前搾り検査	バーラー日誌

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 2-1 肉用牛

一般的衛生管理プログラム整理票

家畜衛生要件		一般的衛生管理プログラム
1	施設の設計及び設備の要件	平面図、動線図
2	施設の保守及び衛生管理	牛舎洗浄・消毒マニュアル
		鼠族害虫管理規程書
		施設見廻りチェックリスト
		飼料タンク清掃手順書
		肥育牛舎衛生管理規程書
3	原材料	原材料・資材リスト
		水質検査結果書
		飼料供給者品質保証書
		ワラ生産者品質アンケート
4	畜産物の運搬	肥育牛出荷手順書
		農場進入手順書
		運搬業者衛生管理確認書
5	家畜・畜産物の取扱い	健康観察記録書
		薬剤投与記録書
		衛生管理規程書(ワクチンプログラム)
		各工程内作業分析シート
		各(日常・定期・不定期)作業分析シート
		特定疾病発生マニュアル
6	出荷畜産物に関する情報及び出荷先の意識	出荷牛情報カード
		食肉加工会社との契約書
7	従事者の衛生	従業員遵守規程書
		長靴洗浄消毒手順書
		農場進入手順書
8	従業員の教育訓練	教育訓練スケジュール
		教育訓練記録表
		内部コミュニケーション規程書

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 2-2 肉用牛
 一般的衛生管理プログラムにおける法規制一覧および遵守

法規制	一般的衛生管理プログラム(規程書、手順書など)
家畜伝染病予防法(飼養衛生管理基準との関連性は別表)	衛生管理規程書 見廻りチェックリスト 緊急事態マニュアル(特定疾病発見時) コミュニケーション規程書 肥育基牛導入マニュアル 肥育出荷マニュアル 肥育牛出荷台帳
飼料・飼料添加物の成分規格等に関する省令	飼料・添加物給与マニュアル 配合飼料給与記録 配合飼料・添加物成分規格書台帳 飼料供給者品質保証書 飼料保管作業分析シート
動物用医薬品の使用の規則に関する省令	衛生管理規程書 薬剤投与記録書 ワクチンプログラム 事故牛処理マニュアル
食品衛生法(ポジティブリスト制を含む)	薬剤使用マニュアル 肥育出荷マニュアル 選別工程作業分析シート 出荷工程作業分析シート 薬剤投与記録書
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律施行規則	糞尿処理作業手順書 処理施設の保守点検 発酵飼料作業手順書
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	個体管理台帳 肥育出荷マニュアル
牛海綿状脳症対策特別措置法	事故牛処理マニュアル 肥育出荷マニュアル

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 3-1 養豚

一般的衛生管理プログラム整理表

<飼養衛生管理規範、食品衛生の一般的原則に関する規則より>

	要件	一般的衛生管理プログラム
1	施設の設計及び設備の要件	平面図・各動線図
2	施設の保守および衛生管理	保守管理・点検記録
		洗浄・消毒作業手順書
		鼠族・衛生害虫駆除作業手順書
		医療廃棄物処理記録
3	原材料	原材料資材リスト
		原材料受入保管手順書（作業分析シート）
4	畜産物の運搬	導入・移動・出荷・へい獣処理手順書（作業分析シート）
5	家畜・畜産物の取扱い	家畜の健康観察（見回り作業書（作業分析シート））
		ワクチン（作業分析シート・ワクチンプログラム、ワクチン使用記録）
		治療（作業分析シート、薬剤使用記録、巡回記録）
		製品の回収（特定事項の備え、外部コミュニケーションリスト・記録）
6	出荷畜産物に関する情報及び	導入・移動・出荷・へい獣処理手順書（作業分析シート）
	出荷先への意識	生産履歴申告書
7	従事者の衛生	教育・訓練プログラム、内部コミュニケーション規定・記録
		従業員健康診断（ワクチン接種記録）
8	従事者の教育訓練	教育・訓練プログラム、内部コミュニケーション規定・記録
		農場 HACCP 会議

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 3-2 養豚

一般的衛生管理プログラムにおける法規制一覧および遵守

	法規制	規則内容	管理手順	記録/モニタリング
1	家畜伝染病予防法	法定・届出伝染病関連 飼養衛生管理基準	健康観察（見回り作業分析シート） 獣医師への連絡（特定事項の備え） 外部コミュニケーション （家畜保健衛生所情報） 別表に記載	日報 巡回記録
2	飼料・飼料添加物の 成分規格等に関する省令	使用方法 保存方法	飼料・添加物給与プログラム 配合飼料・添加物成分規格書の 保管と確認 飼料の保管手順書（作業分析シート）	給与記録
3	動物用医薬品の使用の 規則に関する省令	使用方法	薬剤使用手順書 指示書ファイル	薬剤使用記録
4	食品衛生法	ポジティブリスト他	薬剤使用手順書 無薬飼料への切替手順書 （作業分析シート） 出荷前準備手順書（作業分析シート）	薬剤使用記録 給与記録 出荷記録
5	家畜排せつ物の管理の 適正化及び利用促進に 関する法律施行規則	管理、保管施設の整備 排泄物利用の促進	糞尿処理作業手順書 処理施設の保守点検 発酵飼料作業手順書	点検記録 発酵飼料記録

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

2. 危害要因分析(原則1)

HACCP チームは、次により、すべての原材料及び作業工程に存在する危害を列挙し、予防手段を文書化すること。当該文書は、保持し、必要に応じて更新しなければならない。

(1) 危害の列挙

すべての原材料及び作業工程に危害となる要因が存在するか否かを、適切なワークシートを用いて列挙すること。当該ワークシートは、保持し、更新しなければならない。

(2) 危害の特定と予防手段

危害が存在するとしたそれぞれの原材料及び作業工程について、危害に対する管理手段を一般的衛生管理プログラム又は HACCP 計画で管理するかを選択すること。

管理手段の選択は、次の基準により決定しなければならない。

- ① 起こる可能性のある生物的、化学的、物理的の危害がこの工程に存在するか又は入る可能性があるか。
- ② 管理条件によりその危害は増大するか又は制御されるか。
- ③ 発生頻度や重篤性からみてその危害は、HACCP 計画で扱うほど重要か又は一般的衛生管理プログラムで管理可能か。
- ④ HACCP 計画又は一般的衛生管理プログラムで扱うとした理由は何か。
- ⑤ 危害を予防、排除又は減少させる実施可能で効果的な制御手段があるか、具体的にどのような手段か。

危害要因分析の過程で一般的衛生管理プログラムの修正・改善の必要性が生じた場合は、修正すること。

【解説】

1. 第1章～第3章で作成した文書等は、第4章の危害要因分析のための資料作りといえます。
2. すべての原材料、作業分析シートごとに「物理的・化学的・生物的な危害要因(ハザード)」がないか、危害要因分析表を用いて洗い出します。
3. 抽出された危害要因(ハザード)は、その管理手段を一般的衛生管理プログラムで管理するか、HACCP 計画で管理するかを決めます。選択基準は上記認証基準第4章2. (2)①～⑤の事項にしたがって決めていきます。
4. 一般に、危害要因(ハザード)分析における重篤性は、その工程で低減もしくは制御しなければ、摂食した人に疾病や障害を起こすなど、人の健康への悪影響を考慮して決定します。しかし、畜産農場は食品工場と異なり、家畜の健康性も考慮しなければなりません。したがって、家畜(群)に

損失をもたらす要因(家畜の伝染病など)も、危害要因(ハザード)分析において考慮することは可能です。

5. 頻度は、より厳密には「起こりやすさ(起こりうる可能性)」のことで、
(コーデックス委員会の「HACCP システム及びその適用のためのガイドライン」では、the likely occurrence of hazards(ハザードの起こりやすさ)と表記されています。)
したがって、過去に起こった頻度ではなく、将来的に起こりうる可能性について考慮します。
6. 重篤性と頻度の評価および管理手順によって危害が増幅・制御されるかを考慮して、抽出された危害要因(ハザード)を一般的衛生管理プログラムで管理するか、HACCP 計画で管理するかを決定します。

(例) 1. バルク乳の温度チェック(細菌増殖・腐敗の防止手順) = HACCP 計画で管理

【理由】バルク乳全体の腐敗は人の健康危害になりうる。また、クーラースイッチ入れ忘れなどにより発生する可能性も十分にある。

そのため、バルクタンク温度確認という工程を必須管理点(CCP)とし、そこにおける管理手順を HACCP 計画で明確化して、厳格に管理する。

(例) 2. 牛舎の清掃 = 一般的衛生管理プログラムで管理

【理由】牛舎の清掃は衛生管理の基本であるが、清掃管理の不備が直接、人の健康危害あるいは家畜(群)への重大な損失をもたらす可能性はきわめて低い。

このように、HACCP システムでは、危害要因(ハザード)を、HACCP 計画で厳格に管理すべきものと、一般的衛生管理プログラムで管理するものに分けています(すべてを厳格に管理するのではなく、メリハリをつけて管理する)。

7. 重篤性・頻度の評価は、例えば、○・一、高・中・低、1・2・3などによる分類の方法があります。なお、その評価に当たっては、食品(鶏卵・原乳など)を扱う工程については数値化しての評価は比較的容易にできますが、農場における生産段階では、家畜の疾病に係る危害評価の数値化について、農場現場で十分検討を行ってそれぞれ農場にあった方法を採用することが必要となります。
8. 後の工程で危害要因を低減・制御できる場合は、危害要因分析表に、「後工程で管理」と表記しておきます。
9. 危害要因分析は、十分に専門知識(家畜衛生学、薬理学、各種法令の理解など)を持った人が行う(あるいは監修する)必要があります。

危害要因分析の例

(いずれも危害要因分析表の一部です)

1. 乳用牛

原料 / 工程	危害要因の列举	危害要因の特徴	危害要因の評価			危害要因の 制御手段	PRP*	CCP**
			重篤性	頻度	危害要因の大きさ (重篤性×頻度)			
E-12 ミルクフ ィルター の交換	B: 生物的 微生物汚染	1-2 回のフィルター交換 忘れて、生乳への重度の 微生物汚染は起きない	1	2	2	フィルター 交換の確認・ 記録	○	
	C: 化学的 なし							
	P: 物理的 異物の混入	フィルター交換を忘れても、 集乳車の 3mm メッシュで一定の 異物除去はされている(さらに乳業 会社では超遠心装置クラリファイ アで制御している)	1	2	2	集乳業者/ 乳業会社への 確認・記録	○	
E-13 使用済 みフィ ルター の廃棄	B: なし							
	C: なし							
	P: なし							
E-14 パイプ ライン 切替	B: なし							
	C: (ライン切替忘 れによる) 酸・ア ルカリ洗剤のバ ルク乳混入	・ 乳等省令、ポジティブ リスト制度に抵触 ・ 手作業による切替の為、 起こる可能性も高い	3	2	6	目視確認・ 2名記名		CCP1
	P: なし							
E-15 パイプ ライン の酸・ア ルカリ 洗浄	B: 微生物の生残 (不十分な洗浄)	自動洗浄プログラム (CIP) + 次回搾乳前の前 殺菌工程により、洗浄不 全が起こる可能性は低い	2	1	2	洗浄実施の 確認・記録	○	
	C: 酸・アルカリ洗 剤の残留	エア圧送+勾配により、 残留が起こる可能性は きわめて低い	1	1	1	洗浄実施の 確認・記録	○	
	P: 異物吸い込み	集乳車のメッシュ装置・ 乳業会社のクラリファイ アで制御できる	1	1	1	集乳業者/ 乳業会社への 確認・記録	○	

*:PRP=一般的衛生管理プログラム **:複数の CCP がある場合は整理番号を付ける

【重篤性】

- 3 人への健康危害/牛群への著しい損害を(ほぼ確実に)ひき起こす/あきらかな法律違反となる
- 2 人への健康危害/牛群への著しい損害をひき起こす可能性が十分にある
- 1 人への健康危害/牛群への著しい損害をひき起こす可能性はきわめて低い

【頻度 (=起こりやすさ)】

- 3 過去に起こったことがある
- 2 発生する可能性が十分にある
- 1 発生する可能性は低い

【危害要因の大きさの管理】

- 9 → HACCP 計画で管理
- 6 → HACCP 計画、PRP のいずれかで管理(ただし PRP とした場合、記録は必須)
- 4 以下 → PRP で管理(ただし、重篤性が 3 の場合には、CCP にする場合もある。)

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

2. 肉用牛

原料 / 工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	危害要因の評価		危害要因の制御手段	CCP か
			重篤性	頻度		
1. 素牛受入	B: 生物学的 病原微生物の侵入	<ul style="list-style-type: none"> 素牛に感染（不顕性感染）した病原微生物を農場に侵入させる可能性が高い。 最終出荷まで残存する可能性もある。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 素牛導入マニュアルで管理。 (ワクチン接種証明書の確認と健康観察) 	
	C: 化学的 なし					
	P: 物理的 注射針の残留	最終出荷まで残存する可能性があり、最終消費者への影響も強い。	○		繁殖農家からの品質保証書の提出とその確認	
2. 7. 井戸水 受入・貯水	B: 生物学的 病原微生物の混入	<p>地下浸透により病原微生物の混入のあった場合は、牛への侵入が考えられる。</p> <p>貯水時の、野生動物を介して病原微生物侵入の可能性もある。</p>	○	—	<p>水質検査手順書に基づき、検査を実施し、陰性を確認することで管理する。</p> <p>-----</p> <p>貯水タンク清掃手順の順守で管理する。</p>	
	C: 化学的 重金属の混入	重金属混入の可能性は低い、混入があった場合は牛への侵入および最終消費者への移行が考えられる。	○	—	水質検査手順書に基づき、検査を実施し、基準値以下であることを確認することで管理する。	
	P: 物理的 なし					
	B: 生物学的 病原微生物の混入	飼料の病原微生物による汚染の可能性はある。	○	—	供給者品質保証書の確認で管理する。	
3. 4. 5. 6 前期・中期・後期・仕上げ飼料受入・保管	病原微生物の増殖	飼料タンクの破損は野鳥等の糞便による汚染さらに微生物の増殖の危険性がある。	○	○	飼料タンク保守点検チェックリストの順守で管理する。	
		トラックや運転手からの病原微生物の汚染の危険性がある。			飼料会社との契約書と外来者衛生管理規定書の順守により管理する。	
	C: 化学的 なし					

	P: 物理的 なし					
12. 給水開始	B: 生物的 なし					
	C: 化学的 なし					
	P: 物理的 給水量不足で虚 弱牛の発生	飲水量の不足により、 牛の健康を損なう可能 性がある。	○	○	見回りチェックリストの 活用により管理する。	
17. 給餌開始	B: 生物的 なし					
	C: 化学的 なし					
	P: 物理的 給餌量不足で虚 弱牛の発生	給餌量の不足により、 牛の健康を損なう可能 性がある。	○	○	見回りチェックリストの 活用により管理する。	
18. 飼料切換 (前期)	B: 生物的 なし					
	C: 化学的 なし					
	P: 物理的 なし					
23. 餌切り	B: 生物的 病原微生物の腸 内残留	餌切り時間が短く、腸 管内容物が多量に残存 する頻度は高いが、そ のことが直接、食肉処 理場での汚染につな がるものではない。	—	○	工程内手順書（餌切り）お よび出荷チェックリスト の順守で管理する。	
	C: 化学的 なし					
	P: 物理的 なし					
22. 選別	B: 生物的 なし					
	C: 化学的 抗菌剤の残留	牛肉中の抗菌剤残留は 直接、最終消費者の健 康危害になる。	○	○	・ HACCP 計画－1の順守で 管理する。	CCP1
	P: 物理的 注射針の残留	注射針の残留は、消費者 への重大な危害となる	○	○	・ HACCP 計画－2の順守で 管理する。	CCP2

注1) 複数の CCP がある場合は、整理番号を付けること

注2) この危害要因分析表では「注射針の残留」や「抗生物質の残留」の危害に対し、「22. 選別」の工程を CCP として制御していますが、抗菌剤を使用する工程を CCP－1 とし、注射針を使用する工程を CCP－2 とし、徹底管理し、「22. 選別」を一般的衛生管理プログラム (PP) で管理する方法もあります

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

3. 豚

原料 / 工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	危害要因の評価		危害要因の制御手段	CCP か
			重篤性	頻度		
原材料- 1. 母豚 (購入 母豚)	B: 生物的 病原微生物の 侵入	<ul style="list-style-type: none"> 病原微生物に感染した豚を導入すると、重篤な農場汚染を起こす可能性がある。 しかし、導入元の衛生管理状況の把握と、導入時の一般的な健康状態の確認(目視)で、十分に頻度を低減できる。 	○	—	<ul style="list-style-type: none"> 母豚(繁殖候補豚)の受け入れ手順書の順守により管理。 供給元の品質保証の確認 検査証明書(AD、PRRS)の確認 ワクチン接種記録の確認 	
	C: 化学的 : なし					
	P: 物理的 : なし					
原材料- 2. 精液 (自家 精液)	B: 生物的 病原微生物の混 入	<ul style="list-style-type: none"> 採精・精液の調整過程で病原微生物が混入すると、母豚を介して、豚群に繁殖障害、感染症を拡散させる可能性がある。 しかし、一般的な雄豚の健康管理と、衛生的な採精手順により、十分に頻度を低減できる。 	○	—	<ul style="list-style-type: none"> 下記の各手順書またはプログラムにより管理。 雄豚の健康管理 精液調整室の清掃・消毒手順書 採精と精液調整手順書 ワクチン、投薬プログラム 	
	C: 化学的 : なし					
	P: 物理的 : なし					
原材料- 4. 配合飼料 (無薬 飼料)	B: 生物的 病原微生物(特 にサルモネラ) の汚染	<ul style="list-style-type: none"> 飼料の病原微生物汚染(特にサルモネラ)は、重篤な農場汚染になりうる しかし、供給元からの品質保証書の提示と、配送時の一般的な衛生管理により、十分に頻度を低減できる。 	○	—	<ul style="list-style-type: none"> 供給元の品質保証書の確認 契約による衛生的な輸送 	
	C: 化学的 : カビ毒	飼料のカビ毒汚染が、家畜や食肉の重度汚染につながる可能性は低い。(品質保証書の確認で管理できる)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 供給元の品質保証書の確認 	
	P: 物理的 : 異物の混入	飼料への異物混入が、家畜や食肉の重度汚染につながる可能性は低い。(品質保証書の確認と給与時の目視確認で管理できる)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 供給元の品質保証書の確認 目視確認 	

原料 / 工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	危害要因の評価		危害要因の制御手段	CCP か
			重篤性	頻度		
工程内－ 34. 出荷選抜	B： 生物学的 出荷豚のサルモネラが疑われる臨床症状を示す豚の出荷	チアノーゼ・重度の下痢等、サルモネラ感染が疑われる豚の出荷は、発生頻度は低くても、食品汚染(食中毒の原因)になりうる。	○	－	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCP 計画により管理。 ・選抜時の目視確認 (チアノーゼ、重度の下痢がないこと) ・出荷管理記録へ観察所見を記入 	CCP1
	C： 化学的 出荷豚の抗生物質の残留	休薬期間内での出荷は食品の危害となる。また、人為的ミスにより発生するので、可能性(頻度)も高い。	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCP 計画により管理 ・治療記録、添加剤記録により休薬期間を確認 ・出荷管理記録へ記入 	CCP2
	P： 物理的 出荷豚の注射針の残留	注射針残留豚は重度の食品危害となる。また、人為的ミスにより発生するので、可能性(頻度)も高い。	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCP 計画により管理 ・注射針残留の記録と注射針残留豚の確認 (必要により、出荷先へ連絡) ・出荷管理記録への記入 	CCP3

注 1) 複数の CCP がある場合は、整理番号を付けること

注 2) この危害要因分析表では「注射針の残留」や「抗生物質の残留」の危害要因に対し、「工程内－34. 出荷豚選抜」の工程を CCP として制御していますが、抗菌剤を使用する工程を CCP－1 とし、注射針を使用する工程を CCP－2 とし、HACCP 計画で徹底管理し、「工程内－34. 出荷豚選抜」を「HACCP 計画の検証」と位置づける方法もあります

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

4. 採卵鶏

原料 ／ 工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	危害要因の評価		危害要因の制御手段	CCP か
			重篤性	頻度		
1. 大雛	B: 生物的 病原微生物	・大雛に感染(不顕性感染)する病原微生物を農場に持ち込む可能性がある。 ・卵を介して人への危害要因となる可能性がある。	○	○	PP*「サルモネラ陰性証明書」「ワクチン接種証明書」の確認で管理できる。	
	C: 化学的 なし					
	P: 物理的 なし					
3. 飲用水	B: 生物的 病原微生物の混入	・家畜への感染源になる可能性がある。 ・卵を介して人への危害要因となる可能性がある。	○	○	PP*「水質検査」で管理できる。	
	C: 化学的 重金属の混入	立地場所ので基準以下である	—	—	PP「水質検査」で管理できる。	
	P: 物理的 なし					
18. 空舎後の鶏舎の水洗・消毒	B: 生物的 病原微生物残存	病原微生物残存による導入鶏への感染の可能性が高い。 (=危害度が大きい)	○	○	・HACCP 計画で管理できる。 (水洗・消毒の徹底)	CCP1
	C: 化学的 消毒薬の残留	消毒薬摂取による障害は、通常の水洗作業で防止できる	○	—	PP「鶏舎の水洗手順」で管理できる。	
	P: 物理的					

*PP=一般的衛生管理プログラム

注) 複数の CCP ある場合は整理番号を付けること

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

5. 肉用鶏

原料 / 工程	危害要因の列举	危害要因の特徴	危害要因の評価			危害要因の 制御手段	PRP*	CCP**
			重篤 性	頻 度	危害要因の大きさ (重篤性×頻度)			
1 初生雛の 受入	B: 生物学的 サルモネラ菌 の混入	<ul style="list-style-type: none"> 出荷まで残存し、最終消費者まで影響を与える可能性がある 車両、運転手が持ち込む可能性もある 農場自体に常在化し、毎回転、サルモネラ菌に汚染される可能性がある 	3	1	3	1. サルモネラ陰性証明書、ワクチン接種証明書の確認・記録(受入チェックリスト) 2. 種鶏場との契約書(衛生的な配送)、外来者衛生規定書の遵守	○	
	B: 生物学的 垂直感染によるウイルスの侵入	<ul style="list-style-type: none"> 家禽(群)の健康・生産性に大きく影響する(農場への重大な経済的損失をひき起こす) 	3	1	3	1. 種鶏孵化場でのワクチン接種済み証明書の確認 2. 種鶏場との契約書	○	
	C: 化学的 なし							
	P: 物理的 なし							
16 飼料切替 (中期飼料から休薬飼料)	B: 生物学的 なし							
	C: 化学的 抗菌剤残留	<ul style="list-style-type: none"> 飼料タンクへの有薬飼料残存は、出荷後の鶏肉への薬剤残留になりうる 	2	2	4	飼料切替マニュアルに従って実施し、チェックリストで記録する	○	
	P: 物理的 なし							
18 選別・出荷	B: 生物学的 サルモネラ感 染鶏の出荷	<ul style="list-style-type: none"> 人との共通感染症の危険性がある ただし、出荷後の食鳥検査・加熱調理により、フードチェーン内でリスクは低減される 	2	2	4	出荷時の健康観察手順書および健康チェックリストを確認にする管理	○	
	C: 化学的 抗菌剤の残留	<ul style="list-style-type: none"> 直接、最終消費者への健康危害になる 医薬品、医療機器等法(旧薬事法)・食品衛生法に抵触する 	3	1	3	薬剤使用履歴、飼料切替の記録を確認 →出荷チェックリスト(確認欄)に記名		CCP1
	P: 物理的 なし							

*:PRP=一般的衛生管理プログラム **:複数の CCP がある場合は整理番号を付ける

【重篤性】

- 3 人への健康危害／家禽(群)への著しい損害を（ほぼ確実に）ひき起こす／あきらかな法律違反となる
- 2 人への健康危害／家禽(群)への著しい損害をひき起こす可能性が十分にある
- 1 人への健康危害／家禽(群)への著しい損害をひき起こす可能性はきわめて低い

【頻度（＝起こりやすさ）】

- 3 過去に起こったことがある
- 2 発生する可能性が十分にある
- 1 発生する可能性は低い

【危害要因の大きさの管理】

- 9 → HACCP 計画で管理
- 6 もしくは重篤性が 3 → HACCP 計画、PRP のいずれかで管理
- 4 以下 → PRP で管理

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

3. HACCP 計画の作成

HACCP チームは、HACCP 計画を作成し、文書化し、保持し、必要に応じて見直ししなければならない。HACCP 計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 必須管理点 (CCP) の決定 (原則 2)

HACCP 計画によって管理しなければならない危害ごとに、必須管理点を明確にすること。また、必須管理点に対する管理手段を決定しなければならない。

(2) 許容限界の決定 (原則 3)

必須管理点において、家畜・畜産物の安全性に対する危害が起きるのを予防、排除又は許容できる範囲内にするために、許容限界を決定すること。ただし、法規制で定められた値がある場合には、これに従わなければならない。

(3) 監視 (モニタリング) 方法の確立 (原則 4)

必須管理点において、許容限界が守られていることを、測定、観察、確認して記録するモニタリングの手順及び方法を確立すること。

- ① モニタリングの手順及び方法では、何を、どのような手順と方法で、どのような頻度で、誰がモニターし、記録付けし、誰が確認するかを明確にすること。
- ② モニタリングを行う従事者は、適切に教育され、訓練されなければならない。
- ③ モニタリングの記録は、保持されなければならない。

(4) 是正措置の確立 (原則 5)

許容限界を逸脱した場合にとるべき措置として、以下の事項を確立すること。

- ① 逸脱した原因の究明
- ② 逸脱した状態で生産された家畜又は畜産物の分別と処理の方法 (他用途への転用、廃棄、その他)
- ③ 正常への復帰
- ④ 再発を防止するための対策

是正措置を行う際には、決裁権を有する責任者がそれに当たること。実行された一連の是正措置は、記録し、保持しなければならない。

(5) 検証方法の決定 (原則 6)

HACCP システムが HACCP 計画に従って実施されているかを確認するための検証は、検証の目的、方法、頻度もしくは間隔を定め、計画的・定期的に行うこと。

検証では、以下の事項を確認すること。

- ① 一般的衛生管理プログラム及び HACCP 計画が適正に運営されているかをモニタリング記録、是正措置の記録、現場の査察、従事者へのインタビューなどにより確かめること。
- ② 危害要因分析への入力情報が更新され、危害要因分析が行われ、HACCP 計画が有効で妥当なものであるかを確かめること。
- ③ モニタリングに用いる機器が定められたとおりに補正されていること。

(6) 文書化及び記録方法の確立 (原則 7)

文書化及び文書の管理、並びに記録付け及び記録の管理は、第 7 章 1 及び 2 に示す要件を満たすこと。

【解説 1 : 3 の(1)(2)(3)(4)】

危害要因分析により、重大な危害要因が発生する工程は、そこを「必須管理点(CCP : Critical Control Point)」とし、HACCP 計画で管理します。

- (1) 必須管理点とは、その工程での管理が、家畜・畜産物の安全性確保のために必須であるもののことです。
- (2) 許容限界とは CCP において、家畜・畜産物の安全性が確保できる限界点です。許容限界の決定は科学的あるいは法的な根拠に基づいて行います。なお、HACCP では、危害要因を許容限界内に低減・制御することが大事であり、必ずしもゼロ・リスクは要求されません。

- (3) モニタリングとは、(2)の許容限界からの逸脱が起きていないかをリアルタイムで確認し、逸脱を未然に防ぐもので、多くは目視検査や記録の確認になります。誰が、何を、どのような頻度と手順でモニタリングするのか、具体的に決定することが重要です。

微生物検査(培養検査)はモニタリング結果を検証する上では有用ですが、出荷時モニタリングに「微生物検査(培養)」を挙げてしまうと、結果を待っている間に出荷されてしまうので適しません。

- (4) 修正・是正措置は、モニタリングの結果、許容限界の逸脱が確認された場合に、実施する対策のことです。まず、修正(応急的対応)によって安全性を確保した後、是正措置(原因究明と除去=再発防止)を行います。

- ・修正=応急的対応

- (例) 畜産物の廃棄、出荷の停止、用途変更、正常への復帰確認

- ・是正措置=再発防止措置(原因を究明し、その原因を除去すること)

- (例) 新人の人為的ミス→新人への再教育、新人の教育プログラムの改善

- 複数の従事者による送乳パイプライン切替え忘れが頻発→2名チェック体制に変更

- 修正・是正措置では、誰が何をするか、誰が責任者かを文書化して明確にします。

(家畜・畜産物の取り扱いや HACCP 計画に習熟した従業員が修正・是正措置に責任を持たねばなりません。)

このように、HACCP 計画では、1 つの危害要因ごとに許容限界の決定、モニタリング手順、修正・是正措置を例示 (P102~P107) のような「HACCP 計画表」に整理して、管理します。また、HACCP 責任者は、経営者を含めた農場の全員に HACCP 計画を周知させ、農場全体で取り組む必要があります。

【解説 2 : 3 の(5)(6)】

「検証」は、HACCP 計画で示されている検証だけではなく、HACCP 計画の前提となっている一般的衛生管理プログラムに対する検証も含まれます。

1. HACCP 計画の検証

必須管理点(CCP)における管理が適正に行われ、許容限界の逸脱が起きていないことを確認します。具体的には、定期的に検査記録を確認し、出荷先からの情報(クレームの有無)を確認することです。

(例)バルク乳の温度管理(CCP)→バルク乳の公定検査(月3回)における細菌数の確認(=検証)

注射針の豚体内残留の管理(CCP)→注射針管理表・逸脱改善書の確認(=検証)

なお、CCPにおけるモニタリングに機器類を用いる場合は、定期的な機器の校正(補正)が必要です。
(例)バルクタンク乳温管理(CCP)→バルクタンク温度計の定期的な校正(補正)が必要

2. 一般的衛生管理プログラムの検証

一般的衛生管理プログラムが適正に運用されているかを、定期的に検証します。

(例)農場巡回(パトロール)、定期検査(環境の拭き取り検査、抗体検査)、疾病発生率の調査

3. 危害要因分析への入力情報の更新の検証

原材料・資材や作業手順を変更したり、社会情勢が大きく変化した場合(口蹄疫発生、原発事故など)、原材料・資材リスト、フローダイアグラム、作業分析シートなどを見直し、危害要因分析を再度行います。このような、危害要因分析の更新が適切に行われているかを、定期的にチェック(検証)します。

4. 全体的な検証

内部検証(第6章1.で詳述)、外部検証(管理獣医師等の外部専門家による検証)によって、衛生管理システム全体を検証します。

5. これらの検証は、目的・方法・頻度(間隔)を定め、計画的に実施します(参考1、2:P108参照)。

6. 検証の結果、改善すべき事項がみられた場合には、情報の分析を行い、必要に応じて衛生管理システムの見直しを行います(第6章で詳述)。

HACCP 計画 (例)

1. 乳用牛

製品名：生乳

工程	E-14 パイプラインの洗浄側への切替
設備／作業名称	パイプライン／搾乳終了後の作業
危害要因	酸・アルカリ洗剤のバルクタンクへの混入
管理手段	目視確認＋搾乳日誌への記名（2名）
許容限界	酸・アルカリ洗剤の混入がないこと
モニタリング a)何を b)どのように c)頻度 d)担当者／ 責任者	パイプラインの洗浄側への切替／接続を 目視確認／搾乳日誌への記名（2名） 搾乳終了後、酸・アルカリ洗浄の実施前（1日2回、朝夕） その日の搾乳担当者／ 出荷責任者（農場長）が毎日の出荷前に日誌を確認し、「パイプライン切替」 を含むチェック項目をすべて確認し、出荷 OK 欄にサイン
不適合品の管理、 修正、是正措置	修正 ・ HACCP チーム責任者、農場長、経営責任者へ報告 ・ 経営責任者の決裁→乳を廃棄 ・ 廃棄を出荷先（乳業メーカー）へ報告 是正措置 ・ HACCP 委員会で再発防止策を検討（再教育） （頻発する場合は、アラーム装置等の導入を検討）
検 証	・ 搾乳日誌の「切替確認」記名欄を確認して出荷している（毎日） ・ 乳業メーカーからのクレーム報告がないこと （毎月：HACCP 委員会で確認）
記 録	搾乳日誌 HACCP 委員会議事録（クレーム報告の有無の確認記録） 修正・是正措置の記録 乳業メーカーへの廃棄理由書（廃棄時のみ）
担当者／責任者	担当者：搾乳従事者 責任者：出荷責任者 HACCP チーム責任者 農場長

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

HACCP 計画 (例)

2. 肉用牛

製品名：肉用牛

工程	22 選別
設備／作業名称	全牛舎／肥育牛の選別
危害要因	出荷時の抗菌剤残留
管理手段	休薬期間を場長が出荷毎に、出荷制限指示書・治療日誌、飼料・飼料添加剤の記録を目視で、各薬剤の休薬期間の2倍以上経過していることを確認する。 【関連文書】 薬剤使用履歴、出荷チェックリスト
許容限界	各使用薬剤の休薬期間が遵守されていること
モニタリング a)何を b)どのように c)頻度 d)担当者・責任者	休薬期間を 個体番号台帳・出荷制限指示書・治療日誌、飼料の記録の内容確認 出荷毎に 場長が
不適合品の管理、 修正、是正措置	<p>■ 修正 出荷日が休薬期間内であることが、 ①モニタリングでわかった場合：直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合：直ちに食肉処理場に連絡を取り、疑いがある牛は廃棄とする</p> <p>■ 是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う</p>
検 証	<p>[HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]</p> <p>■モニタリングの検証 [頻度] [実施者] ①書類検証 1回／2ヶ月 経営者 ②現場検証 1回／2ヶ月 経営者</p> <p>■是正措置の検証 ①書類による是正の有無の検証 1回／月 経営者 ②逸脱時の現場検証 都度 経営者</p> <p>[妥当性の検証] ■是正が行われた場合 都度 経営者 ■許容限界の検証 1回／年 経営者 ■モニタリングの検証 1回／年 経営者 ■危害分析方法の検証 1回／年 経営者</p>
記 録	モニタリング実施記録、モニタリング検証記録 是正措置の実施記録、是正措置の検証記録
担当者／責任者	担当者：○○○○ 責任者：○○場長

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

HACCP 計画 (例)

3-1. 豚：CCP 1 「注射針の管理」

製品名：肥育豚

工程	13 注射針使用時の管理
設備／作業名称	農場内全域／注射針の受入・保管・使用・廃棄
危害要因	注射針の豚体内残留
管理手段	① 注射針使用時、豚体への残留の有無を目視確認 ② 定期的な在庫管理で本数を確認 (受入・保管・使用・廃棄時)
許容限界	注射針が豚体内に残留していないこと (注射後、針が注射器に付いている、あるいは豚房等に落ちて豚体に残留していないことが確認できること)
モニタリング a)何を b)どのように c)頻度 d)担当者・責任者	注射針残留の有無、注射針の在庫管理 注射針の使用時に残留の有無を目視確認 ① 注射針を使用するたびに ② 注射針の受入・保管・使用・廃棄のたびに 注射針を取り扱う全ての担当者／HACCP チーム責任者
不適合品の管理、 修正、是正措置	修正 ① 豚体内に残留した場合：できる限り除去する 除去不可能の場合はタグ装着，豚房の記入，残留豚の記録をして出荷まで追跡し、出荷時に連絡をする ② 在庫本数が合わない場合：注射針の残留の有無を確認し、記録忘れ・記録ミスの場合は、その旨を記載しておく。注射針残留の疑いがある場合は豚房ごとに注射針残留疑い豚として追跡し、出荷先に連絡をする 是正措置 HACCP チームで再発防止策を検討 (再教育を含む)
検証	注射針逸脱改善書による注射針残留豚の追跡の確認、及び注射針残留豚の出荷時の連絡の確認/ 月 1 回
記録	注射針逸脱改善書
担当者／責任者	担当者：注射針を取り扱う全ての担当者 責任者：HACCP チーム責任者

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

HACCP 計画（例）

3-2. 豚：CCP2「肥育豚の出荷選抜」

製品名：肥育豚

工程	34 肥育豚の出荷選抜
設備／作業名称	肥育舎／と場出荷豚の選抜
危害要因	出荷豚への抗生物質の残留
管理手段	休薬期間の確認と記入
許容限界	休薬期間を遵守していること
モニタリング a)何を b)どのように c)頻度 d)担当者・責任者	出荷する全ての肥育出荷豚 薬品使用記録を確認し、出荷チェック表に記録 出荷するたびに 出荷担当者／HACCP チーム責任者
不適合品の管理、 修正、是正措置	修正： ①出荷日が休薬期間内であることが、モニタリングで判明した場合は直ちに休薬期間内の肥育豚の出荷を停止し、休薬期間を過ぎるまで出荷の延長をする ②出荷後に休薬期間内であることが分かった場合は、特定事項の備えの「出荷後に重大な事故が発生した場合」の処置（連絡）をとり、当該豚を廃棄とする 是正措置： HACCP チームで再発防止策を検討（再教育を含む）
検証	出荷チェック表の確認/週 1 回 薬品の使用記録及び逸脱改善書の確認/月 1 回 出荷逸脱改善書の確認/月 1 回
記録	出荷チェック表 薬品の使用記録及び逸脱改善書
担当者／責任者	担当者：出荷担当者 責任者：HACCP チーム責任者

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

HACCP 計画 (例)

4. 採卵鶏

製品名：食用生卵

工程	18 鶏舎（空舎時）の水洗・消毒
設備／作業名称	鶏舎／空舎時の水洗・消毒作業
危害要因	サルモネラの残存
管理手段	【手順書】鶏舎(空舎)の洗浄・消毒（記録を含む）
許容限界	(1) 目視検査で糞片・埃がない（きれいである） (2) ふき取り検査でサルモネラが陰性
モニタリング a)何を b)どのように c)頻度 d)担当者／ 責任者	洗浄・消毒後の鶏舎 (1) 目視検査 (2) サルモネラふき取り検査 洗浄・消毒作業終了後の都度 担当者：○○○○ 責任者：○○○○
不適合品の管理、 修正、是正措置	(1) 目視検査 ①汚れがある場合 【修正】 洗浄消毒のやり直し 【是正措置】 鶏舎（空舎）の洗浄・消毒の手順書を見直し、是正措置を取る (2) ふき取り検査 ②サルモネラが分離された場合 【修正】 ⇒HACCP チームに報告する ⇒HACCP チームは管理獣医師の指導を受ける ⇒舎内・通路の消毒を2回／週、2週間連続で行う ⇒再検査 【是正措置】 ⇒鶏舎（空舎）の洗浄・消毒の手順書を見直し、是正措置を取る
検証	(1) 鶏舎（空舎）の水洗・消毒実施記録の確認/月1回 (2) ふき取り検査記録の確認/月1回 (3) 教育訓練記録の確認/月1回
記録	(1) 鶏舎（空舎）の洗浄・消毒記録 (2) ふき取り検査記録 (3) 是正措置記録
担当者／責任者	担当者：○○○○ 責任者：農場長

＜あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。＞

HACCP 計画 (例)

5. 肉用鶏

製品名：肉用鶏

工程	18 選別・出荷
設備／作業名称	全鶏舎／出荷鶏の選別・出荷
危害要因	出荷時の抗菌剤残留
管理手段	休薬期間を場長が出荷ごとに、出荷制限指示書・治療日誌、飼料・飼料添加剤の記録を目視で確認する 【関連文書】薬剤使用履歴、出荷チェックリスト
許容限界	薬剤残留：休薬期間が遵守されていること
モニタリング a)何を b)どのように c)頻度 d)担当者・責任者	休薬期間を 出荷制限指示書・治療日誌、飼料・飼料添加剤の記録を目視で 出荷毎に 場長が
不適合品の管理、 修正、是正措置	<p>■ 修正 出荷日が休薬期間内であることが、 ①モニタリングでわかった場合：直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合：直ちに食鳥処理場に連絡を取り、疑いがあるロットは廃棄とする</p> <p>■ 是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う</p>
検証	<p>[HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]</p> <p>■モニタリングの検証 [頻度] [実施者] ①書類検証 1回／2ヶ月 経営者 ②現場検証 1回／2ヶ月 経営者</p> <p>■是正措置の検証 ①書類による是正の有無の検証 1回／月 経営者 ②逸脱時の現場検証 都度 経営者</p> <p>[妥当性の検証] ■是正が行われた場合 都度 経営者 ■許容限界の検証 1回／年 経営者 ■モニタリングの検証 1回／年 経営者 ■危害分析方法の検証 1回／年 経営者</p>
記録	モニタリング実施記録、モニタリング検証記録 修正・是正措置の実施記録、修正・是正措置の検証記録
担当者／責任者	担当者：○○○○ 責任者：○○場長

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

(参考1) 検証計画 (例)

検証活動	方法/頻度/責任
HACCP の検証	<ul style="list-style-type: none"> • HACCP プランのとおり (修正があった場合は HACCP 委員会で報告 →農場長の承認を得ること) • 内部検証実施時/年2回/内部検証チーム • 定期審査実施時/年1回/審査機関
一般的衛生管理 (PRP) の検証	<ul style="list-style-type: none"> • 文書化された PRP のとおり (修正があった場合は HACCP ミーティングで報告) • 農場巡回/モニタリング記録の点検/月1回/ HACCP チーム責任者、農場長 • 内部検証実施時/年2回/内部検証チーム • 定期審査実施時/年1回/審査機関
危害分析への入力情報の更新	<ul style="list-style-type: none"> • 施設図面のレビュー • 製品説明書のレビュー • フローダイアグラムのレビュー • 裏付けデータ、疫学データ追加の必要性の有無 • 上記を6ヵ月毎に HACCP チームが実施 ・・・定期 HACCP ミーティングで報告/記録
システム全体の検証	<ul style="list-style-type: none"> • 文書・記録の検証/毎月 (HACCP ミーティング)/ HACCP チーム (毎月のミーティングで記録や手順の改善提案がない か、常に確認すること) • 内部検証/6ヵ月毎/内部検証チーム • 審査機関による定期審査 (継続審査) /年1回/ 審査機関

(参考2) 一般的衛生管理のパトロール記録：(定期作業手順書 No.) (例)

確認事項	結果	指摘改善事項	改善確認者	日付
畜舎周辺の除草				
畜舎周辺が衛生的				
畜舎内清掃				
糞尿処理施設周辺 の清掃状況				
.....				
.....				

一般的衛生管理のパトロールの結果及び改善事項は改善された。

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

第5章 教育・訓練

従事者に対し、次の要件を満たす教育・訓練が効果的に実施されていること。

1. 教育・訓練

HACCP チーム責任者は、従事者に対して衛生管理に関する基本的な知識、作業の手順及び方法、モニタリング、記録付けの方法、HACCP 計画、その他一般的衛生管理プログラム並びに HACCP に関する知識・技能の維持向上を図るため教育・訓練が行われていること。

教育・訓練は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 従事者自らの活動の意味及び重要性を明確に認識されていること。
- (2) 教育・訓練の目的、達成目標が明らかにされていること。
- (3) 教育・訓練の効果を確認し、十分な効果が達成されない場合は再教育が実行されていること。
- (4) (1) から (3) までの事項が計画的に行われ、記録されていること。

2. 教育・訓練プログラム

HACCP チーム責任者は、教育・訓練担当者及び教育・訓練の対象者を明確にし、あらかじめ実施の時期を明確にし、スケジュール化して行うこと。なお、スケジュールを変更する場合は、その理由を記録しておかななければならない。ただし、教育・訓練は、外部の専門家に依頼することができる。

【解説】

1. 家畜・畜産物の安全性確保に影響がある活動を行う全ての従事者の必要な力量を明確にしなければなりません。
2. 従事者に対して衛生管理に関する基本的な知識、担当業務毎に作業の手順、モニタリング、記録付けの方法などの必要な力量が持てるように教育・訓練をしなければなりません。
3. 教育・訓練は計画的に実施し、有効性を評価し、記録しなければなりません。(例示参照)
4. 教育・訓練は内部研修だけでなく、外部開催の研修を活用することも効果的です。

【例】教育・訓練プログラム管理表の一例

〇〇農場 搾乳従事者の力量判定評価表

判定事項	田中 HACCPリーダー	鈴木	吉田	山田 (本年度、転入)
バルクタンクの温度確認・記録	A	A	A	B
前搾り	A	A	A	A
殺菌・洗浄前のパイプライン切替・記録	A	A	A	B
分娩時／乳房炎発見時のストップバンド装着	A	A	A	B
獣医師が休薬期間のある薬剤を使用した際のストップバンド装着	A	A	A	B
生乳出荷を禁止する疾病の理解	A	A	A	C
家畜伝染病の概要／特定疾病の理解・通報ルールの把握	A	A	A	C

★力量判定＝HACCPリーダーが行い、経営者の承認を得ること A:一人で行える B:Aの指導下で行える C:未経験

★本年度の管理目標:B→A:半年以内 C→A:1年以内

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

教 育 訓 練 報 告 書

教育訓練名 (目的)		文書 No.	
作成日	平成 年 月 日	作成者	
承認日	平成 年 月 日	責任者	
実施期間			
講師名 又は機関			
出席者名			
内 容			
感想・結果報告 (有効性の評価)			

<あくまでも例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

平成 年度・教育訓練年間計画書

※計画月に○、実施した時は、●にし、実施できなかった場合は×を中に入れる。

教育・訓練名	内容	受講者氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
バルクタラの温度確認・記録	OJT 訓練													
前搾り	OJT 訓練													
殺菌・洗浄前のパイプライン 切替記録	OJT 訓練													
分娩時/乳房炎発見時のストッ バンド装着	OJT 訓練													
獣医師が休業期間のある薬剤を使 用した際のストッバンド装着	OJT 訓練													
生乳出荷を禁止する疾病の理解	HACCP 講習会													
家畜伝染病の概要/特定疾病の 理解・通報ルールの把握	HACCP 講習会													
ハザード分析・評価教育	HACCP 講習会													
HACCP 教育	HACCP 講習会													
新入社員教育	HACCP 講習会													
内部検証員教育	HACCP 講習会													

くあくまでも例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新

HACCP チーム責任者は、衛生管理システム全体を効果的に運用し、保持するため、次の事項について、それが効果的であり、有効なものであるかどうかを定期的に評価するとともに、改善を必要とする事項が見いだされた場合は、速やかに改善しなければならない。

1. 内部検証

衛生管理システムが効果的であり、有効なものであるかどうかを確認するため、以下に従い、内部検証を実施しなければならない。

- (1) 内部検証員は、経営者又は経営者を代行する者により指名されること。
- (2) 内部検証は、検証手順を明確にし、定められた間隔で、計画的に実施しなければならない。
- (3) 内部検証員は、衛生管理システムが妥当なものであるか、効果的に実施され、改善を要する事項は更新されているかを、インタビュー、文書・記録の点検、現場の観察によって検証しなければならない。
- (4) 内部検証員は、自らが所属する部署を検証することは避けなければならない。
- (5) 内部検証員に外部の専門家を参加させることができる。
- (6) 内部検証の結果は、内部検証報告書として文書化しなければならない。
- (7) 内部検証の結果は、その都度経営者及び HACCP チーム責任者に報告し、改善点があればそれを指摘し、更なる保持向上に寄与しなければならない。

2. 情報の分析

HACCP チームは、衛生管理システム運用の中で収集した情報を分析・評価し、改善に結びつく新たな事実の発見に努めなければならない。情報分析の結果、得られた有効な知見は、記録し、必要に応じて改善に結び付けなければならない。

分析の対象となる情報、記録には、以下の事項が含まれる。

- (1) 外部コミュニケーションの情報
- (2) 内部コミュニケーションの情報
- (3) 一般的衛生管理プログラムの記録
- (4) HACCP 計画の記録
- (5) 検証活動の記録
- (6) 教育・訓練の記録
- (7) 経済性に関わる監視事項の情報

3. 衛生管理システムの更新

経営者は、衛生管理システムの有効性が継続的に向上されるように、改善のための処置を実施すること。必要により衛生管理システムを更新すること。

衛生管理システムの更新活動は、記録すること。

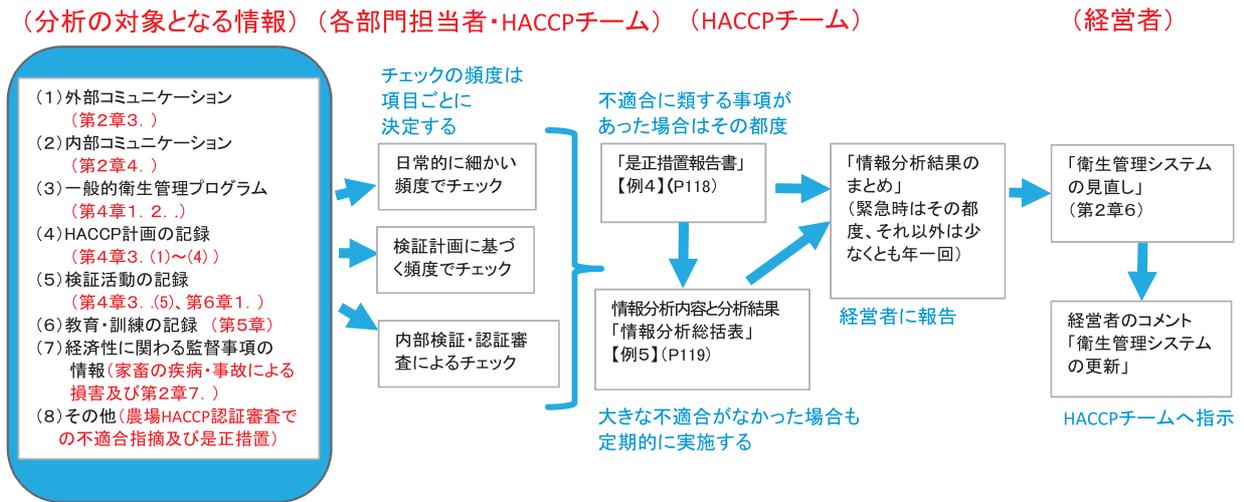
【解説】

1. 第6章では、衛生管理システムを更新する上での3つの大きな要素、「内部検証員による検証」「HACCP チームによる情報の分析」「経営者による衛生管理システム更新の最終決定」について規定されています。
2. 内部検証は、経営者によって任命された内部検証員が行います。認証基準には明記されていませんが、当然のこととして内部検証員には検証をするための力量が必要です。また、「内部検証員は、自らが所属する部門の検証は避けなければならない。」と規定されています。小規模経営の農場やシステムの構築に取り組み始めたばかりの農場では、内部検証員の人選が困難な場合があります。このため、「内部検証員に外部の専門家を参加させることができる。」ことになっています。
3. 内部検証は、衛生管理システムの継続的な改善を客観的な視点から判断する目的で実施します。年に1～2回の定期的な実施を基本としますが、生産工程などに変更があった場合は臨時の検証をすることもあります。
4. 内部検証の実施手順は次の通りです。(例)
 - ① HACCP チーム責任者は、「内部検証計画書」(例示)を作成し、内部検証員に検証を依頼します。
 - ② 内部検証員は、「内部検証チェックリスト」等を作成し、これに基づいて文書・記録の点検、現場確認・従事者へのインタビューなどを実施します。
 - ③ 内部検証員は、検証実施後「内部検証報告書」(例示)を作成し、経営者及び HACCP チーム責任者に提出します。なお、HACCP チーム責任者は HACCP チーム会議や報告書の回覧により検証を受けた各部門等に周知することが望まれます。
5. 「情報の分析」は、HACCP チームの役割とされており、衛生管理システムの検証結果の適切性、妥当性及び有効性を判定する目的で実施します。検証の対象となる情報は認証基準に定められている通りです。このうち、「外部・内部コミュニケーションの情報」「一般的衛生管理プログラムの記録」、「HACCP 計画の記録」、「検証活動の記録」、「教育訓練の記録」は、日常的に細かい頻度でチェックすることが望まれます。

内部検証に基づく是正措置報告書【例4】(P118)や農場 HACCP 認証審査の結果も重要な情報源です。「経済性に関わる監視事項の情報」には、家畜の疾病・事故による損害も含まれます。家畜の疾病・事故の低減化には、獣医師による指導・助言も重要です。
6. 上記の情報源をチェックすると、分析すべき情報が見つかるはずですが、情報分析の方法としては、【例5】(P119 上段)を参考にして各農場に適した「情報分析総括表」を作成し、構築した衛生管理システムが意図する機能を維持していることを確認するための分析を実施することにより問題点を洗い出します。
7. 情報分析の結果及びその結果を受けて行ったシステムの分析等の活動は【例5】(P119 下段)「情報分析結果のまとめ」に記録し、経営者に報告します。このような包括的な情報分析とそのまとめを経営者に報告することは、少なくとも年一回(年度末などに)実施します。
8. 経営者は、HACCP チームの情報分析結果を受け、その内容を分析・評価し、衛生管理システムの更新が必要であると判断した場合は、衛生管理システムの見直しの情報源とします。(第2章6)

9. 衛生管理システムは、一度構築したらそれで終わりではなく、常に改善を図っていくことが重要です。問題点の無いことが必ずしも良いことではなく、むしろ、問題点をすべて明らかにするよう、「改善の種」とすることが重要です。第6章は、PDCA サイクル（計画 Plan⇒実行 Do⇒検証 Check⇒改善 Act）の内の検証 Check と改善 Act に該当します。

「情報の分析」の流れ



【参考】 「内部検証」と「HACCP 計画における検証」の相違

区分	内部検証	HACCP 計画における検証
認証基準	第6章1.	第4章3.(5)
実施者	内部検証員 (経営者または経営者を代行する者が指名する者、外部の専門家を含む)	HACCP チーム
検証目的	農場(組織)の衛生管理システム全体が効果的で、有効に運営されているかどうかの確認	一般的衛生管理プログラム、危害要因分析、モニタリング、是正措置等、個々のシステムが適正に運営されているかどうかの確認
実施時期(例示)	1~2回/年 (必要に応じて随時)	<ul style="list-style-type: none"> 一般的衛生管理の状況：毎日 搾乳記録等の確認：毎日 モニタリングの検証：1回/2カ月 危害要因分析の検証：1回/年 許容限界の検証：1回/年 是正措置の検証：その都度
実施方法	実施時期、実施手順等を明確化 (内部検証規定等で文書化)	HACCP 計画書で明確化

【例】1

作成日	年 月 日	作成者	
承認日	年 月 日	経営者	

内 部 検 証 規 定

1. 目 的 本規定は、内部検証の手順等を明確にすることを目的として定める。
2. 内部検証の実施時期 内部検証は、年2回（3月及び9月）実施するものとする。
3. 内部検証員 (1) 内部検証員は、経営者が任命した者とする。 (2) 経営者は、内部検証員の任命に当たり、任命しようとする者の講習・研修受講履歴等に基づき、内部検証員としての資質・力量を評価するものとする。 (3) 経営者は、内部検証員に外部専門家を任命することができる。
4. 内部検証の手順 (1) HACCP チーム責任者は、あらかじめ被検証部門と日程等の調整を行ったうえで「内部検証計画書」を作成し、経営者の承認を得なければならない。 (2) 内部検証員は、自らの仕事を検証してはならない。 (3) 内部検証員は、「内部検証チェックリスト」を作成し、このチェックリストに基づいて内部検証を実施（文書・記録の検証、インタビュー、現場確認）するものとする。 (4) 内部検証員は、内部検証の結果を「内部検証報告書」としてとりまとめ、経営者及び HACCP チーム責任者に提出して報告しなければならない。
5. 内部検証の結果に基づく対応 (1) 上記4の(4)の規定に基づき、内部検証員から内部検証の結果について報告を受けた HACCP チーム責任者は、内部検証の指摘事項（改善すべき事項等）を分析し、必要に応じて衛生管理システムを改善・更新しなければならない（「課題の見直し表・分析表」で管理、記録するものとする）。 (2) HACCP チーム責任者は、上記(1)に基づき、衛生管理システムの改善・更新を行った時は、その結果等を経営者に報告し、経営者の承認を受けなければならない。

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】2

内 部 検 証 計 画 書

内部検証実施年月日	年 月 日・ 時～ 時
内 部 検 証 の 目 的	〇〇農場が構築した農場 HACCP 衛生管理システムが「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）」及び当農場が定める関係諸規定に適合していることの有無及び継続的改善が図られていることの有無を評価するために実施するものとする。
内 部 検 証 員	〇〇〇〇（内部検証責任者・□□部門長） 〇〇〇〇（△△部門長） 〇〇〇〇（外部専門家・管理獣医師）
内部検証の実施方法	チェックリストに基づき、全ての文書・記録の点検、インタビュー及び現場確認によって実施する。
禁 止 事 項	内部検証員は、自らが関係する部門についての検証を禁止
内 部 検 証 の 結 果 に 基 づ く 対 応	1. 内部検証員から内部検証の結果について報告を受けた HACCP チーム責任者は、内部検証の指摘事項（改善すべき事項等）を分析し、必要に応じて衛生管理システムを改善・更新するものとする（「課題の見直し表・分析表」で管理、記録する）。 2. HACCP チーム責任者は、上記1に基づき、衛生管理システムの改善・更新を行った時は、その結果等を経営者に報告し、経営者の承認を受けるものとする
備 考	

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】3 A農場 内部検証 報告書

1. 内部検証の実施日:20〇〇年7月1日
2. 内部検証の目的: 当該農場が「農場HACCP認証基準(2009.8.14付け)」に基づいた衛生管理システムを構築し、それを適切に運用し、改善・更新していることを検証する。
3. 内部検証の結果 改善を要する事項 2件 (1)改善を要する事項1 農場HACCP認証基準第2章1.(1)によれば、経営者は全供給者、出荷先に周知することとなっています。出荷先(〇〇農協、△△集乳業者)、供給者(飼料業者、動物用医薬品納入者)への周知は確認し、その実施記録も確認しましたが、酪農ヘルパーへの周知は実施しておらず、その記録もありませんでした。 (2)改善を要する事項2 搾乳施設の管理規定によれば、ライナーゴム交換は3ヶ月に1回となっていますが、交換記録を見たところ、半年間、交換されていませんでした。
4. 内部検証の総評 内部検証の結果、HACCP計画の運用(CCPモニタリング記録/検証/修正および是正処置)は適正であり、従事者インタビュー(3名)においても、CCPモニタリング手順と意味を理解していることが確認された。また、牛舎および搾乳施設の一般的衛生管理(整理・整頓・清掃など)は良好で、乳房炎発生時の対応と記録など、家畜疾病への対応も適正であった。 しかしながら、衛生管理方針の周知と搾乳施設の管理に改善の必要性がみられたことから、これらに関する経営者およびHACCPチームの責任・役割を明確にして、改善(修正および是正処置)を実施すべきと考えます。
内部検証の上記結果について、2013年7月1日付けでHACCPリーダーに報告した <p style="text-align: right;">内部検証員 〇〇 〇〇(A農場・総務担当) △△ △△(△△家畜保健衛生所) 内部検証報告書の受領(20〇〇年7月1日) 〇〇 〇〇(A農場・HACCPリーダー)</p>

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】4 是正措置報告書・乳用牛農場

不適合情報	情報源：①方針・目標の適切性 ②外部情報 ③内部情報 ④特定事項（緊急時事態） ⑤資源の提供 ⑥教育・訓練 ⑦一般的衛生管理プログラムの記録 ⑧内部検証 ⑨その他（ ）	
発生工程	搾乳	
発生日時	平成〇〇年 〇月 〇日 〇時 〇分	
報告者（担当者）氏名：〇〇 〇〇		
1. 不適合の内容： 乳房炎のため抗生物質で治療中の牛（No.5584）を誤って出荷牛群に入れて搾乳パーラーへ誘導してしまった。後肢に装着したストップバンドで出荷禁止牛であることに気付いたため、出荷禁止乳のバルクへの混入は防止することができた。		
2. 修正が実施された場合、その記録： 当該牛はバケットミルカーで搾乳し、乳は廃棄した。誤導入の事実を搾乳日報に記載した。		
3. 不適合の原因：①施設の構造関係 ②施設の衛生関係 ③原材料資材関係 ④家畜の衛生関係 ⑤家畜の移動関係 ⑥従事者の力量・意識関係 牛舎内作業担当者が出荷牛の搾乳作業中に出荷禁止牛エリアの清掃を開始したため、出荷禁止牛エリアのゲートが開いてしまい、出荷禁止牛が出荷牛群内に入ってしまった。		
4. 再発防止策（計画を記入し、承認者の承認を受ける。承認者は効果確認予定時期を記入する。）		
是正措置の計画：	是正措置の実施	
出荷禁止牛エリアの清掃は、出荷禁止牛が搾乳待機場場に移動しエリア内に牛がいない状態で実施することとした。また、短時間に終了できるように 2 人で作業するよう手順書を変更した。さらに、朝のミーティングで全従業員に対し CCP の重要性とストップバンドの確認について再確認した。	① 実施年月日：平成〇〇年 〇月 △日 ② 計画通りの措置を実施したか <input checked="" type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO NO の場合その理由： 承認者（HACCP 責任者）：▲▲ ▲▲ 効果確認予定日：平成 〇〇年 ▲月▲日	
5. 他部門での再発防止のための類似事項の確認： 今回の事故の遠因は、出荷禁止牛エリアの清掃を搾乳終了時までには 1 人で実施していたことであつたため、他の部門に人員と仕事量の不均衡がないかを点検した。		
6. 効果の確認： 出荷禁止エリアの清掃手順を変更し 3 か月経過したが、2 人で実施するようになってから時間に余裕ができ、出荷禁止牛の移動は適正に実施されている。 確認年月日：平成〇〇年 ▲月 〇日		
確認	確認者（担当者）：〇〇 〇〇	平成〇〇年 ▲月 △日
審査	HACCP チーム責任者：▲▲ ▲▲	平成〇〇年 ▲月 ▲日
7. 経営者の最終評価： 今回の事故は、CCP の逸脱につながりかねない重大なものであつたが、搾乳担当者によるストップバンドの確認で出荷禁止乳の混入が防止できたことは良かった。 牛舎内作業担当者も根本原因を究明して手順を変更し、改善ができたことは評価できる。 今後も、注意深く業務を遂行してもらいたい。ご苦労様でした。		
承認	経営者（農場長）：□□ □□	平成〇〇年 ▲月 □日
※是正措置は必ず衛生管理システムの見直しへ展開すること。		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】5 情報分析総括表・乳用牛農場

1. 情報分析内容と分析結果 (報告書を記載する)

検証総合判定 ; ○ 適正 △ 注意 × 改善の必要あり

情報分析内容	情報分析結果	判定
1) 外部コミュニケーションの情報記録	出荷先酪農協からの出荷乳の成績表は成分、体細胞数、細菌数とも問題なく、クレーム情報もなかった。	○
2) 内部コミュニケーションの情報記録	出荷禁止牛エリアの清掃が、1人では困難であったことが共有されていなかった。朝礼や、HACCP チーム員会議で十分に意思疎通を図る必要がある。	×
3) 一般的衛生管理プログラムの記録	清掃チェックシート、訪問者の記録、薬品の使用記録、ミルカー点検記録は問題なく記載されていた。	○
4) HACCP 計画の記録	バルク乳温度、乳牛の治療記録などは搾乳チェックシートに滞りなく記録されており、逸脱もなかった。	○
5) 検証活動の記録	内部検証は計画通り実施され、文書審査で数か所の日付、署名の漏れの指摘があったが、重大な指摘事項はなかった。	△
6) 教育・訓練の記録	従業員の講習会への参加は計画通り実施されていた。昨年度採用者の力量も順調に上昇していた。	○
7) 経済性に関わる監視事項の情報記録	乳房炎の早期発見により廃棄乳が減少しており、良い傾向である。治療薬剤の使用量も減少している。	○
8) その他	農場 HACCP 更新審査で審査員から指摘された観察事項 2 件は、全て修正・是正されていた。	○

2. 情報分析結果のまとめ

(注記) 上記の情報分析内容のうち、衛生管理システムの見直し(第2章6)へのインプット情報だけを記載する。

内部コミュニケーションの情報記録の確認
①検討内容 出荷禁止牛が出荷牛と同時にパーラーに入ってしまった問題では、出荷禁止牛エリアの清掃が、1人では時間的に困難であったことがチームに共有されていなかったことが問題であった。
②対応策 「他部門での再発防止のための類似事項の確認」で、他の部門に人員不足がないかは確認した。 今後は、朝礼や HACCP チーム員会議で若い職員が発言しやすい環境を作ることが必要である。
内部検証の適切性
①検討内容 各部門ともに内部検証に慣れてきたが、平成〇〇年度の内部検証(年2回)の結果を見ると、2回とも質問事項がほぼ同じで、内部検証活動のマンネリ化が懸念される。内部検証員の力量向上が今後の課題である。
②対応策 内部検証員の力量向上のための教育・訓練を当面年2回(5月及び11月)実施する。来年度の本見直し会議では、内部検証が適切に実施されたかどうかを評価するとともに、教育・訓練の効果を確認するものとする。

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意ください。>

第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項

1. 衛生管理文書リスト

HACCP チーム責任者又は HACCP チーム責任者によって指名された者は、農場の衛生管理に係る文書（以下「衛生管理文書」という）の全体像を把握できる衛生管理文書リストを作成しなければならない。

衛生管理文書リストは、保持、更新しなければならない。

2. 文書、記録に関する要求事項

(1) 文書

文書化及び文書の保存、管理の手順・方法を文書化し、保持しなければならない。

① 文書化

文書化するときは、次の事項を満たさなければならない。

- ・文書は読み易く分かりやすいこと。
- ・作成者の所属、署名及び作成した日付があること。
- ・責任者の所属、署名及び署名した日付があること。
- ・更新の履歴が明確にされていること。

② 文書管理

文書は、以下の要件が満たされるように管理されなければならない。

- ・文書管理体系を確立すること。
- ・文書ごとに管理責任者を定めること。
- ・文書を配布する際は、配布先が明確にされていること。
- ・必要なときに、必要なところで使用可能であること。
- ・現在の改訂版が最新のものであること。
- ・廃棄する文書を明確にし、適切に廃棄処分されていること。
- ・廃棄の手順が文書化されていること。

(2) 記録

記録付け及び記録の保存、管理の手順を文書化し、保持しなければならない。

記録は、文書と区別して保持しなければならない。

① 記録付け

記録は、次の事項を満たさなければならない。

- ・記録は読み易いこと。
- ・記録付けを行った人の所属、署名及び記録付けを行った日付、必要により時間
- ・責任者の所属、署名及び署名した日付があること。
- ・記録の様式は、あらかじめ定められた頻度又は時期に見直されること。

② 記録管理

記録は、以下の要件が満たされるように管理されなければならない。なお、記録の識別が容易で、検索できることが望ましい。

- ・記録ごとに管理責任者を定めること。
- ・記録の保管場所、保存期間が明確であること。
- ・廃棄の手順が文書化されていること。

【解説】

1. 基準で要求される文書及び記録は以下に例示したとおりです。
2. 文書管理表には、制定年月日、保管場所、管理責任部署、配布先の記載も必要です。
3. 記録管理表には、管理責任部署、保管場所、保存期間の記載が必要です。
4. 文書の改定記録や記録の廃棄記録は、別表で管理することも有用です。

(参考) 認証基準で要求のある文書と記録 (例)

文書	記録
Ⅱ－1. 1) 衛生管理方針	
2) 衛生管理目標	
3) 組織及び組織の責任と権限	
Ⅱ－2. HACCP チーム員の責任・権限	
Ⅱ－3. 外部コミュニケーションの手順・方法	外部コミュニケーションの記録
Ⅱ－4. 内部コミュニケーションの手順・方法	
Ⅱ－5. 特定事項への備え	特定事項に対する措置の記録
Ⅱ－6. 衛生管理システムの見直し	衛生管理システムの見直しの結果の記録
Ⅲ－1. 素畜等の原材料及び資材	
Ⅲ－2. 家畜・畜産物の特性	
Ⅲ－3. 意図する用途	
Ⅲ－4. 1) 工程一覧図	
2) 現状作業	
3) 生産環境	
Ⅳ－1. 一般的衛生管理プログラム	一般的衛生管理プログラムの検証、修正の記録
Ⅳ－2. 危害分析：	危害分析の記録
Ⅳ－3. HACCP 計画	モニタリング記録
	是正処置の記録
	検証の記録
Ⅴ－2. 教育・訓練プログラム	教育・訓練の記録
Ⅵ－1. 内部検証	内部検証報告書
Ⅵ－2. 情報の分析	情報の分析記録
Ⅵ－3. 衛生管理システムの更新	衛生管理システムの更新活動の記録
Ⅶ－1. 衛生管理文書リスト	
Ⅶ－2. 1) 文書化及び文書の保存、管理、 廃棄の手順	更新の履歴記録
Ⅶ－2. 2) 記録付け及び記録の保存、管理、 廃棄の手順	

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例示】	文書管理規定			1 頁	文書番号	
					製品名	
作成日 (最終更新日)	平成	年	月	日	作成者	Ⓜ
承認日	平成	年	月	日	責任者	Ⓜ

1. 目的:

この規定は、〇〇〇〇農場における衛生管理文書及び記録の管理、取り扱いに関する事項を定めることにより衛生管理システムの円滑な運用を図ることを目的として定めるものである。

2. 衛生管理文書リストの作成:

- (1) HACCP チーム責任者は、〇〇〇〇農場の衛生管理システムの全体像を把握できるよう「衛生管理文書リスト」を作成し、必要に応じてこれを更新するものとする。
- (2) 「衛生管理文書リスト」には、文書番号、文書名、制定年月日、作成者氏名、承認年月日、責任者氏名、配布先、保管場所及び保管期間を記載するものとする。

3. 文書の管理:

- (1) 文書には、作成年月日、作成者氏名、承認年月日及び責任者（承認者）の氏名を記載するものとする。
- (2) 上記(1)の作成者及び責任者（承認者）の氏名は、本人が自筆で署名するものとする。ただし、氏名が印字の場合にあっては、「印鑑登録簿」に登録された印鑑を押印することにより署名に代えることができる。
- (3) 文書の管理責任者は、HACCP チーム責任者とする。
- (4) 文書のうち配布先がある文書については、その配布先を「衛生管理文書リスト」に記載するものとする。
- (5) 文書の保管期間は、「衛生管理文書リスト」に定める期間とする。ただし、法定の保管期間がある文書については、当該法定期間とする。
- (6) 文書の保管場所は、HACCP チーム責任者が定める場所とする。
- (7) 文書は、パソコンに入力したものであっても全てプリントアウトしたうえで分りやすくファイリングし、上記(6)に定める場所に保管し、必要なときはいつでも従業員が閲覧できるようにしておくものとする。
- (8) 文書は、常に最新のものに更新するとともに、文書を更新したときは、「衛生管理文書更新履歴」に文書番号、文書名、制定年月日、更新年月日、更新内容及び更新者氏名を記載するものとする。
- (9) 保管期間を経過した文書は、HACCP チーム責任者が確認し、農場内の焼却炉で焼却処分するものとする。

文書管理規定	2 頁	文書番号	
		製品名	

<p>(10) 保管期間を経過しないうちに文書を更新した場合、更新前の文書は、当該文書の保管期間が経過するまでは廃棄せずに保管しておくものとする。</p> <p>(11) 衛生管理文書は、内部検証結果等に基づき、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>4. 記録の管理：</p> <p>(1) 記録には、記録付けを行った者の署名及び記録付けを行った年月日（必要により時間）及び責任者の署名及び確認年月日を記載するものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の記録付けを行った者及び責任者（承認者）の氏名は、本人が自筆で署名するものとする。ただし、氏名が印字の場合にあつては、「印鑑登録簿」に登録された印鑑を押印することにより署名に代えることができる。</p> <p>(3) 記録付けは、消すことのできないボールペン等を使用して行うものとし、訂正する場合は、訂正箇所を二重線で見え消しにしたうえで訂正するものとする。</p> <p>(4) 記録の管理責任者は、記録の種類に応じてHACCPチーム責任者などが決定する。</p> <p>(5) 記録の保管期間は、法定の保管期間を考慮したうえで決定し「記録リスト」に定める。</p> <p>(6) 記録の保管場所は、HACCPチーム責任者などが定めた場所とする。</p> <p>(7) 記録の様式は原則として〇年ごとに見直しを行い、様式を更新した場合は更新履歴を記録する。</p> <p>(8) 保管期間を経過した記録は、HACCPチーム責任者などが確認し、農場内の焼却炉で焼却処分するものとする。</p>

【解説】

1. 第7章の1では、農場の衛生管理システムの全体像を把握することができるよう HACCP チーム責任者（又は HACCP チーム責任者によって指名された者）が「衛生管理文書リスト」を作成しなければならないとされています。
2. また、第7章の2では、「文書、記録に関する要求事項」として、文書及び記録に関する要件が掲げられており、文書化と文書管理、記録付けと記録管理に関することがそれぞれ具体的に定められています。
3. 上記の文書及び記録に関する要件については、これを「文書管理規定」として明確に定めておくことが必要です。（上記例示参照）

【例示】印鑑登録簿				文書番号	
				製品名	
作成日 (最終更新日)	平成	年	月 日	作成者	Ⓜ
承認日	平成	年	月 日	責任者	Ⓜ

文書・記録管理規定の3(2)及び4(2)に基づき、文書・記録の作成者及び責任者並びに経営者の署名に代えて押印する印鑑については、下記印影の印鑑を使用するものとする。

経営者の印	HACCP チーム責任者の印
〇〇〇〇の印	〇〇〇〇の印

4. 文書、記録の作成者、責任者及び経営者の署名を自筆でなく、パソコン・ワープロなどの印字で行う場合は、文書・記録管理規定にその旨を定めた上で、各自の印鑑を登録します。

飼養衛生管理基準（平成 29 年 2 月 1 日改正）

飼養衛生管理基準（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊）

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等
1 家畜防疫に関する最新情報の把握等
1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。
II 衛生管理区域の設定
2 衛生管理区域の設定
2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。
III 衛生管理区域への病原体の持込みの防止
3 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限
3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。以下同じ）。を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。
5 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒
5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。
6 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置
6 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。
7 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置
7 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。
8 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置
8 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。
IV 野生動物等からの病原体の侵入防止
9 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止
9 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
10 飲用に適した水の給与
10 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。
11 家畜の死体の保管場所
11 家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。
V 衛生管理区域の衛生状態の確保
12 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等
12 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。
13 空房又は空ハッチの清掃及び消毒
13 家畜の出荷又は移動により畜房又はハッチ（子牛を個別に飼養するための小型の畜舎をいう。）が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。

14 密飼いの防止	14 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
VI 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	
15 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	15 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。
16 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	16 飼養する家畜に特定症状以外の異状（死亡を含む。以下同じ。）であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
17 毎日の健康観察	17 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。
18 家畜を導入する際の健康観察等	18 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。
19 家畜の出荷又は移動時の健康観察等	19 家畜の出荷又は移動を行う場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。
VII 埋却等の準備	
20 埋却等の準備	20 埋却の用に供する土地（成牛（月齢が満二十四月以上の牛をいう。）一頭当たり五平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。
VIII 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	
21 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	21 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 (1) 衛生管理区域に立ち入った者（家畜の所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的（目的にあつては、所属等から明らかな場合を除く。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。 (2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名 (3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日 (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日 (5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢
IX 大規模所有者に関する追加措置	
22 獣医師等の健康管理指導	22 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。
23 通報ルールの作成等	23 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。

飼養衛生管理基準（豚、いのしし）

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等	
1 家畜防疫に関する最新情報の把握等	
1	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。
II 衛生管理区域の設定	
2 衛生管理区域の設定	
2	自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。
III 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
3 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限	
3	衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	
4	衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。
5 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒	
5	衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。
6 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用	
6	衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。
7 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	
7	当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。
8 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	
8	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。
9 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	
9	過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。
10 処理済みの飼料の利用	
10	飼養する家畜に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、当該飼料が生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏七十度以上で三十分間以上又は摂氏八十度以上で三分間以上の加熱処理が行われたものを用いること。
IV 野生動物等からの病原体の侵入防止	
11 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	
11	畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
12 飲用に適した水の給与	
12	飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。

13 家畜の死体の保管場所	13 家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。
V 衛生管理区域の衛生状態の確保	
14 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等	14 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他の液体が付着する物品を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあつては一頭ごとに交換又は消毒をすること。
15 空舎又は空房の清掃及び消毒	15 家畜の出荷又は移動により畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。
16 密飼いの防止	16 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
VI 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	
17 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	17 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。
18 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	18 飼養する家畜に特定症状以外の異状であつて、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
19 毎日の健康観察	19 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。
20 家畜を導入する際の健康観察等	20 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。
21 家畜の出荷又は移動時の健康観察	21 家畜の出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。
VII 埋却等の準備	
22 埋却等の準備	22 埋却の用に供する土地（肥育豚（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。
VIII 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	
23 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	23 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 (1) 衛生管理区域に立ち入った者（家畜の所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的（目的にあつては、所属等から明らかな場合を除く。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。 (2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名 (3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日 (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日 (5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状、頭数及び月齢

IX 大規模所有者に関する追加措置	
24 獣医師等の健康管理指導	24 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。
25 通報ルールの作成等	25 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあつては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。

飼養衛生管理基準（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等	
1 家畜防疫に関する最新情報の把握等	1 自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。
II 衛生管理区域の設定	
2 衛生管理区域の設定	2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。
III 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
3 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限	3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。
5 衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者の消毒	5 衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。
6 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用	6 衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置するとともに、家きん舎ごとの専用の靴（家きん舎に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに当該家きん舎ごとの専用の靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。
7 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	7 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。
8 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きん若しくはその死体又は当該家きんが生産した卵に直接接するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家きんの飼養管理に必要な物品を家きん舎に持ち込まないこと。
9 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	9 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。

IV 野生動物等からの病原体の侵入防止	
10	給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止
10	家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
11	飲用水の消毒
11	野生動物の排せつ物等が混入するおそれがある水を飲用水として飼養する家きんに給与する場合には、これを消毒すること。
12	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
12	野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。
13	ねずみ及び害虫の駆除
13	家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕するとともに、ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために必要な措置を講ずること。
14	家きんの死体の保管場所
14	家きんの死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。
V 衛生管理区域の衛生状態の確保	
15	家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等
15	家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。
16	空舎又は空ケージの清掃及び消毒
16	家きんの出荷又は移動により家きん舎又はケージ（家きんを飼養するためのかごをいう。）が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。
17	密飼いの防止
17	家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養しないこと。
VI 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処	
18	特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
18	飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。
19	特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止
19	飼養する家きんに特定症状以外の異状であって、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷及び移動を行わないこと。当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家きんにその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
20	毎日の健康観察
20	毎日、飼養する家きんの健康観察を行うこと。
21	家きんを導入する際の健康観察等
21	他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家きんの健康状態の確認等により健康な家きんを導入すること。導入した家きんに家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。
22	家きんの出荷又は移動時の健康観察
22	家きんの出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家きんの健康状態を確認すること。また、家きんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

VII 埋却等の準備	
23 埋却等の準備	23 埋却の用に供する土地（成鶏（日齢が満百五十日以上の鶏をいう。）百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。
VIII 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	
24 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	24 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 (1) 衛生管理区域に立ち入った者（家きんの所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的（目的にあつては、所属等から明らかな場合を除く。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持ち出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。 (2) 家きんの所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名 (3) 導入した家きんの種類、羽数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日 (4) 出荷又は移動を行った家きんの種類、羽数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日 (5) 飼養する家きんの異状の有無及び産卵個数又は産卵重量並びに異状がある場合にあつてはその症状、羽数、日齢及び当該異状が確認された農場内の場所
IX 大規模所有者に関する追加措置	
25 獣医師等の健康管理指導	25 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家きんの健康管理について指導を受けること。
26 通報ルールの作成等	26 大規模所有者は、従業員が飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあつては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。

※ 大規模農場とは

- ・乳用牛（成牛）：200 頭以上
- ・育成牛（乳用種で月齢が満 17 か月未満、その他の牛で満 24 か月未満のもの）：3,000 頭
- ・肥育牛：3,000 頭以上
- ・水牛及び馬：200 頭以上
- ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：3,000 頭以上
- ・鶏、うずら：10 万羽以上
- ・あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥：1 万羽以上

（家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2 第 8 号より）

参考資料 [例] 一覧表

(第2章 経営者の責任関係)

衛生管理方針・養豚農場	14
衛生管理目標・養豚農場	14
衛生管理方針・各畜種の農場	15
衛生管理目標・各畜種の農場	15
組織図	16
農場における主な責任と権限分担表	17
業務分掌表	18
HACCP チーム員の役割分担	20
外部・内部コミュニケーション規定	22
外部コミュニケーションのリスト	23
外部 内部 情報連絡票	23
衛生管理規定書 特定事項への備え-3	25
衛生管理規定書 特定事項への備え-4	26
衛生管理システムの見直し会議議事録	28
衛生管理システム見直し規定	29

(第3章 危害要因分析の準備関係)

乳用牛農場における『原材料及び資材リスト』	34
『製品説明書』	35
肉用牛農場における『原材料及び資材リスト』	36
『製品説明書』	37
養豚農場における『原材料及び資材リスト』	38
『製品説明書』	39
採卵鶏農場における『原材料及び資材リスト』	40
『製品説明書』	41
肉用鶏農場における『原材料及び資材リスト』	42
『製品説明書』	43
乳用牛農場における文書化例	
[1] 乳牛管理全体のフローダイアグラム 製品名：生乳	46
乳用牛農場における文書化例2	
[2] フローダイアグラム 「3-3 搾乳後作業」 製品名：生乳	47
[3] 工程内作業分析シート	48
[4] 日常作業分析シート	49
[5] 定期作業分析シート	50
[6] 不定期作業分析シート	51
肉用牛農場における文書化例	
[1] フローダイアグラム 製品名：肉用牛	52
[2] 日常作業及び定期・不定期作業整理表	53
[3] 工程内作業分析シート	54
[4] 工程内作業分析シート	55

[5] 日常作業分析シート	56
[6] 定期作業分析シート	57
[7] 不定期作業分析シート	58
養豚農場における文書化例	
[1] フローダイアグラム 製品名：肥育出荷豚・廃用種豚	59
[2] 日常作業及び定期・不定期作業整理表	60
[3] 工程内作業分析シート	61
[4] 工程内作業分析シート	62
[5] 不定期作業分析シート	63
採卵鶏農場における文書化例	
[1] フローダイアグラム（インライン方式）	64
[2] 工程内作業分析シート	65
[3] <鶏舎の清掃・水洗・消毒> 作業実施記録	66
[4] <鶏舎の清掃・水洗・消毒> 検査記録	66
[5] 工程内作業分析シート	67
[6] 導入記録表	68
[7] 工程内作業分析シート	69
[8] 工程内作業分析シート	70
肉用鶏農場における文書化例	
[1] フローダイアグラム 製品工程図	71
[2] 日常作業及び定期・不定期作業整理表	72
[3] 鶏舎の清掃・水洗・消毒 検査記録	73
[4] 工程内作業分析シート	74
[5] 工程内作業分析シート	75
[6] 日常作業分析シート	76
[7] 定期作業分析シート	77
[8] 不定期作業分析シート	78
（第4章 一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成関係）	
（参考1-1）飼養衛生管理基準と一般的衛生管理プログラム関連表（牛）	80
（参考1-2）飼養衛生管理基準と一般的衛生管理プログラム関連表（豚）	81
（参考1-3）飼養衛生管理基準と一般的衛生管理プログラム関連表（鶏）	82
（参考2）一般的衛生管理プログラム整理表	83
法規制と管理手順、記録等	
[1] 乳用牛	84
[2-1] 肉用牛	85
[2-2] 肉用牛	86
[3-1] 養豚	87
[3-2] 養豚	88
危害要因分析の例	
[1] 乳用牛	91
[2] 肉用牛	92

[3] 豚	94
[4] 採卵鶏	96
[5] 肉用鶏	97
HACCP 計画 (例)	
[1] 乳用牛	102
[2] 肉用牛	103
[3-1] 豚：CCP1「注射針の管理」	104
[3-2] 豚：CCP2「肥育豚の出荷選抜」	105
[4] 採卵鶏	106
[5] 肉用鶏	107
(参考1) 検証計画	108
(参考2) 一般的衛生管理のパトロール記録：(定期作業手順書 No.)	108
(第5章 教育・訓練関係)	
教育・訓練プログラム管理表の一例	109
教育訓練報告書	110
教育訓練年間計画書	111
(第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新関係)	
[1] 内部検証規定	115
[2] 内部検証計画書	116
[3] A農場 内部検証 報告書	117
[4] 是正措置報告書・乳用牛農場	118
[5] 情報分析総括表・乳用牛農場	119
(第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項関係)	
(参考) 認証基準で要求のある文書と記録	121
文書管理規定	122
衛生管理文書更新履歴	124
印鑑登録簿	125

執筆者（五十音順）

赤松 裕久	静岡県畜産技術研究所 上席研究員
朝日 光久	(元) 日本獣医師会 事務局長
犬丸 憲之	犬丸獣医科クリニック 院長
岩田 祐之	山口大学農学部獣医学科 教授
片岡 康	日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科 准教授
河合 一洋	麻布大学獣医学部獣医学科 准教授
川邊 久浩	熊本県城北家畜保健衛生所 防疫課長
見学 一宏	(元) 千葉県農業共済組合連合会西部家畜診療所
小池 郁子	エス・エム・シー株式会社 課長
富田 眞之	有限会社富田養鶏場 取締役社長
西貝 正彦	有限会社那須 ET 研究所 代表
西村 雅明	西村獣医科クリニック 院長

(所属等は執筆当時)

